

建設業許可申請の変更の手引

平成 31 年 度

知事及び大臣の新規・追加・更新・変更に関する書類の受付

1 場 所 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都都市整備局市街地建築部建設業課 (代表) 03-5321-1111
都庁第二本庁舎 3 階南側

知事の更新・変更 (決算報告等、許可要件に関わらないもの)
大臣の新規・追加・更新・変更

【相談】(内線) 30-657, 658, 659

【審査窓口】(内線) 30-690, 30-692, 30-693, 30-694, 30-695

※ 大臣の確認資料及び審査内容に関する相談は関東地方整備局へ (巻末参照)

知事の新規・追加・変更 (許可要件に関わるもの)

【相談】(内線) 30-657, 658, 659

【審査窓口】(内線) 30-661, 30-662, 30-666, 30-671

(許可通知書に関するお問合せは (内線) 30-652へ)

2 時 間

午前9:00～午後5:00

※ 新規の申請は午前9:00から午前11:30までに、
午後1:00から午後4:00までをお願いします。

※ 受付前に手数料納入手続きが必要です。P16記載の各種申請
に関しては、早めの時間に御来庁願います。

※ 手数料納入窓口の開設時間 午前9:00～午後5:00

初めて申請する場合は、原則として建設業課内の相談コーナー
で予備調査を受けてください。(内線) 30-657, 658, 659

時間 午前 9:30～11:30

午後 1:00～ 4:30

(手数料が発生する申請に関する相談は午後4:00までをお願いします。)

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

は　じ　め　に

この手引は、建設業の許可を受けようとする方及び変更届を提出する方のために、建設業法に基づく許可の基準や申請の手続などを簡明にまとめたものです。法律の趣旨を十分御理解の上、この手引を参考に手続を行ってください。

なお、申請用紙の記入漏れや添付書類の不備があった場合、提出書類を受付できないことがあります。受付した場合でも、取下げや却下処分を行わなくてはならないことがあります（登録免許税を除き、手数料は返却できません。）。提出書類や添付書類に虚偽や不正があった場合は、法律により処罰されますので注意してください。

国土交通大臣許可については、東京都では形式審査（申請書類等が整っているかどうかのチェック）のみを行い、国土交通省関東地方整備局が審査を行うこととなります（許可申請書、その他法令で定められている提出書類（法定書類）を東京都の窓口を持参し、確認資料は、申請後1週間以内に国土交通省関東地方整備局へ直接送ってください。）。

詳細は、別途国土交通省関東地方整備局のホームページ（<http://www.ktr.mlit.go.jp/>）を御覧ください。

申請手続の代理については、法律で行政書士又は弁護士に限られています。これら以外の方が、業としてこれを行うことはできません（提出の際、身分証明書の提示を求める場合があります。）。

「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」及び「建設業許可事務ガイドライン」を基にまとめました。

（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html）

注意

- ・ 個人の確定申告書・特別徴収税額決定通知書等の写しを添付書類として提出する場合、既に記載されているマイナンバー部分の消去（マスキング等）をしてからコピーしてください。
- ・ 解体工事業の新設に伴う経過措置期間（令和元年5月末まで）は終了しました。解体工事業を営む場合には、解体工事業の許可を受ける必要があります（P67～71を参照してください。）
- ・ 元号について、申請書類内で「平成」と記載されている箇所は、必要に応じて「令和」に修正してください。

目 次

《Ⅰ 建設業許可の制度》

1 建設業法の目的	1
2 建設業の許可と種類	
(1) 建設業とは	2
(2) 許可を必要とする者	2
許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）	2
(3) 許可の種類	2
(4) 建設工事と建設業の種類	3
3 営業所の要件	6
4 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）	7
(1) 下請契約金額の制限	7
(2) 専任技術者について	7
(3) 財産的基礎について	7
5 許可の有効期間（5年間）	7
6 東京都知事に係る建設業許可の基準（許可を受けるための要件）	8
(1) 「経營業務の管理責任者」の要件	10
(2) 「専任技術者」の要件	10
(3) 「誠実性」	11
(4) 「財産的基礎等」（一般建設業の財産的基礎と特定建設業の財産的基礎）	11

《Ⅱ 建設業許可の申請》

1 許可申請の手続	
(1) 手続の流れ	12
(2) 提出場所	12
(3) 提出窓口	12
(4) 受付時間	12
(5) 処理期間	12
※新規申請で予約する場合のフロー図	13
※新規申請予約方法の詳細	14
(6) 更新申請の受付期間	15
(7) 提出部数及び提出方法	15
(8) 許可の通知	15
(9) 許可申請の手数料	16
(10) 許可の一本化（許可の有効期間の調整）	17
(11) 許可申請の取下げ及び登録免許税の還付	17
2 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧	18
(1) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用書類は、(2)参照）	18

(2) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用）	18
(3) 確認資料等	19
3 提出書類のとり方	21
(1) 都知事許可業者の提出書類のとり方	21
(2) 大臣許可業者の提出書類のとり方	21
※別とじ用表紙	22
4 申請書類記載例	
(1) 建設業許可申請書（様式第一号）	25
(2) 建設業許可申請書 別紙一・二(1)・二(2)・三・四	26
(3) 工事経歴書（様式第二号）	28
(4) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）	30
(5) 使用人数（様式第四号）	31
(6) 誓約書（様式第六号）	31
(7) 経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）	32
(8) 経營業務の管理責任者の略歴書（別紙）	33
(9) 専任技術者証明書（新規、許可換え新規及び業種追加）（様式第八号）	34
(10) 実務経歴証明書（様式第九号）	36
(11) 指導監督の実務経歴証明書（様式第十号）	37
(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）	37
(13) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規）（様式第十一号の二）	38
(14) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）	39
(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）	40
(16) 株主（出資者）調書（様式第十四号）	40
(17) 財務諸表	41
(18) 営業の沿革（様式第二十号）	45
(19) 所属建設業者団体（様式第二十号の二）	45
(20) 健康保険等の加入状況（様式第二十号の三）	46
(21) 主要取引金融機関名（様式第二十号の四）	46
5 確認資料等（知事許可）	
(1) 経營業務の管理責任者の確認資料（新規・追加・更新）	47
(2) 専任技術者の確認資料（新規・追加・更新）	48
（参考）資格認定証明書（例）	49
（参考）監理技術者資格者証（例）	50
(3) 営業所の確認資料	51
(4) 指導監督の実務経歴の確認資料	51
(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料	51
(6) 国家資格者等・監理技術者の確認資料（新規・変更・追加）	51
(7) 営業所所在地案内図	52
(8) 営業所写真	52
(9) 健康保険等の加入状況の確認資料	53
(10) 登記されていないことの証明書・身分証明書	56
(11) 役員等氏名一覧表	57

6	コード番号表	
(1)	東京都区市町村コード番号表	58
(2)	専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	58
(3)	国家資格者等・監理技術者一覧表におけるコード番号表	59
7	技術者の資格（指定学科）表	60
8	技術者の資格（資格・免許及びコード番号）表	62
9	登録基幹技能者について	64
10	国家資格等についての問合せ先	66
11	解体工事業について	67
《Ⅲ	許可後に必要な手続》	73
1	変更届、廃業届の提出	74
(1)	変更届	74
(2)	廃業届	77
2	変更届記載例	
(1)	変更届出書（第一面：様式第二十二号の二）	78
(2)	変更届出書（第二面：様式第二十二号の二）	80
(3)	経營業務の管理責任者証明書（変更）（様式第七号）	82
	（経營業務の管理責任者の確認資料）	83
(4)	専任技術者証明書（変更）（様式第八号）	84
	（専任技術者の確認資料）	86
(5)	専任技術者証明書（変更）等の作成具体例	87
(6)	国家資格者等・監理技術者一覧表（変更・追加・削除）（様式第十一号の二）	89
(7)	届出書（様式第二十二号の三）	
	（営業所の廃止・一部廃業に係る経營業務の管理責任者及び専任技術者の削除等）	90
(8)	変更届出書（決算）（別紙8）	91
(9)	変更届出書（別紙8）の訂正について（提出済みの決算報告書を訂正する場合）	92
3	廃業等の届出	
(1)	廃業等の届出要件	93
(2)	廃業届（様式第二十二号の四）	94
4	標識の掲示	97
5	建設業許可証明書発行申込み	98
6	建設業許可関係提出書類の閲覧	99
7	建設業許可（東京都知事許可）に関わる変更届等の郵送受付	99
8	申請書類の入手先案内	100
9	都庁第二本庁舎3階フロア案内	101

I 建設業許可の制度

1 建設業法の目的 ――法第1条――

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の目的は、大きく分けて二つあります。

その第一は、手抜き工事、粗雑工事などの不良工事を防止するとともに、更に積極的に適正な施工を実現して、発注者の保護を図ることです。

第二は、建設業の健全な発達を促進することです。建設業は、住宅、道路、上下水道、学校、事務所、工場等の個人生活や社会生活の基盤となる諸施設の整備を担う重要な産業で、国民経済と深く関わっています。この建設業が調和のとれた産業として発達することは、公益的にも必要です。

これら二つの目的は、相互に密接な依存関係に立つもので、共に公共の福祉の増進に寄与することを理念としています。

さらに、法は、以上の二つの目的を達成する手段として、次の二つのことを示しています。

その第一は、建設業を営む者の資質の向上です。具体的な方策として建設業の許可制があり、また、施工技術の確保と向上を図るための技術検定制度があります。

第二は、建設工事の請負契約の適正化です。発注者と請負人、元請負人と下請負人の間に交わされる請負契約をより公正かつ平等にすることによって、請負人、特に下請負人の保護を図ろうとするものです。具体的には、請負契約の原則の明示、契約書の記載事項の法定、一括下請負の禁止の制度等があります。

そのほか、法の目的を達成するため、建設工事紛争審査会の設置、建設業者の経営事項審査制度並びに建設業者及び建設業者団体に対する指導監督の制度があります。

このように、法は、単に建設業者に対して指導監督を行うだけでなく、積極的に指導育成し、建設業の健全な発達を促進することを目指しています。

2 建設業の許可と種類

(1) 建設業とは ——法第2条——

建設業とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負うことをいいます。

ここでいう請負とは、当事者の一方がある仕事を完成することを約束し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約束する契約のことをいいます。雇用、委任、建売住宅の売買などとは考え方が異なるため御注意ください。

(2) 許可を必要とする者 ——法第3条——

建設業を営もうとする者は、下表に掲げる工事（軽微な工事）を除き、全て許可の対象となり、建設業の種類（業種）ごとに、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

● 許可を受けなくてもできる工事（軽微な建設工事）

建 築 一 式 工 事 以 外 の 建 設 工 事	1 件の請負代金が500万円 ^(注) 未満の工事（消費税込み）
建築一式工事で右の いずれかに該当する もの	(1) 1 件の請負代金が1,500万円 ^(注) 未満の工事（消費税込み） (2) 請負代金の額にかかわらず、木造住宅で延べ面積が150㎡未満の工事 （主要構造部が木造で、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの）

(注) ① 一つの工事を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となります。

② 注文者が材料を提供する場合は、市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが上記の請負代金の額となります。

(3) 許可の種類 ——法第3条——

ア 国土交通大臣許可 …… 二つ以上の都道府県に営業所がある場合

イ 知 事 許 可 …… 一つの都道府県のみで営業所がある場合

建設工事自体は営業所の所在地に関わりなく、他府県でも行うことができます。例えば、東京都知事から許可を受けた建設業者は、東京都内の本支店のみで営業活動を行えますが、その本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他の道府県でも行うことができます。

大臣許可に該当するかどうか不明な場合は、国土交通省関東地方整備局に御相談ください。

※「営業所」とは、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。最低限の要件としては、契約締結に関する権限を委任された者がおり、かつ、営業を行うべき場所を有し、電話、机等、什器備品を備えていることが必要です（P6参照）。

(4) 建設工事と建設業の種類

※土木一式、建築一式の許可があっても、各専門工事の許可がない場合は、500万円以上（消費税込み）の専門工事を単独で請け負うことはできません。

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に土木工作物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	橋梁、ダム、空港、トンネル、高速道路、鉄道軌道（元請）、区画整理、道路・団地等造成（個人住宅の造成は含まない。）、公道下の下水道（下水道は含まない。）、農業・かんがい水道工事を一式として請け負うもの
建	建築一式工事	建築工事業	原則として元請業者の立場で総合的な企画、指導、調整の下に建築物を建設する工事であり、複数の下請業者によって施工される大規模かつ複雑な工事	建築確認を必要とする新築及び増改築
大	大 工 工 事	大工工事業	木材の加工若しくは取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左 官 工 事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又は貼り付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的又は準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事（『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」以外のもの）、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石 工 事	石 工 事 業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事、屋根一体型の太陽光パネル設置工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事（避雷針工事）、太陽光発電設備の設置工事（『屋根工事』以外のもの）
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事、（配水小管）
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、又は貼り付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、又は貼り付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 （※建築系の防水のみ）	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、畳、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取り付ける工事 ※組立て等を要する機械器具の設置工事のみ。 ※他工事業種と重複する種類のものは、原則として、その専門工事に分類される。	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事（ガスタービンなど）、集塵機器設置工事、トンネル・地下道等の給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石の据付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

略号	建設工事 の種類	建設業 の種類	内 容	例 示
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 ※総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。	工作物解体工事

※解体工事業は、平成28年6月1日から追加されました。実務経験等については、経過措置もありますので、P67～71を参照してください。

3 営業所の要件 ——法第3条——

確認資料は、P51～53参照

営業所とは、本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいい、一般的には次の要件を備えているものをいいます。

- (1) 外部から来客を迎え入れ、建設工事の請負契約締結等の実体的な業務を行っていること。
- (2) 電話、机、各種事務台帳等を備えていること。
- (3) 契約の締結等ができるスペースを有し、かつ、居住部分、他法人又は他の個人事業主とは間仕切り等で明確に区分されているなど独立性が保たれていること。
- (4) 営業用事務所としての使用権原を有していること（自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること（住居専用契約は、原則として、認められません。））。
- (5) 看板、標識等で外部から建設業の営業所であることが分かるように表示してあること。
- (6) 経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人（建設工事の請負契約締結等の権限を付与された者）が常勤していること。
- (7) 専任技術者が常勤していること。

＊ したがって、単なる登記上の本店、事務連絡所、工事事務所、作業所等は、この営業所に該当しません。

＊ 申請書の受付後に、営業所の要件を満たしているか、立入調査を行うことがあります。

＊ 許可通知書の郵送については、P15を確認してください。

4 建設業の許可区分（一般建設業と特定建設業）——法第3条——

建設業の許可は、一般建設業と特定建設業とに区分されています（同一業種について、一般と特定の両方の許可は受けられません。別業種であれば可能です。）。

特定建設業の制度は、下請負人の保護などのために設けられているもので、次のように法令上特別の資格や義務が課せられています。

(1) 下請契約金額の制限（平成28年6月1日から施行）

発注者 (施主)	元 請 ※ 工事の全部又は一部を下請に出す場合の下請契約金額の制限 (消費税込み)		下 請 (一 次)
	特 定 建 設 業	一 般 建 設 業	
	①4,000万円以上 (建築一式は6,000万円以上) (複数の下請業者に出す場合は、その合計額)	①4,000万円未満 (建築一式は6,000万円未満) ②工事の全てを自分(自社)で施工	

* 二次以降の下請に対する下請契約金額の制限はありません。

※ 契約書等において、事前に発注者(施主)の承諾を得た場合以外は、工事の全部を下請に出すことはできません（法第22条）。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）では、公共工事における一括下請が禁止されておりますので、御注意ください。

なお、一括下請の禁止は二次以降の下請にも同様に適用されます。

(2) 専任技術者について

(P8の表及びP11(2)オ・カ参照)

(3) 財産的基礎について

(P11(4)参照)

5 許可の有効期間（5年間）（平成6年12月28日から施行）——法第3条——

許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可日に対応する日の前日をもって満了となります。許可の有効期間の末日が、日曜日等の行政庁の閉庁日であっても同様の取扱いになります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、期間が満了する日の30日前までに、当該許可を受けた時と同様の手続により更新の手続を取らなければなりません。手続を取らなければ期間満了とともに、許可はその効力を失い、軽微な工事を除き営業をすることができなくなります。許可通知書に許可の有効期間、更新申請を行う場合の書類提出期限の記載がありますので、御参照ください（軽微な工事は、P2参照）。

なお、更新申請が受理されていれば、有効期間の満了後であっても許可等の処分があるまでは、従前の許可が有効です。

6 東京都知事に係る建設業許可の基準（許可を受けるための要件）

——法第7条・法第8条・法第15条——

許可を受けるためには、次の資格要件を備えていることが必要です（下表参照）。

- ・経營業務の管理責任者が常勤でいること（P10(1)参照）。
- ・専任技術者を営業所ごとに常勤で置いていること（P10(2)参照）。
- ・請負契約に関して誠実性を有していること（P11(3)参照）。
- ・請負契約を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有していること（P11(4)参照）。
- ・欠格要件等に該当しないこと。

（許可基準の表）

項目		一般建設業	特定建設業
1 経營業務の管理責任者	法人では常勤の役員（持分会社の業務を執行する社員、株式会社若しくは有限会社の取締役、指名委員会等設置会社の執行役、これらに準ずる者（※1）のうち1人が、また、個人では本人又は支配人のうち1人が右のいずれかに該当すること。	——法第7条第1号—— イ 許可を受けようとする建設業（業種）に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ロ イと同等以上の能力を有するものと認められた者 （平成29年6月26日国土建第117号「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000192.html）参照） ① 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者 a 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（事前に相談してください。） b 6年以上経營業務を補佐した経験（事前に相談してください。）（※2） ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業（業種）に関し6年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者	——法第15条第1号—— イ 許可を受けようとする建設業（業種）に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ロ イと同等以上の能力を有するものと認められた者 （平成29年6月26日国土建第117号「経營業務管理責任者の大臣認定要件の明確化について」（http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6_bt_000192.html）参照） ① 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にあって次のいずれかの経験を有する者 a 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験（事前に相談してください。） b 6年以上経營業務を補佐した経験（事前に相談してください。）（※2） ② 許可を受けようとする建設業以外の建設業（業種）に関し6年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ③ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者
2 専任技術者	全ての営業所に、右のいずれかに該当する専任の技術者がいること。	——法第7条第2号—— 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ 学校教育法（P10〈参考〉参照）による高校（旧実業学校を含む。）指定学科卒業後5年以上、大学（高等専門学校・旧専門学校を含む。）指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者 ロ 10年以上の実務経験を有する者（学歴・資格を問わない。） ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識・技術・技能を有すると認められた者 （下記「指定学科」につきP60-61表参照） ① 指定学科に関し、旧実業学校卒業程度検定に合格後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定に合格後3年以上の実務経験を有する者 ② P62～63表又はP70表の資格区分に該当する者 ③ 学校教育法（P10〈参考〉参照）による専修学校指定学科卒業後3年以上の実務経験を有する者で専門士又は高度専門士を称するもの ④ 学校教育法による専修学校指定	——法第15条第2号—— 同 左 イ P62～63表又はP70表の資格区分◎に該当する者 ロ 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（左欄参照）し、かつ、元請として消費税を含み4,500万円以上の工事（平成6年12月28日前にあっては消費税を含み3,000万円、さらに、昭和59年10月1日前にあっては1,500万円以上）に関し、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ハ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者 指定建設業（P11(2)カ参照）については、上記のイ又はハに該当する者であること。

3 誠実性	請負契約に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者ではないこと。	学科卒業後5年以上の実務経験を有する者 ⑤ その他、国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者 ——法第7条第3号—— 法人・役員等、個人事業主、建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人・支店長・営業所長等）が左に該当すること。	——法第15条第1号—— 同 左
4 財産的基礎等	請負契約を履行するに足る財産的基礎等のあること（P11(4)参照）。	——法第7条第4号—— 次のいずれかに該当すること。 ① 自己資本が500万円以上あること。 ② 500万円以上の資金調達能力があること。 ③ 直前5年間東京都知事許可を受けて継続して営業した実績があり、かつ、現在東京都知事許可を有していること。	——法第15条第3号—— 次の全ての要件に該当すること。 ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと。 ② 流動比率が75%以上であること。 ③ 資本金が2,000万円以上あること。 ④ 自己資本が4,000万円以上あること。
5 その他	欠格要件等	——法第8条—— 欠格要件（主な欠格要件は以下のとおり）に該当するものは、許可を受けられません。 1 許可申請書若しくは添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。 2 法人にあってはその法人の役員等、個人にあってはその本人、その他建設業法施行令第3条に規定する使用人（支配人、支店長、営業所長等）が、次の要件に該当しているとき。 ① 成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ② 不正の手段で許可を受けたこと等により、その許可を取り消されて5年を経過しない者 ③ ②に該当するとして聴聞の通知を受け取った後、廃業の届出をした場合、届出から5年を経過しない者 ④ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき、あるいは請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑤ 禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑥ 建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事に関する法令のうち政令で定めるもの、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法等の一定の罪を犯し罰金刑に処せられ、刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（⑧において「暴力団員等」という） ⑧ 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

大臣許可については「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000192.html)を参照してください。

(※1)「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は原則として含まないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経営業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等については、含まれるものとする（事前に相談してください。）。

(※2)経営業務を補佐した経験とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあって、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について従事した経験をいう（事前に相談してください。）。

(1) 「経營業務の管理責任者」の要件

「経營業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上、対外的に責任を有する地位（法人の役員又は委員会設置会社における執行役、個人事業主又は建設業法施行令第3条に規定する使用人等）にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理・執行した経験をいいます。

「経營業務の管理責任者」は常勤であることが必要です。「常勤」とは、原則として本社、本店等において、休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に毎日所定の時間中、その職務に従事していることをいいます。

ア 2以上の業種の許可を申請する場合は、当該業種について、それぞれ許可基準の表1ーイの基準を満たしている者がいること、又はいずれかの業種について、許可基準の表1ーロ②の基準を満たしている者がいることが必要です。事前に相談してください。

イ 同表1ーロ①bは、個人事業主の死亡等により、実質的な廃業となること（許可要件が満たされなくなること。）を救済する場合等に適用する基準です。詳細は、係員に御相談ください。

ウ 「経營業務の管理責任者」は、建設業の他社の技術者及び他の法令により専任性を要するとされる管理建築士、宅地建物取引士等と兼ねることはできません。ただし、同一法人で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

(2) 「専任技術者」の要件

「専任技術者」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいいます。

ア 2以上の業種の許可を申請する場合で、技術者の資格表（P62～63・70）のそれぞれの基準を満たす者がいる場合、同一営業所内であれば当該業種の「専任技術者」を兼ねることができます。

イ 「経營業務の管理責任者」と「専任技術者」との双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。

ウ 「専任技術者」は、建設業の他社の技術者及び他の法令により専任性を要するとされる管理建築士、宅地建物取引士等と兼ねることはできません。ただし、同一法人で同一の営業所である場合は、兼ねることができます。

エ 「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事（業種）に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事の施工を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。

なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は実務経験に含まれません。

〈参考〉学校教育法の分類による専任技術者の要件

高 等 学 校	全日制、定時制、通信制、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験 5 年
中 等 教 育 学 校	平成10年に学校教育法の改正により創設された中高一貫教育の学校	
大 短 期 大 学 学	学部、専攻科、別科	指定学科卒業 ＋ 実務経験 3 年
高 等 専 門 学 校	学科、専攻科	
専 修 学 校	専門課程、学科	指定学科卒業 ＋ 実務経験 5 年（専門士、高度専門士であれば3年）

※ 指定学科についてはP60～61参照。各種学校は含まれません。

(注) 実務経験で2業種以上申請する場合は、1業種ごとに10年以上の経験が必要です。

期間を重複させることはできません(2業種を申請する場合は20年以上必要です。)

実務経験要件の緩和(異なる業種間での実務経験の振替え)は事前に相談してください。

オ 特定建設業許可で必要になる「指導監督の実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、元請として工事現場主任又は工事現場監督のような資格で工事の技術面を総合的に指導した経験をいいます。

カ 次の7業種については、施工技術の総合性等を考慮して「指定建設業」と定められているため、特定建設業の許可を受けようとする場合の専任技術者は、一級の国家資格者、技術士の資格者又は国土交通大臣が認定した者でなければなりません。

土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

(3) 「誠実性」

ア 「不正な行為」——請負契約の締結又は履行の際の詐欺、脅迫等、法律に違反する行為

イ 「不誠実な行為」——工事内容、工期等、請負契約に違反する行為

(4) 「財産的基礎等」

◎ 一般建設業の財産的基礎

ア 「自己資本」とは、法人では貸借対照表「純資産の部」の「純資産合計」の額をいい、個人では期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

イ 「資金調達能力」については、取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書(証明日の「〇月〇日現在」)後1か月以内有効)により判断します(P20(注11)参照)。

◎ 特定建設業の財産的基礎

ア 申請時直近の確定した貸借対照表(定時株主総会の承認を得たもの)において、下表の①から④までの全ての事項に該当していることが必要です。

イ 個人の場合は、決算期が未到来の場合のみ、4,000万円以上の預金残高証明書(証明日の「〇月〇日現在」)後1か月以内有効)を提出してください(P20(注11)参照)。

ウ 欠損比率については、繰越利益剰余金がある場合や資本剰余金(資本剰余金合計)、利益準備金及びその他利益剰余金(繰越利益剰余金を除く。)の合計が繰越利益剰余金の負の額を上回る場合には、要件を満たしていますので計算式を使う必要はありません。

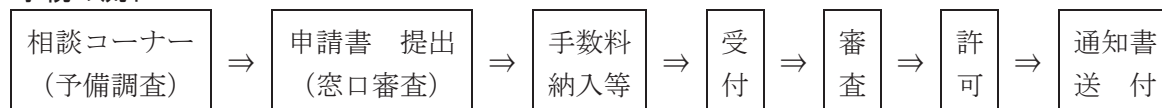
(特定建設業の計算式)

事 項	法 人	個 人
① 欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金の負の額} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金(繰越利益剰余金を除く。)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益留保性の引当金} + \text{準備金})}{\text{期 首 資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$
② 流動比率	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$	$\frac{\text{流動資産合計}}{\text{流動負債合計}} \times 100 \geq 75\%$
③ 資本金額	資 本 金 $\geq 2,000$ 万円	期 首 資 本 金 $\geq 2,000$ 万円
④ 自己資本	純 資 産 合 計 $\geq 4,000$ 万円	(期首資本金 + 事業主借勘定 + 事業主利益) - 事業主貸勘定 + 利益留保性の引当金 + 準備金 $\geq 4,000$ 万円

Ⅱ 建設業許可の申請

1 許可申請の手続

(1) 手続の流れ



(2) 提出場所

東京都都市整備局市街地建築部建設業課

(住所) 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 3 階南側

(代表) 03-5321-1111

(内線) 30-661, 30-662, 30-666, 30-671, 30-690, 30-692, 30-693, 30-694, 30-695

(3) 提出窓口

受付	提 出 内 容
①番 窓口	【知事許可】 ・ 新規申請 ・ 追加申請 ・ 一部廃業届 ・ 許可要件の変更を伴う変更届（経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更） 【解体工事業者の登録及び届出】
②番 窓口	【知事許可】 ・ 許可要件の変更を伴わない変更届（P99 7(1)ア、イ参照） ・ 更新申請、更新＋変更（許可要件の変更を伴う場合は、先に①番窓口で該当する変更届のみ審査した後、その他の変更届及び更新は②番窓口で審査） ・ 全部廃業届 【大臣許可全般申請及び届出】

※ 郵送等による書類の受付は、原則として行っておりません。

ただし、許可取得後の軽微な変更事項等の届出は、郵送受付を行っています（P99参照）。

※ 初めて申請する場合は、原則、建設業課内の相談コーナーで予備調査を受けてください。

新規申請では、従来の先着順に加え、予約制度も一部試行しております（P13～14参照）。

なお、予約の変更・取消は電話で受け付けます。予約日当日においては、取消は可能ですが、変更はできません。

((代表) 03-5321-1111 内線30-691 午前9:00～午後5:00)

(4) 受付時間

午前9:00～午後5:00

※ 予約による新規申請の審査開始時間

平成30年12月28日まで：午前9:30、10:30、午後1:30、2:30、3:30

平成31年1月4日以降：午前9:15、10:15、午後1:15、2:00、3:00

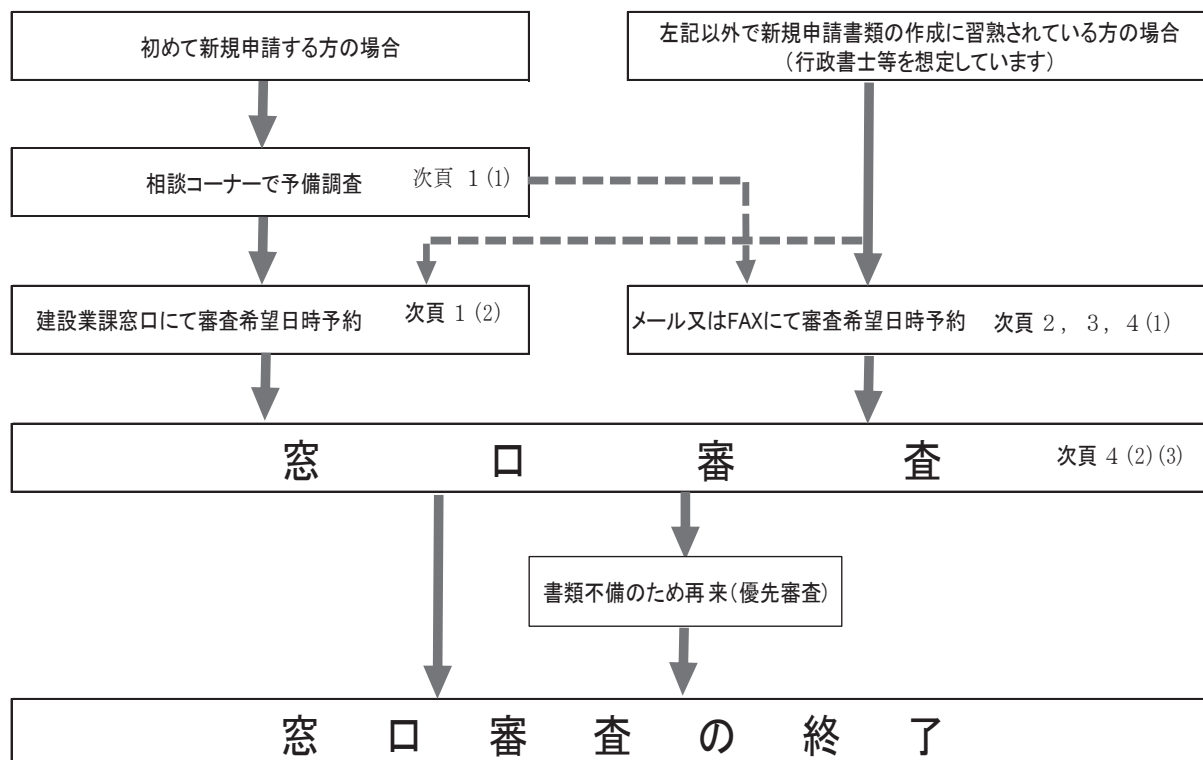
※ 書類審査の終了が午後5:00時以降になった場合は、手数料の納入ができませんので、納入に後日御来庁いただくことになります。そのため、窓口審査後手数料等の納入が必要な新規、追加、更新の申請をする場合は、受付終了時間より早目に来庁してください（表紙参照）。

(5) 処理期間

知事許可……………通常、申請書受付後25日（閉庁日を含まない。）を要します。

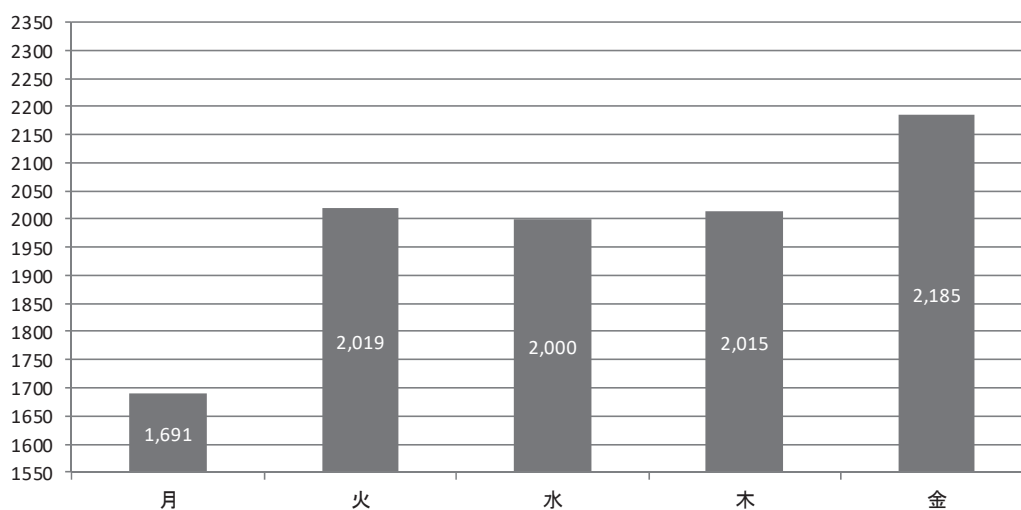
大臣許可……………通常、申請書受付後4か月を要します（都庁から関東地方整備局に書類が送付されるまでに1か月程度、関東地方整備局での標準処理期間3か月程度）。

新規申請で予約する場合のフロー図



曜日別来庁者延べ人数実績（平成30年度）

（単位：人）



※ 新規申請においても、上のグラフのように週末に集中する傾向がありますので、予約の際の参考にしてください。

新規申請予約方法の詳細

参考

1 予備調査及び建設業課窓口での予約方法

- (1) 初めて新規申請する方は、相談コーナーにて「建設業許可新規申請予約票(以下「予約票」と表記します。)」を記入した後に、原則として予備調査を受けてください。
- (2) 新規申請に必要な書類が整っていると判断された場合、相談員が予約票に予備調査済印を押印しますので、受付にて審査希望日時の予約を行ってください。申請者の方に予約一覧表のパソコン入力画面を確認していただいた上で、受付担当者が予約票に予約確定日時等を記入します。
- (3) 上記(1)(2)について、新規申請書類作成に習熟されている方(行政書士等を想定しています。)はこの限りではありません。

2 メールでの予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票の画像ファイル又は PDF を添付して、最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません。)までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「S0000167@section.metro.tokyo.jp」へ送信してください。
なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。
- (2) 確認次第、メールにて予約時間を記載した予約票を、PDF で添付して返信します(遅くとも、最も早い予約希望日の前日(閉庁日は含みません。)の正午まで。)
- (3) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線 30-691」まで、お問い合わせください。

3 FAX での予約方法

- (1) 予備調査済印又は行政書士等職印がある予約票に、審査希望日を最大で第3希望まで記入し、予約票を最も早い審査希望日の2日前(閉庁日は含みません。)までに、件名を「建設業許可新規申請予約担当者 宛」として「03-5388-1356」へ送信してください。
- (2) なお、希望の審査開始時間は複数を選択できます。
- (3) 確認次第 FAX にて予約時間を記載した予約票を返信します(遅くとも、最も早い予約希望日の前日(閉庁日は含みません。)の正午まで。)
- (4) 万一上記(2)の返信がない場合は、お手数ですが「03-5321-1111 内線 30-691」まで、お問い合わせください。

4 その他

- (1) 予約日時の調整
 - メール又はFAX 予約で、御希望の日時が既に予約済みの場合、当課から電話で連絡し日時を調整させていただきます。
- (2) 窓口審査
 - 指定された日時に予約票を持参の上、建設業課窓口までお越しください。係員がお呼びします(予約時間においでにならない場合、他の方を優先することがあります。)
 - 新規申請については、審査内容により時間を要することとなった場合、後の予約者に御迷惑とならない範囲で対応させていただきますが、申請に当たっては書類のとじ方、順番、確認資料の整理等について本手引をよく御確認していただきますようお願いいたします。
- (3) 預金残高証明書
 - 金融機関が発行する「預金残高証明書」の取扱いについては、従来新規申請受付日(窓口審査終了日)としていましたが、平成 28 年度審査分からは、予約制度を行う新規申請に限定して、申請者の方が予約受付を行った日において、証明日から1か月以内であることを要件とします。

(6) 更新申請の受付期間

知事許可……………5年間の有効期間が満了する日の**2か月前から30日前まで**

(例) 許可日が6月5日の場合、満了する日は6月4日であるため、更新を受付開始可能となるのは4月4日

(土日祝日である場合は翌開庁日) からとなります。

大臣許可……………5年間の有効期間が満了する日の**3か月前から30日前まで**

※ 東京都知事許可業者には、東京都から更新期限到来のお知らせを郵送しております。

許可の有効期間に御注意の上、申請手続きを行ってください。

(7) 提出部数及び提出方法

① **都知事許可**……………**正本・副本・電算入力用紙** 各1部

ア **電算入力用紙とは、次のものをいいます。**

- 建設業許可申請書(様式第一号)の写し
- 営業所一覧表(別紙二(1))の写し
- 経營業務の管理責任者証明書(様式第七号)の写し
- 専任技術者証明書(様式第八号)の写し
- 国家資格者等・監理技術者一覧表(様式第十一号の二)の写し(該当がある場合のみ)
- 健康保険等の加入状況(様式第二十号の三)の写し

◎ 更新申請の場合の入力用紙は、建設業許可申請書(様式第一号)の写しと健康保険等の加入状況(様式第二十号の三)の写し

イ **申請書のとり方**……………P21～24「3 提出書類のとり方」を参照してください。

ウ **申請書類提出(窓口審査)**

申請書類・確認資料の確認、申請内容が許可基準を満たしているか、記入漏れの有無及び申請内容を確認できる資料添付の有無の審査を行います。

エ **受付**

前記ウの窓口審査が済み、手数料を現金で納入した後に受付となります。受付では、受付年月日・受付番号を押印した副本を申請者にお返しします。受付後、内部審査で疑義が生じた場合は、別途確認書類を求め、又は営業所調査をすることがあります。その結果、許可の基準に適合しない場合は拒否処分をすることもあります。

② **大臣許可**……………**正本・写し(本社控え分)** 各1部

ア **申請書のとり方**……………P21「3 提出書類のとり方」を参照してください。

イ **申請書類提出(窓口形式審査)**…申請書類がそろっているか確認します。

ウ **受付**

窓口形式審査が済んだ後、登録免許税納付書又は収入印紙を正本の指定の用紙(別紙三)に貼付してから受付となります。窓口では、受付年月日を押印した本社控え分をお返しします。

(8) 許可の通知

ア 東京都知事許可では、「許可通知書」を主たる営業所(本社)へ郵送します(窓口交付は行っていない。)。許可通知書は、営業所の所在確認のため「転送不要」になっており、万が一許可通知書が届かない場合は営業所調査等を行い、申請を拒否する場合があります。

国土交通大臣許可の通知書は、国土交通省関東地方整備局から郵送します。

イ 「許可通知書」は再交付できません。紛失等の場合には、「建設業許可証明書」を発行しています（P98参照）。

ウ 更新申請の「許可通知書」は、有効期限満了日以後に郵送します。

(9) 許可申請の手数料

※ 手数料は、一般建設業、特定建設業別に、それぞれ次の表により納入してください。

	申 請 区 分	手 数 料 等
東京 都 知 事	○新規、許可換え新規、般・特新規	手 数 料 9 万円（現金で納入）
	○業種追加又は更新	手 数 料 5 万円（現金で納入）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。 （例：更新と追加を同時に申請する場合は、5万円＋5万円で10万円となります。 ：一般建設業と特定建設業を同時に新規申請する場合は、9万円＋9万円で18万円となります。 ：一般建設業と特定建設業を同時に更新申請する場合は、5万円＋5万円で10万円となります。）	
国 土 交 通 大 臣	○新規、許可換え新規、般・特新規	登録免許税 15万円 浦和税務署宛に銀行、郵便局等を通じて納入し、納付書を正本に貼付
	○業種追加又は更新	手 数 料 5 万円（収入印紙を正本に貼付）
	○その他上記の組合せにより、加算されます。 （例：更新と追加を同時に申請する場合は、5万円＋5万円で10万円となります。 ：一般建設業と特定建設業を同時に新規申請する場合は、15万円＋15万円で30万円となります。 ：一般建設業と特定建設業を同時に更新申請する場合は、5万円＋5万円で10万円となります。）	

※申請区分

	申 請 区 分	説 明
1	新 規	現在「有効な許可」をどの許可行政庁からも受けていない場合
2	許 可 換 え 新 規	●他府県知事許可から東京都知事許可へ ●東京都知事許可から国土交通大臣許可へ ●国土交通大臣許可から東京都知事許可へ （現在有効な許可通知書の写しが必要となります。）（注1）
3	般 ・ 特 新 規	●「一般建設業」のみを受けている者が「特定建設業」を申請する場合 ●「特定建設業」のみを受けている者が「一般建設業」を申請する場合
4	業 種 追 加	●「一般建設業」を受けている者が「他の一般建設業」を申請する場合 ●「特定建設業」を受けている者が「他の特定建設業」を申請する場合
5	更 新	「許可を受けている建設業」を引き続き行う場合
6	般 ・ 特 新 規 ＋ 業 種 追 加	3 と 4 を同時に申請する場合
7	般 ・ 特新規＋更新	3 と 5 を同時に申請する場合（注2）
8	業 種 追 加 ＋ 更 新	4 と 5 を同時に申請する場合（注2）
9	般 ・ 特新規＋ 業 種 追 加 ＋ 更 新	3 と 4 と 5 を同時に申請する場合（注2）

（注1） 2の許可換え新規の申請は、従前の許可の有効期間が満了する日の**30日前**までに行ってください。

(注2) 7・8・9の申請については次の期日までに行ってください。

大臣許可……許可の有効期間が満了する日の**6か月前**まで

知事許可……許可の有効期間が満了する日の**30日前**まで

(10) 許可の一本化（許可の有効期間の調整）

同一業者で許可日の異なる二つ以上の許可を受けているものについては、先に有効期間の満了を迎える許可の**更新を申請する際に**、有効期間が残っている他の全ての許可についても同時に1件の許可の更新として申請することができます。このことを許可の一本化といいます。

申請書様式第一号では「許可の有効期間の調整」と記載されています（P25参照）。

(11) 許可申請の取下げ及び登録免許税の還付

許可申請を提出し、受付された後に取り下げの場合は、「許可申請の取下げ願」（以下参照）を提出してください。

なお、都知事許可の申請に当たり納入した手数料は、還付できません。

大臣許可の新規申請に当たり納付した登録免許税は、還付されます。還付手続については、以下の「許可申請の取下げ願」と「登録免許税の還付願」を、併せて関東地方整備局へ提出してください。大臣許可の更新及び業種追加の申請に当たり納入した許可手数料は返還されません。

(A4)	令和 年 月 日
関東地方整備局長 殿 知事	住 所 商号又は名称 代表者氏名
一般建設業の許可申請の取下げ願 特定	㊞
令和 年 月 日付で一般建設業の許可申請をしましたが、 下記の理由により許可の取り下げをいたします。	
記	
取下げ理由	

(A4)	令和 年 月 日
関東地方整備局建政部建設産業第一課長 殿	住 所 商号又は名称 代表者氏名
登録免許税の還付願	㊞
令和 年 月 日付で一般建設業の許可申請をしましたが、 却下されたので、下記により登録免許税の還付を請求いたします。	
記	
1 納付額	
2 却下年月日	
3 最寄郵便局の名称及び所在地	

〔参 考〕 一組織変更に係る申請区分一

① 新規申請が必要な場合

ア 個人事業主（親）から子が事業を継承した場合

イ 個人⇔法人にした場合

ウ 特例有限会社・株式会社⇒事業協同組合・企業組合・協業組合に変更した場合

エ 事業協同組合・企業組合・協業組合⇔持分会社（合同会社・合資会社・合名会社）に変更した場合

オ 社団・財団法人⇔株式会社にした場合

② 変更届出書（P74参照）により処理できる場合

ア 特例有限会社⇒株式会社に商号変更した場合

イ 持分会社（合同会社・合資会社・合名会社）⇔株式会社に変更した場合

ウ 持分会社の種類を変更した場合（例＝合名会社⇒合資会社）

エ 事業協同組合・企業組合・協業組合⇒株式会社に変更した場合

*組織再編(合併、会社分割、株式交換、株式移転)及び事業譲渡の場合は、事前に相談してください。

2 許可申請書、添付書類及び確認資料一覧

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、確認資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト(<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)で検索された画面コピーを提示してください。

※申請書類の入手については、P100を参照してください。

※申請書類提出、添付書類等のとじ方については、P21～24を参照してください。

※下記一覧は、東京都知事許可の場合を標準としており、大臣許可の場合は更新申請の際の書類省略等において取扱いが異なる部分があるので御留意ください（大臣許可の場合は「建設業許可事務ガイドライン（平成13年4月3日国総建第97号）第5条及び第6条関係 3. 提出書類の省略について」を参照いただくとともに、詳細は国土交通省関東地方整備局担当課に確認願います。）。

※確認資料は許可行政庁によって異なるので、許可行政庁の担当課にお問合せ願います。

→ 大臣許可の場合は「建設業大臣許可申請・変更届に係る確認資料について」（国土交通省関東地方整備局ホームページ掲載あり）を参照願います。

(1) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用書類は、(2) 参照）

とじ 込み順	様式番号	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1	様式第一号 (電算入力用紙)	☐	建設業許可申請書	◎	◎	◎	作成方法については、P25を参照
2		☐	許可通知書の写し	○	—	—	許可換え新規申請の場合のみ
		☐	別紙一 役員等の一覧表	◎	◎	◎	役員等(注13)及び事業主を記載 知事許可の場合は、別途「役員等氏名一 覧表」を作成(P57参照)
	(電算入力用紙)	☐	別紙二(1) 営業所一覧表	◎	◎	—	従たる営業所がない場合も作成
		☐	別紙二(2) 営業所一覧表(更新)	—	—	◎	
		☐	別紙三 収入印紙等はり付け用紙	◎	◎	◎	大臣許可のみ必要
		☐	別紙四 専任技術者一覧表	◎	◎	◎	P27参照
3	二号	☐	工事経歴書（直前1期分）	◎	◎	—	業種別に作成 実績なしでも作成 追加の場合は追加業種分のみ
4	三号	☐	直前3年の各事業年度における 工事施工金額	◎	◎	—	実績なしでも作成
5	四号	☐	使用人数	◎	◎	◎	
6	六号	☐	誓約書	◎	◎	◎	
7	十一号	☐	建設業法施行令第3条に規定す る使用人の一覧表	○	○ (注10)	○	支配人を置いた場合及び別紙二(1)(2) において「従たる営業所」を記入した もののみ必要
8		☐	定款（協同組合等は構成員名簿 も提出）(注4)	◎	—	△	法人のみ会社保有の現行定款と同一内 容のもの（議事録を含む。）(注5)
9	十五号 十六号 十七号 十七号の二 十七号の三	☐	財務諸表（法人用） （直前1期分）(注6)	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の一般 建設業の場合は開始貸借対照表 （P43参照）を作成 注記表は様式を変更しないこと。 記載要領にある「記載を要する注記の項目」に該 当がない場合には「該当なし」と記載すること。
	十八号、十九号	☐	財務諸表（個人用） （直前1期分）	◎	—	—	新規開業の場合は残高証明書を提出
10	二十号	☐	営業の沿革	◎	—	◎	
11	二十号の二	☐	所属建設業者団体	◎	—	◎	該当なしの場合も作成
12	二十号の三 (電算入力用紙)	☐	健康保険等の加入状況	◎	◎	◎	P46参照
13	二十号の四	☐	主要取引金融機関名	◎	—	◎	

(2) 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用）

とじ 込み順	様式番号	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	摘要
1		☐	別とじ用表紙	◎	◎	◎	都知事許可のみ。書式は、P22参照
2	七号 (電算入力用紙)	☐	経營業務の管理責任者証明書	◎	◎	◎	証明者別に作成 作成方法はP32参照
		☐	別紙 経營業務の管理責任者の 略歴書	◎	◎	◎	P33参照
3	八号 (電算入力用紙)	☐	専任技術者証明書 (新規・変更)	◎	◎	—	作成方法は、P34～35参照
4		☐	修業（卒業）証明書 (専任技術者分)	○	○	△	発行後3か月以内のもの（監理技術者 資格者証で証明する場合は不要）
		☐	資格認定証明書写し（注1） (専任技術者分)	○	○	△	P62～63表又はP70表の技術者の資格区 分に該当するもののみ（原本提示） （監理技術者資格者証で証明する場合 は不要）

4	九号	☐	実務経験証明書（注2） （専任技術者分）		○	○	○	証明者別に作成（監理技術者資格者証 で証明する場合は不要）	
	十号	☐	指導監督の実務経験証明書 （専任技術者分）		○	○	○	特定建設業のみ証明者別に作成 （監理技術者資格者証で証明する場 合は不要）	
		☐	監理技術者資格者証写し （専任技術者分）		○	○	○	P50参照（原本提示）	
5	十一号の二 （電算入力用紙）	☐	国家資格者等・監理技術者一覧 表（新規・変更・追加・削除） （注3）		○	—	—	作成方法は、P38参照 大臣新規の場合は必ず提出	
6	十二号	☐	許可申請者の住所、生年月日等 に関する調書		◎	◎	◎	法人は役員等（注13）について作成 様式第七号別紙に記載のある者は不要	
7	十三号	☐	建設業法施行令第3条に規定す る使用人の住所、生年月日等 に関する調書		○	○ （注10）	○	支配人を置いた場合及び別紙二 （1）（2）において「従たる営業所」を記 入したもののみ必要	
8	十四号	☐	株主（出資者）調書		◎	—	◎	法人のみ 該当なしの場合も作成	
9		☐	登記事項証明書（注7）		◎	—	◎	発行後3か月以内のもの	
10		☐	納税証明書 （法人）	知事	法人事業税	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の場合 は、都税事務所へ提出した法人設立届 の写しを添付（注8）
				大臣	法人税	◎	—	—	新規設立会社で決算期が未到来の場合 は、税務署へ提出した法人設立届の写 しを提出
		☐	納税証明書 （個人）	知事	個人事業税 （注9）	◎	—	—	決算期が未到来の場合は、都税事務所 へ提出した事業開始等申告書の写しを 添付 事業所得が一定額以下の場合は税務署 発行の申告所得税の「納税証明書（その 2）」に事業所得と付記されたものを添 付
				大臣	申告所得税	◎	—	—	

(3) 確認資料等

とじ 込み順	関連する様式	チェック欄	提出書類	新規	追加	更新	適要
1		☐	印鑑証明書	○	○	○	自己証明をする場合等（注12）
2		☐	預金残高証明書	○	○	—	新規の一般建設業許可申請について は、自己資本が500万円未満の場合のみ 必要（P9、11参照）（注11） 追加の一般建設業許可申請について は、許可後5年未満かつ自己資本が500 万円未満の場合のみ必要（P9、11参照） （注11）
3		☐	登記されていないことの証明書 （成年被後見人・被保佐人に該 当しない旨の登記事項証明書）	◎	◎	◎	役員、法定代理人全員（顧問、相談役、 株主等は除く。）、個人事業主、建設業 法施行令第3条に規定する使用人につ いて提出（P56参照） 発行後3か月以内のもの
		☐	身分証明書（破産者で復権を得 ないもの等に該当しない旨の区 市町村長の証明書）	◎	◎	◎	
4	様式第七号関係	☐	経営業務の管理責任者の確認資 料	◎	◎	◎	詳細は、P47参照
5	八号、十号関係	☐	専任技術者の確認資料（指導監 督的実務経験確認資料を含む。）	◎	◎	◎	詳細は、P48～51参照
6		☐	営業所の確認資料	◎	○	○	詳細は、P51～53参照
7	十一号関係	☐	建設業法施行令第3条に規定す る使用人の確認資料	○	○	○	詳細は、P51参照
8	十一号の二関係	☐	国家資格者等・監理技術者の確 認資料	○	—	—	詳細は、P51参照
	一号関係	☐	法人番号を証明する資料	◎	◎	◎	詳細は、P18※参照。提示のみ（コピー で可）
	二十号の三関係	☐	健康保険・厚生年金・雇用保険 の加入を証明する資料	◎	◎	◎	詳細は、P53～55参照。提示のみ（コピ ーで可）
		☐	役員等氏名一覧表	◎	◎	◎	詳細は、P57参照（大臣許可の場合は不 要）

◎印……………必ず提出する書類（一部提示のみ）

○印……………必要に応じて提出する書類

△印……………提出は必要だが、既に申請したものと記載事項に変更がない場合は、前回申請時のコピーで可

※般・特新規申請の場合は追加申請と同一の書類が必要

（ただし、既許可の全ての業種について申請する場合は、新規申請と同一の書類が必要）

- (注1) 資格認定証明書の写しは、専任技術者及び国家資格者等・監理技術者一覧表に記載した氏名順に並べてください。なお、資格によっては、実務経験証明書が必要な場合があります。また、消防設備士については、10年ごとに写真の書換えが義務付けられているので、現在有効な免状の写しを添付してください。
- (注2) 電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。
- (注3) 国土交通大臣許可の場合、必ず提出してください。該当する者がいない場合でも、「該当なし」と記入の上で作成してください。提出する場合、有資格区分に記載した資格証等の写しを添付してください。
- (注4) 協同組合等の構成員名簿は、別とし用の申請書類、添付書類一覧(P18(2)参照)に付けてください。
- (注5) 設立当初のものから変更された定款を添付する場合には、定款に「現行の定款の写しに相違ない」旨を日付・社名(法人の場合)・代表者名(個人名)とともに記載し、押印をしてください。般特新規申請については、更新申請と同様に、前回申請と変更がない場合は、前回申請時のコピーで可です。
また、新規申請・追加申請等の際、定款の目的から許可を受ける業種が読み取れない場合は、定款の目的を変更する旨の念書を提出してください。
- (注6) 附属明細表(様式第十七号の三)は、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付してください。
- (注7) 履歴事項全部証明書を提出してください。インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。
国土交通大臣許可の場合は、前回申請と内容に変更がなければ省略可能です。ただし、重任登記、監査役の就退(辞)任があった場合は変更ありとみなされます。原本を添付してください。
なお、個人で申請する場合、登記事項証明書の提出は原則として不要です。ただし、屋号や支配人の登記がある場合には履歴事項全部証明書が必要です。
- (注8) 新規申請で前事業年度終了後に都外から都内に営業所を移転した場合(許可換)は、転入先の都税事務所へ提出した異動届出書(事業開始等申告書その2)の写しを添付してください。
- (注9) 都税事務所と税務署とは年度表記が異なります(P77参照)。
- (注10) 主たる営業所のみの業種追加申請の場合でも、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表及び全ての営業所の建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書の添付が必要です。
- (注11) 預金残高証明書は、受付日から1か月以内のものを提出してください(複数金融機関でも同一日なら有効)。
(例)「4月2日現在」(発行日4月3日)の預金残高証明書は、5月1日まで有効です。
なお、予約を行う新規申請に限定して、金融機関が証明する「残高証明日後1か月以内有効」とは、新規申請受付日までではなく、申請者が受付にて予約受付を行った日までとします(ただし、再来等での持込みが次期事業年度終了4か月後になった場合、通常の取扱いとします。)
- (注12) 経営業務の管理責任者証明書(様式第七号)や専任技術者の実務経験証明書(様式第九号)、指導監督の実務経験証明書(様式第十号)の証明者欄の証明者の印が、会社解散などの事情により押印できない場合に、当該事実を証明できる他の者(当時の取締役、本人)の印鑑証明書(発行後3か月以内)が必要です(当時の取締役の場合、当時の閉鎖謄本も必要です)。
そのほか、個別の事情により、会社の代表者印を含め印鑑証明書の提出が必要な場合があります。
- (注13) 「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者(法人格のある各種の組合等の理事等(執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等を除く。))又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。
別紙一及び様式第十二号を作成する際は、「相談役」及び「顧問」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人である者に限る。)について記載し、この他、役職のいかんを問わず、取締役と同等以上の支配力を有する者についても記載してください。

※ 許可換え新規の申請について、事前に許可換え前の許可庁へ相談してください。

また、変更事項がある場合は、事前に現許可庁への所在地変更以外の全変更手続を済ませてから、申請手続を行ってください。

建設業許可申請書類、確認資料等については、建設業法施行規則等の改正により、様式の変更や追加がされる場合があります。(変更・追加があった場合には、ホームページ等でお知らせします。)

都市整備局ホームページ <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/index.html>

新規許可取得後、経営事項審査を受ける予定がある場合は、許可申請前に建設業課建設業指導担当に連絡してください。

3 提出書類のとり方

(1) 都知事許可業者の提出書類のとり方

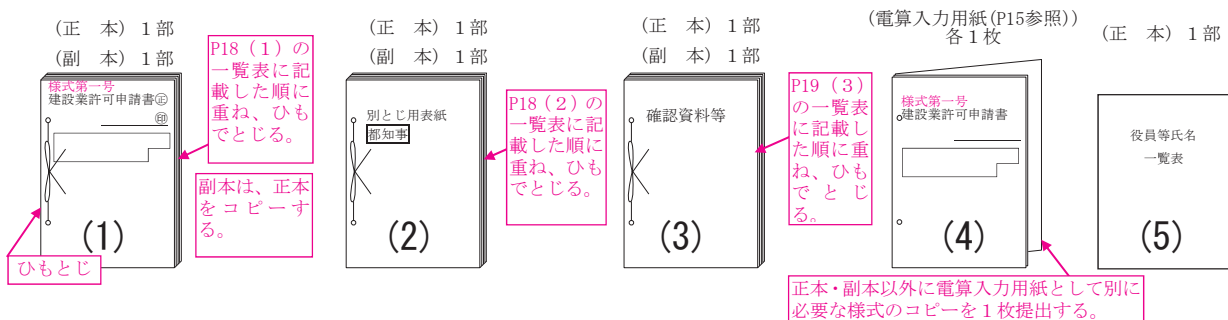
【新規・追加・更新申請】

- 建設業許可申請書類、添付書類一覧（P18(1)参照）は、左側に2穴を開け、同ページのとじ込み順にそろえ、「ひもとじ」で作成してください。
- 建設業許可申請書類、添付書類一覧（別とじ用）（P18(2)参照）は、「別とじ用表紙」を一番上に付けて、左側に2穴を開け、同ページのとじ込み順にそろえ、「ひもとじ」で作成してください。
- 正本は、押印（朱印）したものを、副本は、正本の写しで作成してください。
- 電算入力用紙は、正本の写しを別とじ（クリップ等）で提出してください。
- P19(3)の確認資料は、同ページのとじ込み順にそろえ、申請書類とは別にとして提出してください。
- 役員等氏名一覧表を作成し、他の用紙類とは別に提出してください。

【変更届・廃業届】 ※変更届・廃業届の作成方法等は、P73以降を参照してください。

- 届出書類のうち、「本冊」は左側に2穴を開け、P74～77の一覧表に記載された順にそろえ、「ひもとじ」で作成してください。
- 届出書類のうち、「別とじ」の書類は、「別とじ用表紙」を一番上に付けて、左側に2穴を開け、同ページに記載された順にそろえ、「ひもとじ」で作成してください。
- 正本は、押印（朱印）したものを、副本は、正本の写しで作成してください。
- 電算入力用紙は、正本の写しを別とじ（クリップ等）で提出してください。
- 確認資料は、届出書類とは別にひもでとして提出してください。
- 役員等氏名一覧表を作成する場合は、他の用紙類とは別に提出してください。

● 都知事許可業者の提出書類のとり方（図）



● 都知事許可業者の申請書類の並べ方の参考例は、《図1》(P23)、《図2》(P24)を参照してください。

(2) 大臣許可業者の提出書類のとり方

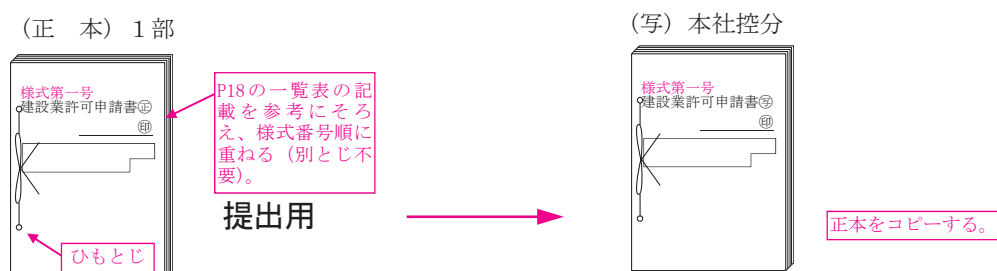
【新規・追加・更新申請】

- 申請書類（正本・写し（本社控え分））を様式番号順に並べた上で、左側に2穴を開け、「ひもとじ」で作成してください。（関東地方整備局のHP上の手引を御参照ください）

【変更届・廃業届】 ※変更届・廃業届の作成方法等は、P73以降を参照してください。

- 届出書類（正本・写し（本社控え分））を様式番号順に並べた上で、左側に2穴を開け、「ひもとじ」で作成してください。（関東地方整備局のHP上の手引を御参照ください）

● 大臣許可業者の提出書類のとり方（図）



別とじ用表紙

※「会社名又は個人名」欄を御記入ください。

会社名又は個人名			
許可番号	東京都知事許可	般 特	第 号
受付年月日	平成	年	月 日

1 申請区分（申請の場合、該当する区分に○を付けてください。）

1	新規	2	許可換え新規	3	般・特新規
4	業種追加	5	更新	6	般・特新規＋業種追加
7	般・特新規＋更新	8	業種追加＋更新	9	般・特新規＋業種追加＋更新

2 変更事項（変更届の場合、該当する変更事項に○を付けてください。）

1	商号	2	営業所 (名称、所在地、新設、廃止)	3	資本金額
4	役員等 (就任、辞(退)任、代表者、氏名 (改姓・改名))	5	支配人	6	建設業法施行令第3条に 規定する使用人
7	経營業務の管理責任者	8	専任技術者	9	国家資格者等・監理技術者
10	決算報告	11	一部廃業		

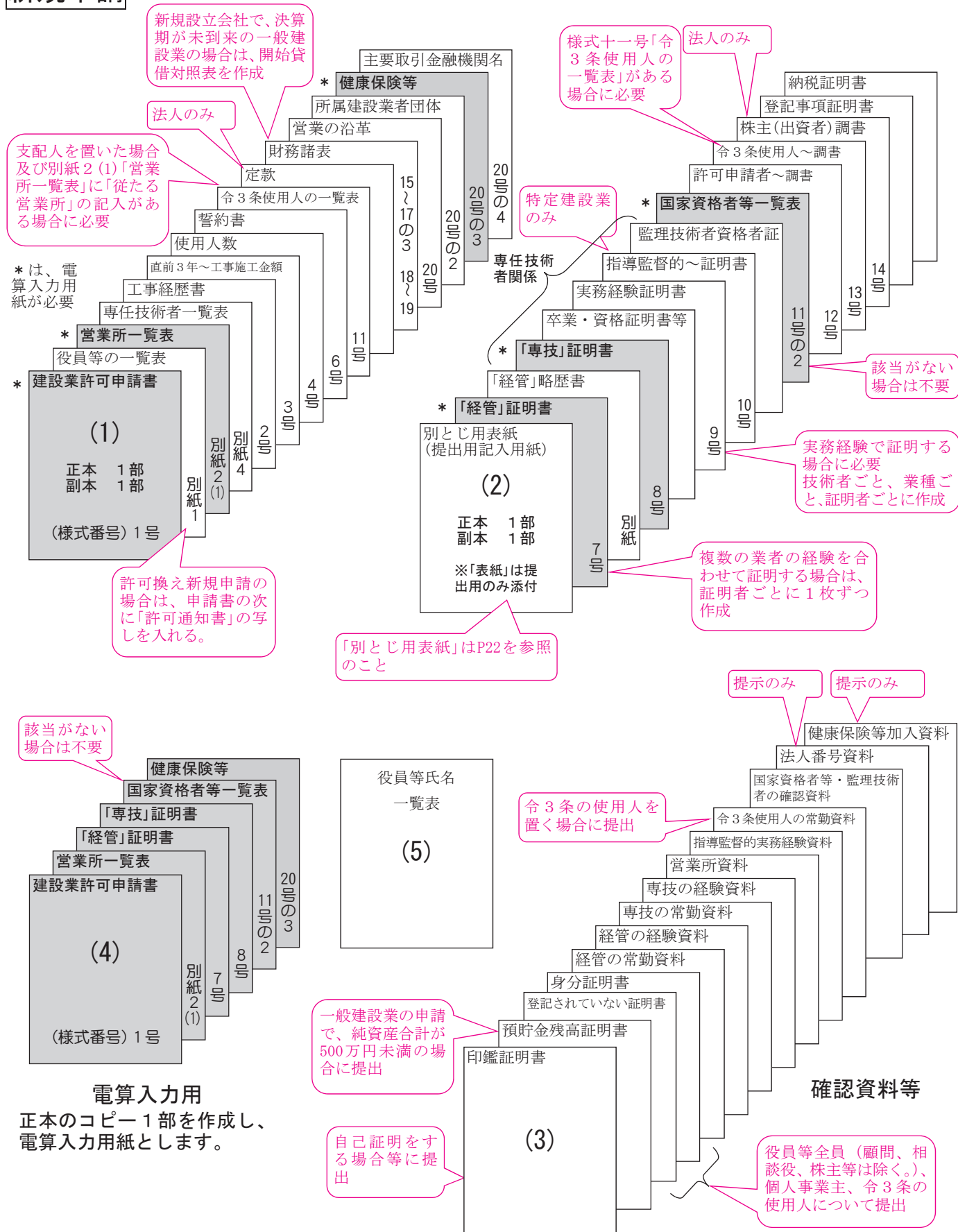
3 書類名（添付書類に○を付けてください。）

1	経營業務の管理責任者証明書	2	別紙 経營業務管理責任者略歴書	3	専任技術者証明書
4	修業(卒業)証明書	5	資格認定証明書写し	6	実務経験証明書
7	指導監督の実務経験証明書	8	監理技術者資格者証写し	9	国家資格者等・監理技術者一覧表
10	許可申請者の調書	11	建設業法施行令第3条に 規定する使用人の調書	12	株主(出資者)調書
13	登記事項証明書	14	納税証明書	15	届出書(様式第22号の3)

※ 提出に際しては、この用紙をコピーして使用してください。用紙の大きさはA4版でお願いします。

都知事許可業者の申請書類の並べ方【参考例】

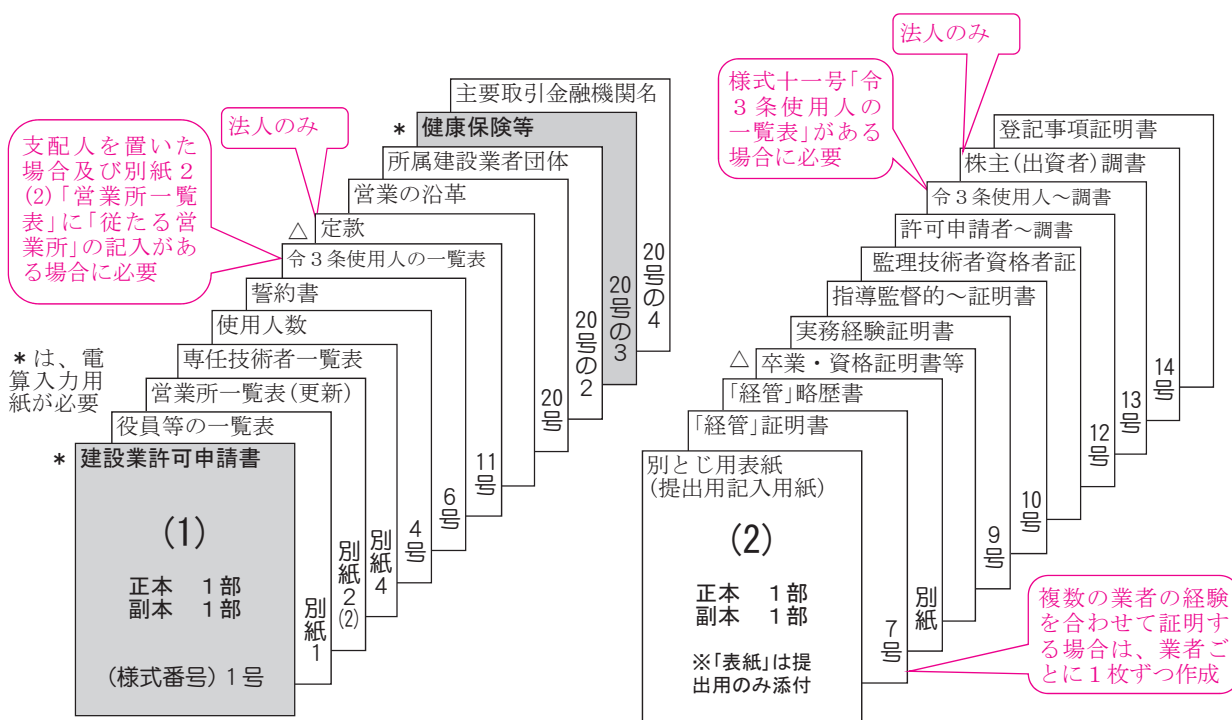
新規申請の場合



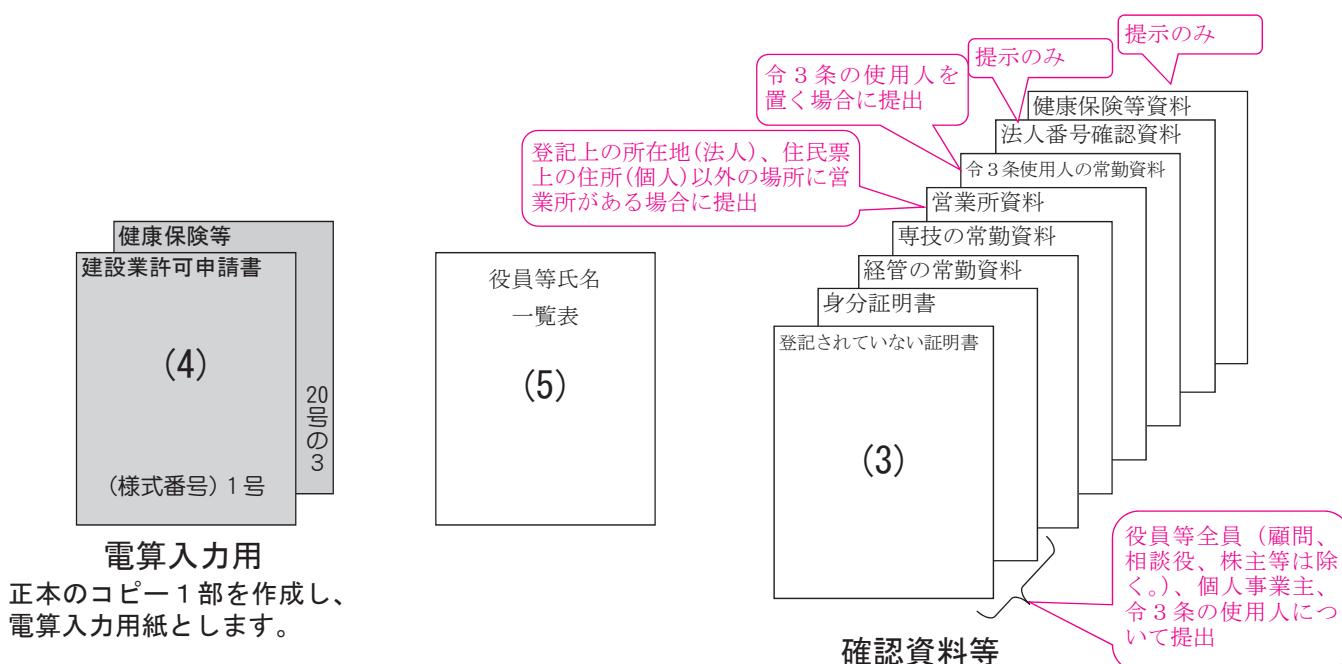
都知事許可業者の申請書類の並べ方【参考例】

更新申請の場合

△の書類については、既に申請したものと記載事項に変更がない場合は、前回申請時のコピーで可



「別とじ用表紙」はP22を参照のこと



4 申請書類記載例

(1) 建設業許可申請書

様式第一号（第二条関係）

この申請書により、建設業の
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)
一般財団法人	(一財)
一般社団法人	(一社)

※ 申請書及び添付書類の記入は、**黒色ボールペン等、容易に消えない耐性のあるものを使用してください。**
 ※ 訂正するときは、書き間違えた箇所を二重線で消し、正しい内容を枠外に書き加えてください。修正液や修正テープ等で消さないでください。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、申請書のみ二段書き
 (例) (登記上) ○○○・……………
 (事実上) ○○○・……………
 なお、その他の書類には事実上の所在地のみ記載
 個人の場合は住民票上の住所が登記上の住所となる。

必要に応じて「令和」に修正
 (他の「平成」と記載されている箇所についても同様)

業 許 可 申 請 書

平成 年 月

(用紙A4)
0 0 0 0 1

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印。
 なお、印を確認するため印鑑証明書の提出を求める場合がある。

法人の場合は代表者
 個人の場合はその本人

東京都新宿区西新宿2-18-1東京ビル
 志賀・コーポレーション株式会社
 代表取締役 仲西 洋二

行政庁側記入欄

大臣コード

許可番号 01 国土交通大臣許可(一般-) 第 00000000 号 許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日

申請の区分 02 (1. 新設 2. 許可換え新規 3. 一般・特新規 4. 業種追加 5. 更新 6. 特新規+業種追加 7. 一般・特新規+更新 8. 業種追加+更新 9. 特新規+業種追加+更新)

申請年月日 03 平成 11 年 13 月 15 日

許可の有効期間の調整 2 (1. 1. 2.)

更新時に複数ある許可日を一つにまとめるときは「1」を、それ以外は「2」を記入

個人の場合は、
 個人の氏名を記入

建設業種別 04 土木大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ造防内機絶通園井具水消消解

申請時において既に許可を受けている建設業種別 05

商号又は名称 06 シガコーポレーション

フリガナ 07 志賀・コーポレーション(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 08 ナカニシヨウジ

代表者又は個人の氏名 09 仲西 洋二

支配人の氏名 10

市区町村コード表(P58)の番号を記入 11 東京都 新宿区

主たる営業所の所在地 12 西新宿2-18-1東京ビル

郵便番号 13 163-8001

電話番号 14 03-5388-3354

ファックス番号 15 03-5388-3354

該当する業種のコラムに一般の場合は「1」特定の場合は「2」を記入

濁点・半濁点も含んで
 1コラムに記入。
 フリガナに「・」は
 書かない。

この部分のフリガナは
 不要

市区町村コード表
 (P58)の番号を記入

大字・字の文字
 は省略する。

右詰で記入

姓と名の間は1コラム
 空けること

個人事業で支配人登記
 している場合のみ記入

原則として本店所在地を
 記入。登記上と事実上の
 所在地が異なる場合は、
 事実上の所在地を記入。
 なお、記入の際は、市区
 町村名に続くところから
 記入

ハイフン「-」でつなぐ

左詰で記入

法人又は個人の別 13 1 (1. 法人) 2. 個人

兼業の有無 14 2 (1. 有) 2. 無

経営業務の管理責任者の氏名 15 志賀 隆

建設業以外に営業している業務があれば記入

法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索された画面コピーを提示

許可換え新規申請の
 場合のみ記入(注2)

換えの区分 15 1 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

大臣コード

旧許可番号 16 国土交通大臣許可(一般-) 第 00000000 号 旧許可年月日 平成 11 年 13 月 15 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

複数の許可を受けている
 場合は、最も古い許可の
 年月日を記入

必ず会社等の担当者の
 名前、電話番号を記入

連絡先

所属等 法務室 氏名 東京 花子

電話番号 03-5388-3353

ファックス番号 03-5388-3354

(注1) カラム欄に記入する文字について
 法人の場合：商号、代表者名は商業登記簿謄本による 個人の場合：住民票による
 (注2) 許可換え新規申請の場合は、現在有効な許可通知書の写しを添付する。

別紙一 役員等の一覧表

別紙二 (1) 営業所一覧表 (新規許可等)

別紙二 (2) 営業所一覽表 (更新)

別紙三 収入印紙等はり付け用紙

別紙四 専任技術者一覽表

履歴事項全部証明書又は商業登記簿
謄本に記載されている字で記入

許可申請者が個人事業主の場合も作成

(用紙 A 4)

別紙一

フリガナを付ける。

役員等の一覧表

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

役員等の氏名及び役名等			
氏名	役名	役名	常勤・非常勤の別
仲西 洋二	代表取締役		常勤
志賀 隆	取締役		常勤
東京 太郎	顧問		非常勤
東京 次郎	株主等		

顧問・相談役・株主等についても記入。
取締役等と株主等が同一人の場合は、取締役等とし記入。
例えば、取締役が株主等も兼ねている場合は「取締役」としてのみ記入

・個人事業主は本人を記載

- 法人は
 - (株)(有)→取締役
 - (資)(名)(合)→業務執行社員
 - (同)(業)(企)→理事

全員を記載
(執行役員、監査役、会計参与、
監事、事務局長は除く。)

役名のほか、常勤・非常勤の別を記入（株主等は除く。）
常勤とは、原則として建設業の営業所において休日その他の勤務を要しない日を除き、一定の計画の下に常時所定の時間中、その職務に従事していることをいう。

法人は「顧問」及び「相談役」、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等级上の支配力を有するものと認められる者」である可能性が前者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。）の他、役職のいかんを問わず、取締役と同等级上の支配力を有する者についても記入

別紙二（１）

營業所一覽表（新規許可等）

行政庁側記入欄																														
区	分	項	番	3																										
		8	1	1																										
					大臣コード																									
					知事																									
許可番号		項	番	3																										
		8	2	□	□	国土交通大臣 知事				許可（ 股特	—	□	□	第	5					10	号	平成			11	年	13	月	15	日

他に記載する書類（「使用人数」「専任技術者証明書」「健康保険等の加入状況」）と統一する。

建設業を営む営業所を統括し、指導監督する権限を有する1か所の営業所
名目上の本社、本店等であっても建設業としての実態を有しないものは該当しない。

(主たる営業所)

[illegible]

主たる営業所
以外で建設業
を営む営業所
を記入
なお、従たる
営業所が都内
に存在する場
合は、P51の確
認資料が必要

(従たる営業所)

フリガナ **タマシテン**

従たる営業所の名称
 多摩支店

所在地市区町村コード
 東京都小平市

従たる営業所の所在地
 花小金井1-6-20

郵便番号
 〒187-0002

電話番号
 0424-64-1515

営業しようとする建設業
 土木建築、石屋電管、鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園具水消清解

(1. 一般)
 (2. 特定)

変更前

業種追加申請の場合は、該当する営業所について、項番92、98

業種追加申請の場合は、該当する営業所について、項番83、88の「営業しようとする建設業」欄の上段に追加申請後の全業種を、下段（変更前）に追加申請前の全業種を記入

今回の申請で許可を受けようとする建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を記入

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

許可業種の一部を更新申請（許可日が複数あると該当）する場合や、更新追加申請をする場合は、更新しない業種を記入しないこと。

事実上の所在地を記入

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
主たる営業所	本 社	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-18-1東京ビル 03-5321-1111	(土)(と)(内)(園)	
従たる営業所	多摩支店	〒187-0002 東京都小平市花小金井1-6-20 0424-64-1515		(園)

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

別紙三（第二条関係）

大臣許可の場合のみ添付が必要

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあっては、この限りでない。

別紙四

専任技術者一覧表

※ 新規及び業種追加の場合は「様式八号 専任技術者証明書」（P34～35参照）も必要です。

※ 変更事項のない者も含め、専任技術者全員について記載が必要です。

平成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

営業所の名称	フリガナ 専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本社	ババケン 馬場 健	土-9 と-9 内-9 園-7	13 13 37 34
多摩支店	ヨシダ タモツ 吉田 保	園-4	02

建設業許可申請書「別紙二（1）・（2）」の営業所の「名称」欄と同一順序で、営業所ごとに記入

P3～6の「略号」で記入

国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。
実務経験のみの場合は住民票の字（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合は登記簿謄本の字）で記入

P58～59の「建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入。
「国家資格等」の場合には、P62～63・70の「技術者の資格表」を参考に、該当する番号を記入

工事経歴書は、経営事項審査（法27条の23により、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査）を申請しない場合と申請する場合では記載方法が異なります。

ア 主な完成工事（10件程度）について、請負代金の大きい順に記載

イ アに続けて、主な未成工事について、請負代金の大きい順に記載

(免税事業者は、申請時には財務諸表と同様税込で作成すること。)

業種（とび・土工・コンクリート） 決算期（H28.4.1～H29.3.31）

施工実績 合計 (15件) 800,000千円

元請工事	A工事	180,000千円	B工事	120,000千円	C工事	60,000千円
	D工事	45,000千円	E工事	35,000千円	F工事	30,000千円
	G工事	20,000千円	H工事	10,000千円	計（8件）500,000千円	
下請工事	ア工事	150,000千円	イ工事	40,000千円	ウ工事	35,000千円
	エ工事	30,000千円	オ工事	20,000千円	カ工事	15,000千円
	キ工事	10,000千円	計（7件）300,000千円			

該当するものを○で囲む。

(用紙A4)

個人の氏名が特定されないよう記載に注意する。
工事名は場所、内容を具体的に記入する。

工 事 經 歷 書

余白に工事種別ごとにページを記入する（ページ数/総ページ）。

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事

(税込 ・ 税抜)

pl / l

注文者	元請又は下請の別	JVの別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所にレ印を記載）		千円	千円	着 工 年 月	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
東京都	元請		A 外構工事	東京都千代田区	千代田 一郎	レ	180,000	千円	千円	平成 28 年 5 月	平成 29 年 3 月
東京都	元請		B 足場仮設工事	東京都八王子市	八王子 二郎	レ	120,000	千円	3,000	平成 28 年 7 月	平成 29 年 1 月
新宿区	元請		C 造設工事	東京都新宿区	新宿 三郎	レ	(60,000) 80,000	千円	千円	平成 28 年 11 月	平成 29 年 6 月
△△建設	下請		ア土工事	東京都江戸川区	江戸川 四郎	レ	150,000	千円	千円	平成 28 年 9 月	平成 29 年 2 月
町田市	元請		D 盛土工事	東京都町田市	町田 五郎	レ	45,000	千円	千円	平成 28 年 8 月	平成 28 年 12 月
□□建設	下請		イ土工事	東京都世田谷区	世田谷 六郎	レ	40,000	千円	千円	平成 28 年 4 月	平成 28 年 8 月
								千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
① 元請工事を、元請のみの完工高の合計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。 元請完工高のみの合計の7割 350,000千円（＝500,000千円×0.7） 記載した元請完工高の計（A～C工事） 360,000千円									千円	平成 年 月	平成 年 月
② まだ書いていない元請工事か、下請工事を記載し、完工高の総計の7割を超えるところまで請負金額の大きい順に記載します。必ずしも元請工事を全部記載する必要はありません。 完工高の合計額の7割 560,000千円（＝800,000千円×0.7） 記載した工事の計（A～D及びア～イ工事） 595,000千円									千円	平成 年 月	平成 年 月
※1 大きい金額の下請工事があったとしても、必ず元請工事の下に記載してください。									千円	平成 年 月	平成 年 月
※2 ①、②に関わらず、500万円（建築は1,500万円）未満の軽微な工事は、10件を超えて記載する必要はありません。									千円	平成 年 月	平成 年 月
									千円	元請工事の完工高の合計を記入。	

「小計」欄はページごとに記載した工事の件数及び完工高の額の合計を記入。

小計	6 件	595,000 千円	3,000 千円	うち 元請工事	
				405,000 千円	3,000 千円

「合計」欄は、財務諸表の損益計算書の完成工事高に計上した全ての工事の合計のうち当該業種に関わる合計を記入。1業種が複数ページになる場合は、最終ページのみ記入。

合 計	15 件	800,000 千円	3,000 千円	うち 元請工事	
				500,000 千円	3,000 千円

・配置技術者（主任技術者・監理技術者）について

建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。

また、発注者から直接仕事を請け負い、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません（平成28年6月1日から施行）。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。
- (1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合
 - ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、全ての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- (2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請け工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含む全ての者を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書きで付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、全ての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

（作成上の注意事項）

- ・「工事名」の欄は、工事の場所・内容が分かるよう具体的に記入する。ただし、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること（例 注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）。
- ・過去に請け負った建設工事について、許可を受けようとする業種ごとに用紙を改めて記入する。
- ・1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴としてはならない。
- ・工事の経歴がない場合でも業種ごとに「なし」と記入し、添付すること。
- ・「合計欄」の件数及び金額は本工事経歴書に記載したものの合計ではなく、直前決算期における業種ごとの件数及び金額であり、各業種の合計金額は様式第三号における各業種の合計金額に一致する。
- ・記載要領3・(1)・①及び②に記載のある「令第1条の2第1項に規定する建設工事」とは、許可を受けなくても請け負うことのできる軽微な工事（P2参照）をいう。

(4) 直前3年の各事業年度における工事施工金額

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第三号 (第二条関係)

許可を有しない建設業に係る軽微な工事の施工金額を記入

(用紙A4)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

記載した全ての事業年度について業種ごとの施工金額の内訳を記入 (実績がない場合は「0」を記入)

該当するものを○で囲む。

(税込・税抜) 単位: 千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	とび・よエコンクリート工事	内装仕上工事	造園工事		
第38期 平成27年 4月 1日から 平成28年 3月 31日まで	元請	公共	11,000	8,940	0	0	0	19,940
		民間	32,600	15,270	5,726	0	0	53,596
	下請		0	3,940	32,600	0	0	36,540
	計		43,600	28,150	38,326	0	0	110,076
第39期 平成28年 4月 1日から 平成29年 3月 31日まで	元請	公共	167,136	2,222	0	0	0	169,358
		民間	11,175	25,237	14,300	0	0	50,712
	下請		0	4,089	0	0	6,130	10,219
	計		178,311	31,548	14,300	0	6,130	230,289
第40期 平成29年 4月 1日から 平成30年 3月 31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0	0
		民間	381,748	2,102	0	0	0	383,850
	下請		0	55,712	9,200	11,638	6,070	82,620
	計		381,748	57,814	9,200	11,638	6,070	466,470
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共					(29,12,31)	
		民間					業種追加	
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

財務諸表の完成工事高と一致

切捨てのほか、四捨五入及び切上げを認める。

資本金の額が5億円以上、又は負債の合計額が200億円以上の株式会社

用紙が2枚以上になる場合、その他の建設工事及び合計は最終ページに記入

申請書に添付する場合は、許可申請直前の3年間の各事業年度分を決算期別に記入。
決算報告(P76)に添付する場合は、届出期直前の3年間の各事業年度分を決算期別に記入

直前3年分なので、決算期を変更している場合などは4期分以上となる場合も考えられる。

(5) 使用人数

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

法人で兼業がある場合は、建設業以外に従事する人数を除く。

様式第四号 (第二条関係)

別紙二(1)(2)に記載した順に営業所の名称を記入

許可業種について、P8の専任技術者の要件を満たす者

(用紙A4)

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本 社	10 人	5 人	3 人	18 人
多摩支店	5	3	1	9
合 計	15 人	8 人	4 人	27 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

(6) 誓約書

様式第六号 (第二条関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

許可後に該当が発覚した場合、許可取消しとなるため、P9を確認すること

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1東京ビル
志賀・コーポレーション株式会社
代表取締役 仲西 洋二 印

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

地方整備局長
~~北海道開発局長~~
東京都 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

確認資料が必要です (P47参照)

様式第七号（第三条関係）

[illegible]

住民票と住所が異なる
場合は現住所を記入
(P47参照)

- 32 –

(8) 経營業務の管理責任者の略歴書

別紙

(用紙A4)

様式第七号に記載したものと
同じ内容を記入

経營業務の管理責任者の略歴書

申請時の職名を記入〔例：代表取締役・
取締役(以上法人)・事業主・支配人(個人)〕

現住所	東京都世田谷区〇〇1-1			
氏名	志賀 隆	生年月日	昭和39年10月10日生	
職名	取締役			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自 59年 4月 1日 至 H 6年 3月 31日	永井建設(株)土木工事部勤務		
	自 H 6年 4月 1日 至 年 月 日	志賀・コーポレーション(株)入社		
	自 H10年 4月 1日 至 年 月 日	志賀・コーポレーション(株)取締役 現在に至る		
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	自 年 月 日 至 年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
			なし	
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記入。 該当がなければ「なし」と記入		
上記のとおり相違ありません。				
平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日		氏 名 志賀 隆 印		

記載要領
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

法人の場合、経營業務の管理責任者個人の氏名を記入。
代表者であっても、代表者印ではなく、個人の印鑑を押印
同一姓の役員等がいる場合は同一印を使用しないこと。
外国人の場合はサインで可

(9) 専任技術者証明書

確認資料が必要です (P48参照)。

【新規／許可換え】〔東京都知事許可の建設業を初めて申請する場合〕

一般建設業の場合下段を、特定建設業の場合上段を消す。
一般建設業・特定建設業の両方に該当する場合は消さない。

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
届出者 志賀・コーポレーション株式会社 代表取締役 仲西 洋二 印

「1」を記入

届出者を消す。

1 カラム空ける。

建設業許可申請書の「別紙二(1)営業所の名称」欄と同一順序で記入

今後担当する業種のみ記入

新所属のみ記入

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入。実務経験のみの場合は住民票の字 (ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で登記されていれば、その登記簿謄本の字) で記入

【般・特新規】〔「一般」の一部業種を「特定」に切り替える場合〕

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書 (新規・変更)

(1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
届出者 志賀・コーポレーション株式会社 代表取締役 仲西 洋二 印

「1」を記入

届出者を消す。

「許可番号」[許可日 (複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日)] の両方を記入

「国家資格等」の場合は、P62～63・70の「技術者の資格表」を参考に、該当する番号を記入

(例) 一級建築施工管理技士であれば「20」を記入

旧所属・新所属の両方記入

【業種追加】〔現在担当している「一般（電）」に加えて、更に「一般（通）」〕を担当する場合

(用紙A4)
00003

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
(2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

「1」を記入

届出者を消す。

平成 年 月 日

申請者 東京都新宿区西新宿2-18-1 東京ビル
届出者 志賀・コーポレーション株式会社 代表取締役 仲西 洋二 印

区 分 項番 6 1 1 (1. 新規許可 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣 許可(一般-特) 第 0 9 8 8 9 号 許可年月日 平成 2 9 年 0 8 月 3 0 日

新たな業種の専任技術者となる者のみ記入

氏名 氏名フリガナ (フリガナ) ヤマグチ イナロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 3 2 年 1 0 月 1 0 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

現在担当している建設工事の種類 6 4 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

有資格区分 6 5 2 7 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日 営業所の名称 (旧所属) 本社

専任技術者の住所 東京都世田谷区〇〇3-3 営業所の名称 (新所属) 本社

今後担当する業種と現在担当している業種の両方を記入

専任となっている業種の資格コードのみ記入し、他に資格があっても記入しない。

「業種追加申請」等で、既許可業種の専任技術者になっている者が、当該申請業種の専任技術者になる場合、〔今後担当する建設工事の種類〕〔有資格区分〕の欄は「追加業種」と「既許可業種」の両業種及びそれに係る資格を記入。
この場合の資格を証する書面（修業（卒業）証明書・資格認定証明書・実務経験証明書・指導監督の実務経験証明書等）の添付は、「追加業種」のみでなく、「既許可業種」分も添付（修業（卒業）証明書・資格認定証明書の提出済みのものの写しで可）

「第2種電気工事士」は免状交付後〔3年〕、「電気主任技術者」は免状交付後〔5年〕、「電気通信主任技術者」は資格者証交付後〔5年〕、「地すべり防止工事士」は登録後〔1年〕、「建築設備士」は資格取得後〔1年〕、「1級計装士」は合格後〔1年〕、「給水装置工事主任技術者」は免状交付後〔1年〕、「技能検定2級合格者」は合格後〔1年〕（平成16年4月1日以降は〔3年〕）の実務経験証明書を添付。
なお、特定建設業で指定建設業〔（土）（建）（電）（管）（鋼）（舗）（園）〕の専任技術者を証明する場合は、〔国家資格1級〕又は〔大臣特認〕のいずれかを取得している者とする（P11(2)カ参照）。

(10) 実務経験証明書（様式下段の記載要領を必ず御覧ください。）

確認資料が必要です（P48参照）。

電気工事又は消防施設工事においては、電気工事士法及び消防法の規定により、無資格者の実務経験は原則として認められません。

また、同一人が複数業種を実務経験で証明する場合、実務経験の期間の重複は原則認められません（業種ごとに規定の期間を積み上げることが必要）。

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

この様式は、実務経験により専任技術者になる場合に必要（法第7条第2号イ又はロ、法第15条第2号ロの該当者。P8参照）

更新等の際は、前回の提出時と同一の内容を記載してください。

実務経験を得た当時の商号又は名称を記入。個人の場合は個人名（ただし、屋号を登記している場合は屋号）を記入

証明者は被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主とする（注1）。

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 ○年 ○月 ○日

東京都中央区銀座2-1-12

株式会社 鈴木造園

代表取締役 鈴木 千代

証 明 者

社員

被証明者との関係

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印（注3）

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

実際に雇用されていた期間を記入

実務経験年数は重複しないこと（注2）。

実務経験期間の合計を記入

証明者が申請者以外の建設業者である場合、許可番号、許可業種、許可年月日を記入

(例)
東京都知事許可(根-29) 第123号
造園工事業、平成29年6月5日許可

具体的に記入
(例)取締役
○○部長
○○課長等

技 術 者 の 氏 名	吉 田 保	生 年 月 日	昭 和 31 年 9 月 17 日	使 用 さ れ た 期	1 年 4 月 から 25 年 3 月 まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	株式会社 鈴木造園				
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数			
工事主任	西熱海リゾートマンション外構植栽工事 他6件	8年	1月から	12年	12月まで
〃	砧公園植栽工事 他3件	13年	1月から	13年	12月まで
〃	千田ビル外構植栽工事 他3件	14年	1月から	14年	12月まで
〃	山本邸造園工事 他6件	15年	1月から	15年	12月まで
〃	大森ビル外構植栽工事 他4件	16年	1月から	16年	12月まで
〃	東山公園花壇植栽工事 他8件	17年	1月から	17年	12月まで
〃	立川公園修景施設工事 他4件	18年	1月から	18年	12月まで
工事係長	秩父カントリークラブ芝張替工事 他8件	19年	1月から	19年	12月まで
〃	都立水元公園花壇植栽工事 他12件	20年	1月から	20年	12月まで
〃	星野ビル外構植栽工事 他18件	21年	1月から	21年	12月まで
〃	岡崎ビル外構植栽工事 他5件	22年	1月から	22年	12月まで
工事課長	清水邸造園工事 他15件	23年	1月から	23年	12月まで
〃	中央公園植栽工事 他12件	24年	1月から	24年	12月まで
〃	戸山公園植栽工事 他20件	25年	1月から	25年	3月まで
		年	月から	年	月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	合計 満 17年 2月				

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

使用者と証明者が異なる場合の理由を記入
(例) 令和○年○月 会社解散のため
令和○年○月 事業主死亡のため 等

(注1) 法人における経験を証明するに当たり、正当な理由によりこの方法によることができない場合は、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖簿本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要）の証明を得ること（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）。
個人事業主の経験を自己証明する場合は、法人での経験を本人が証明する場合に準ずる（発行後3か月以内の、本人の印鑑証明書が必要）。

(注2) その年の代表的工事の件名を記入し、その他の工事は「他○件」として、1年分を1行にまとめる（実務経験10年で申請する場合は、10行以上記入する）。
なお、知事許可の場合は、一番上の行に古いものを何年分かをまとめてよい。

(注3) 原則として法令様式のため押印が必要。ただし、追加・般特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及び専任技術者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる（H20. 10. 8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済みの証明書のコピー添付は不可）。

(11) 指導監督的実務経験証明書

確認資料が必要です (P51参照)。

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第十号 (第十三条関係)

この様式は特定建設業 (指定建設業は除く。) の専任技術者で、実務経験又は2級の国家資格等 (P62～63・70資格表の○印の者) の場合に必要 (法第15条2号ロ該当者。P8参照)

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験のものを記入

(用紙A4)

更新等の際は、前回の提出時と同一の内容を記載してください。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 ○年 ○月 ○日

実務経験証明書記載例 (P36) と同様

東京都新宿区西新宿3-8-1
新宿電気工事株式会社
代表取締役 鈴木 俊司 印

被証明者との関係 社員

1 件の請負代金が4,500万円 (H6.12.28以前は3,000万円、さらに、S59.10.1以前は1,500万円) 以上の元請工事を記入 (消費税込み)

経験の内容が明らかになるように請負契約書により具体的な名称を記入

技術者の氏名	鈴木 太郎	生年月日	昭和41年 9月 30日	使用された期間	14年 3月から 25年 4月まで
使用者の商号又は名称	新宿電気工事株式会社				
発注者名	請負代金の額	職名	実務経験の内容	実務経験年数	
東京電信電話(株)	164,825千円	工事課長	新宿加入者線路設備工事	19年 2月から 20年 3月まで	
〃	59,356千円	〃	葛飾加入者線路設備工事	20年 5月から 20年 12月まで	
〃	54,600千円	〃	台東加入者線路設備工事	21年 2月から 21年 6月まで	
〃	94,887千円	〃	練馬通信設備工事	21年 8月から 22年 2月まで	
〃	103,855千円	〃	立川通信設備工事	23年 1月から 23年 9月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 3年 2月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事 (平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの) 1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

(12) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

確認資料が必要です (P51参照)。

この表には、P26「別紙二(1)・(2)」中の「従たる営業所」の代表者 (建設工事の請負契約の締結及びその履行に関して一定の権限を有する者) を記入

様式第十一号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

P26「別紙二(1)・(2)」に記入した順序で記入する。

平成 ○○年 ○○月 ○○日

営業所の名称	職名	氏名
多摩支店	多摩支店長	ヨシダ タモツ 吉田 保
例 ○○支店	○○支店長	○○ ○○
○○営業所	○○営業所長	○○ ○○
○○建築	支配人	○○ ○○

建設業法施行令第3条に規定する使用人が役員等を兼ねている場合は、「取締役○○支店長」「取締役○○営業所長」等と記入

建設業法施行令第3条に規定する使用人は、当該営業所の常勤を要するため、他の営業所との兼務はできません。

(13) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規）

確認資料が必要です（P51参照）。

許可を受けようとする（受けている）建設業の種類に関わりなく、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、
① P62～63・70の資格を有する者（法第7条第2号ハ、法第15条第2号イ）
② 特定建設業（指定建設業を除く。）で指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ）
③ 特定建設業で大臣特認を受けた者（法第15条第2号ハ）について記入
ただし、②及び③については、特定建設業を受けようとする者又は受けている者に限り記入
旧様式で主任技術者として提出している者は、同じ内容について再度提出の必要はない。

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

(7桁以内)
000007

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- (1) 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

【新規申請、許可換新規申請と同時に提出する場合】

平成 年 月 日

申請者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

届出者を消す。

申請者 東京都千代田区丸の内3-8-1
鈴木建設株式会社
代表取締役 鈴木 一郎

区 分 項 番 3 (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみで特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)

大臣 コード

許可年月日

許可番号 7 2 3 3 国土交通大臣 許可 (一般 2 6) 第 5 1 0 0 0 0 0 0 号 平成 2 6 年 0 5 月 1 5 日

記

P62～63・70の資格のみの者は記入不要

氏 名 項 番 フリガナ (フリガナ) カワ 河村 太郎 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 5 4 0 年 1 0 月 0 2 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有 資 格 区 分 7 5 1 3

氏 名 項 番 フリガナ (フリガナ) ババ 馬場 保 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 5 2 5 年 0 7 月 0 5 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有 資 格 区 分 7 5 0 2

1カラム空ける。

姓の最初から2字記入し、濁点・半濁点も含み1字とする。

P62～63・70のコード表に従い該当する数字を記入

国家資格者等、大臣特認、卒業資格がある場合は、資格認定書、卒業証明書で記入し、実務経験と指導監督の実務経験の場合は住民票の字で記入

【一般建設業のみの許可から特定建設業を申請（般・特新規）と同時に提出する場合】

区 分 項 番 3 (1. 新規許可又は許可換え 2. 一般建設業の許可のみで特定建設業の許可を申請 3. 有資格区分等の変更 4. 技術者の追加 5. 技術者の削除)

大臣 コード

許可年月日

許可番号 7 2 1 3 国土交通大臣 許可 (一般 2 6) 第 1 0 0 0 0 0 0 号 平成 2 6 年 0 5 月 1 5 日

記

氏 名 項 番 フリガナ (フリガナ) カワ 川上 健 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 5 3 0 年 1 2 月 0 7 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有 資 格 区 分 7 5 1 4

氏 名 項 番 フリガナ (フリガナ) ナカ 中島 純 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 生年月日 5 3 7 年 0 3 月 1 0 日

今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）

既提出の一覧表における建設工事の種類

有 資 格 区 分 7 5 0 1

「区分5（技術者の削除）」の場合を除き指導監督の実務経験の者、大臣特認の者はコード表に従い該当する数字を記入

第2種電気工事士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、地すべり防止工事士、建築設備士、1級計装士、給水装置工事主任技術者及び技能検定2級合格者は実務経験証明書〔期間分〕も併せて添付

(14) 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

法人の場合は、P26「別紙一」に記載した役員等全員について記入。
ただし、経営業務の管理責任者については本様式の作成を要しない。

様式第十二号 (第四条関係)
申請時の職名を記入〔例：代表取締役・取締役(以上法人)・事業主(個人)〕

許可申請者 (法人の役員等
本法人
法定代理人
法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書

申請者が法人の場合

申請者が個人の場合

事実上の住所と住民票上の住所が異なる場合は、二段書きにして記入
(例)
(事実上)〇〇〇…
(住民票上)〇〇〇…

住 所	東京都葛飾区〇〇1-10-6		
氏 名	仲 西 洋 二	生 年 月 日	昭 和 2 5 年 1 月 1 日 生
役 名 等	代表取締役 (常勤) ← 常勤・非常勤の別を記入		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し ← 建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記入。該当がなければ「なし」と記入	
罰		法人の場合、役員等個人の氏名を記入。代表者であっても、代表者印ではなく、個人の印鑑を押印。同一姓の場合に同一印を使用しないこと。外国人の場合はサインで可。日本に居住していない外国人で非常勤の場合は代表者印で可	
上記のとおり相違ありません。			
平成 3 0 年 1 月 2 0 日		氏 名	仲 西 洋 二 印

記載要領

- 1 「法人の役員等
本法人
法定代理人
法定代理人の役員等」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」を兼ねている場合は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書 (様式第十三号)」は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記入する。

【顧問、相談役、株主等がいる場合】

様式第十二号 (第四条関係)

(用紙A4)

許可申請者 (法人の役員等
本法人
法定代理人
法定代理人の役員等) の住所、生年月日等に関する調書

住 所	東京都〇〇区〇〇1-2-3		
氏 名	東 京 次 郎	生 年 月 日	昭 和 4 5 年 6 月 7 日 生
役 名 等	株 主 等 ← 顧問、相談役、株主等と記入 株主等については、常勤・非常勤の別は記入不要		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		顧問、相談役、株主等の場合、賞罰欄の記載及び署名・押印は不要	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
平成 年 月 日		氏 名	印

(15) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

確認資料が必要です (P51参照)。

P37「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成

P39「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の記入例を参照

事実上の住所と住民票上の住所が異なる場合は、二段書きにして記入すること。
(例) (事実上)〇〇〇…
(住民票上)〇〇〇…

様式第十三号 (第四条関係)

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	東京都練馬区〇〇1-6-18		
氏 名	吉 田 保	生 年 月 日	昭和31年 9月17日生
営 業 所 名	多摩支店 ← 所属する営業所の名称を記入		
職 名	多摩支店長		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		な し	
		建設業の行政処分、行政罰はもちろん、刑罰その他の賞罰も記入。該当がなければ「なし」と記入	
上記のとおり相違ありません。			
平成 30 年 1 月 20 日		氏 名 吉 田 保 印	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

役員を兼ねている場合は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日に関する調書(様式第十三号)」は省略し、建設業法施行令第3条に規定する使用人に関する内容も、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」に記入する。

(16) 株主(出資者)調書

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

資本金額の増減等により5%以上株主(出資者)の該当・非該当が生じた場合、株主等の変更届が必要となる(ただし、役員等として提出済みの場合は、不要となる。P74参照)。

様式第十四号 (第四条関係)

許可申請者が法人の場合に作成

(用紙A4)

株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住 所	所有株数又は出資の価額
東京建工株式会社	東京都新宿区西新宿2-8-1	700,000株
鈴木建設株式会社	東京都千代田区丸の内3-8-1	500,000株
東京次郎	東京都〇〇区〇〇1-2-3	200,000株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

記載要領に定められた者のみ記載すること。
株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合はその者の氏名を記入

株数を記載する場合は「〇〇株」とし、出資の価額を記載する場合は「〇〇円」と記入

記載された株主(出資者)が個人の場合は、「別紙一 役員等の一覧表」(P26)に氏名等を記載し、「許可申請者の住所、生年月日に関する調書」(P39)を作成。なお、株主が亡くなって相続手続中の場合は「東京次郎(相続手続中)」と記入してもらうことで、「別紙一 役員等の一覧表」への記載と「許可申請者の住所、生年月日等に関する調書」の作成は不要となる。

(17) 財務諸表 (財務諸表の記載要領を必ず確認してください。)

建設業法で定める様式で作成する(株主総会、税務申告等に提出した決算報告書では不可)。

※決算報告をする場合、特例有限会社を除く株式会社は、事業報告書が必要(P76 参照)

(法人用)

①	②
財 務 諸 表 (法 人 用) 様式十五号 貸 借 対 照 表 様式十六号 損 益 算 表 様式十七号 成 工 事 等 変 動 計 算 表 様式十七号の二 株 主 資 本 等 明 細 表 (様式十七号の三 附 属 明 細 表) 事業年度 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会社名) _____	様式第十五号 (第四号、第十号、第十九号の四関係) 貸 借 対 照 表 平成 年 月 日 現在 (会社名) _____ 資 産 の 部 I 流 動 資 産 千円 現金預金 _____ 受取手形 _____ 完成工事未収入金 _____ 有価証券 _____ 未成工事支出金 _____ 材料貯蔵品 _____ 短期貸付金 _____ 前払費用 _____ 繰延税金資産 _____ その他 _____ 貸倒引当金 _____ Δ 流動資産合計 _____ II 固 定 資 産 (1) 有形固定資産 建物・構築物 _____ 減価償却累計額 Δ _____ 機械・運搬具 _____ 減価償却累計額 Δ _____ 工具器具・備品 _____ 減価償却累計額 Δ _____ 土地 _____ リース資産 _____ 減価償却累計額 Δ _____ 建設仮勘定 _____ その他 _____ 減価償却累計額 Δ _____ 有形固定資産合計 _____ (2) 無形固定資産 特許権 _____ 借地権 _____ のれん _____ リース資産 _____ その他 _____ 無形固定資産合計 _____
③ (3) 投資その他の資産 投資有価証券 _____ 関係会社株式・関係会社出資金 _____ 長期貸付金 _____ 破産更生債権等 _____ 長期前払費用 _____ 繰延税金資産 _____ その他 _____ 貸倒引当金 _____ Δ 投資その他の資産合計 _____ 固定資産合計 _____ III 繰 延 資 産 創立費 _____ 開業費 _____ 株式交付費 _____ 社債発行費 _____ 開発費 _____ 繰延資産合計 _____ 資産合計 _____ 負 債 の 部 I 流 動 負 債 支払手形 _____ 工事未払金 _____ 短期借入金 _____ リース債務 _____ 未払金 _____ 未払費用 _____ 未払法人税等 _____ 繰延税金負債 _____ 未成工事受入金 _____ 預り金 _____ 前受収益 _____ 引当金 _____ その他 _____ 流動負債合計 _____	④ II 固 定 負 債 社債 _____ 長期借入金 _____ リース債務 _____ 繰延税金負債 _____ 引当金 _____ 負ののれん _____ その他 _____ 固定負債合計 _____ 負債合計 _____ 純 資 産 の 部 I 株 主 資 本 (1) 資本金 _____ (2) 新株式申込証拠金 _____ (3) 資本剰余金 _____ 資本準備金 _____ その他資本剰余金 _____ 資本剰余金合計 _____ (4) 利益剰余金 _____ 利益準備金 _____ その他利益剰余金 _____ 準備金 _____ 繰越利益剰余金 _____ 繰越利益剰余金合計 _____ (5) 自己株式 _____ (6) 自己株式申込証拠金 _____ 株主資本合計 _____ II 評価・換算差額等 (1) その他有価証券評価差額金 _____ (2) 繰延ヘッジ損益 _____ (3) 土地再評価差額金 _____ 評価・換算差額等合計 _____ III 新 株 予 約 権 純資産合計 _____ 負債純資産合計 _____

ここに「消費税込」又は「消費税抜」と表記する。
 なお、経営事項審査申請をする場合は、「消費税抜」に統一する。
 (ただし、消費税免税事業者は消費税込で作成し、「消費税免税事業者」と表記する。)

一致する。

設定目的を付した科目名を記載

記入の際は千円単位で表示すること。ただし、様式十五・十六・十七は、会社法第2条第6号に規定する大会社(記載要領4参照)にあっては百万円単位をもって表示できる。この場合、「単位: 千円」とあるのは「単位: 百万円」として記載すること(切捨てのほか、四捨五入及び切上げを認める。)

様式第十七号の二（第四条、第十条、第十九条の四関係）
(用紙A4)

注 記 表
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
(会社名) _____

注

- 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 重要な会計方針
 - 資産の評価基準及び評価方法
 - 固定資産の減価償却の方法
 - 引当金の計上基準
 - 収益及び費用の計上基準
 - 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 会計方針の変更
- 表示方法の変更
- 会計上の見積りの変更
- 誤謬の訂正
- 貸借対照表関係
 - 担保に供している資産及び担保付債務
 - 担保に供している資産の内容及びその金額
 - 担保に係る債務の金額
 - 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高	千円
裏書手形譲渡高	千円
 - 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - 親会社株式の各表示区分別の金額
 - 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 損益計算書関係
 - 工事進行基準による完成工事高
 - 売上高のうち関係会社に対する部分
 - 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高
(6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- 剰余金の配当
- 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- 金融商品の状況
- 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- 賃貸等不動産の状況
- 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種 別	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種 別	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- 一株当たりの純資産額
- 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

株式譲渡制限会社は、注記の2「重要な会計方針」、3「会計方針の変更」、4「表示方法の変更」、6「誤謬の訂正」、9「株主資本等変動計算書関係」及び18「その他」についての記入が必要（省略不可）となる。該当がない場合は「該当なし」と記入する。

様式第十七号の三附属明細表は、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付してください。

※ 開始貸借対照表

一般建設業の新規設立で、決算期末到来の場合は、財務諸表に代えて「開始貸借対照表」を作成することとし、特定建設業の新規設立の場合は、財務諸表を添付してください。（A4版）

開 始 貸 借 対 照 表			
日本建設株式会社			
平成〇年〇月〇日現在			
資 産 の 部		純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	円	〔株主資本〕	円
現 金	10,000,000	資 本 金	10,000,000
合 計	10,000,000 円	合 計	10,000,000 円

(個人用)

財 務 諸 表

(個 人 用)

様式十八号 貸 借 対 照 表
様式十九号 損 益 計 算 書

平成 年 月 日

(商号又は名称)

貸 借 対 照 表

平成 年 月 日 現在

商号又は名称

資 産 の 部

千円

Ⅰ 流 動 資 産	
現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	
Ⅱ 固 定 資 産	
建物・構築物	
機械・運搬具	
工具器具・備品	
土地	
建設仮勘定	
破産更生債権等	
その他	
固定資産合計	
資産合計	

負債の部

Ⅰ 流 動 負 債	
支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
引当金	
その他	
流動負債合計	
Ⅱ 固 定 負 債	
長期借入金	
その他	
固定負債合計	
負債合計	

純 資 産 の 部

期首資本金	
事業主増勘定	
事業主貸勘定	
事業主利益	
純資産合計	△
負債純資産合計	

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

商号又は名称

千円

Ⅰ 完成工事高		
Ⅱ 完成工事原価		
材料費		
労務費		
(うち労務外注費)		
外注費		
経費		
完成工事総利益 (完成工事総損失)		
Ⅲ 販売費及び一般管理費		
従業員給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
維持修繕費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
広告宣伝費		
交際費		
寄付金		
地代家賃		
減価償却費		
租税公課		
保険料		
雑 費		
営業利益 (営業損失)		
Ⅳ 営業外収益		
受取利息及び配当金		
その他		
Ⅴ 営業外費用		
支払利息		
その他		
事業主利益 (事業主損失)		

注 工事進行基準による完成工事高

①

②

③

④

一致する。

一致する。

様式第三号の
合計と一致

ここに「消費税込」又は「消費税抜」と表記する。
なお、経営事項審査申請をする場合は、「消費税抜」に統一する。
(ただし、消費税免税事業者は消費税込で作成し、「消費税免税事業者」と表記する。)

工事進行基準による完成工事高が、完成工事高の総額の 10 分の 1 を超える場合に記載。超えない場合は、二重線で消す。

「消費税抜」

「消費税抜」

(18) 営業の沿革

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第二十号 (第四条関係)

(用紙A4)

事業(建設業以外の業を含む。)を開始した年月日を記入

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和36年	4月	1日	志賀建設(株)創業
	昭和38年	5月	10日	資本金増資 1,000万円
	昭和40年	6月	1日	本社移転 ○○区○○丁目○番地○号
	昭和59年	10月	20日	志賀・コーポレーション(株)に商号変更
	昭和63年	3月	15日	資本金増資 3,000万円

建設業の登録及び許可の状況	昭和40年	7月	1日	東京都知事登録(ほ)第5387号
	昭和54年	3月	25日	東京都知事許可(般-53)第50547号(建)(と)(内)
	昭和60年	12月	5日	東京都知事許可(般-60)第50547号 業種追加(土)(ほ)
	平成15年	3月	31日	一部廃業(土)(ほ)
	平成20年	4月	5日	東京都知事許可(特-20)第50547号 般・特新規(建)

賞罰	年	月	日	なし
----	---	---	---	----

該当がなければ「なし」と記入

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。)について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(19) 所属建設業者団体

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第二十号の二 (第四条関係)

(用紙A4)

未加入の場合は「なし」と記入

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
一般社団法人 東京建設業協会	昭和50年10月1日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

(20) 健康保険等の加入状況

確認資料が必要です (P53参照)。

様式第二十号の三 (第四条、第十条関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、届出をします。

平成 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

法人にあってはその役員を、個人にあってはその事業主を含め全ての常勤の従業員数 (建設業以外に従事する者を含む。)

申請者 東京都新宿区西新宿3-8-1
新宿電気工事株式会社
届出者 代表取締役 鈴木 俊司 印

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可 (般 特 - 26) 第 1 2 3 4 5 6 号 平成 26 年 10 月 10 日

(営業所毎の保険加入の有無)

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	18人 (2人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇〇
多摩支店	9人 (0人)			1	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	人 (人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	27人 (2人)					

営業所一覧表に記載した順に記入

加入は1、未加入は2、適用が除外される場合は3を記入

上記人数のうち常勤役員又は個人事業主 (同居親族である従業員を含む。) の人数をカッコ内に記入

- 健康保険・厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入
※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に入っているときは、「健康保険」・「厚生年金保険」の欄に同一の記号・番号を記入することになります。
- ※健康保険組合に加入している場合は、「健康保険」の欄には組合名を記入してください (例 〇〇健康保険組合)。
- 雇用保険：労働保険番号を記入

(21) 主要取引金融機関名

(様式下段の記載要領を必ず御覧ください。)

様式第二十号の四 (第四条関係)

(用紙A4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普通通信銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
(独法)住宅金融支援機構 〇〇支店 (株)日本政策金融公庫 〇〇支店	〇〇銀行 〇〇支店	(株)商工組合中央金庫 〇〇支店 〇〇信用金庫 〇〇支店	ゆうちょ銀行 〇〇〇支店 〇〇農業協同組合 〇〇支店

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

5 確認資料等（知事許可）

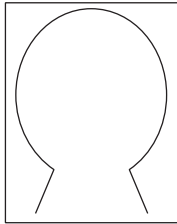
（以下の資料で確認できない場合は、追加の確認資料が必要になります。）

(1) 経營業務の管理責任者の確認資料	
新 規 追 加	チェック欄 □ 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 □ 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） □ 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u> イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u> ウ 確定申告書 { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> （受付印押印のもの） { 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u> ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 【過去の経営経験を確認するもの】 □ 4 役員名及び経験年数を証明するもの ア 法人の役員（P8参照）にあつては、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（期間分） ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。 イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注1） ウ 個人にあつては、確定申告書の写し <u>（原本提示）</u>（受付印押印のもの） □ 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 建設業許可通知書の写し イ 業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金を確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です（その際、請求書と入金確認資料の写しををセットにしてお持ちください）。 ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し <u>（原本提示）</u> ※追加申請の際は、4、5の資料が省略できる場合もあります。
更 新	□ 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 □ 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） □ 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

- (注1) 建設業許可申請書(変更の場合は変更届出書)、営業所一覧表、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表で、建設業法施行令第3条に規定する使用人の就退任日及び当該営業所の許可業種が確認できるものを提出してください。
- (注2) 期間については、契約書等の最初の資料に記載された日付(契約日、注文日、請負日、工期、請求日等)から最後の資料に記載された日付を通算して証明する年数を上回らなければなりません。ただし、実務については、実際に工事を行っていた期間の合算になります。
- (注3) 自社での実務経験など、提出が省略できる場合もあります。

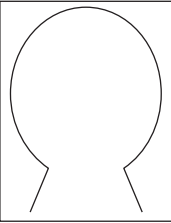
(参考) 資格認定証明書

(例)

番号 ○○○○○
1 級技術検定合格証明書
本籍 東京都 氏名 宮 本 洋 子 昭和46年10月10日生  建設業法の規定に基づく平成14年度管工事施工管理に関する1級の技術検定に合格したことを証し、1級管工事施工管理技士と称することを認める。 平成○年○月○日 国土交通大臣 ○ ○ ○ ○

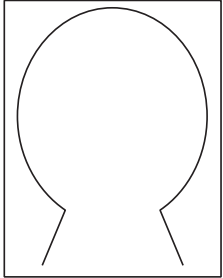
一級建築士免許証明書

宮 本 洋 子		昭和46年10月10日生
一級建築士	登 録 番 号	第○○○○○○○号
	登 録 年 月 日	平成○年○月○日
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)により 免許された一級建築士であることを証明する 平成○年○月○日		
中央指定登録機関 社団法人日本建築士会連合会建築士会長 ○○○○		
社団法人日本建築士会連合会は建築士法第十条の四第1項の規程により国土交通大臣が指定した中央指定登録機関である 国土交通大臣 ○○○○		



(参考) 監理技術者資格者証

(例)

氏名	宮本 洋子	昭和 46 年 10 月 10 日 生	本籍 東京都
住所	東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号		
	初回交付	平成 19 年 5 月 10 日	交付 平成 29 年 3 月 1 日
	交付番号	第 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 号	
監理技術者資格者証			
平成 34 年 5 月 9 日 まで有効			
国土交通大臣指定資格者証交付機関			
財団法人 建設業技術者センター理事長			
許可番号 国土交通大臣 第 000000 号			
所属建設業者	(株)〇×建設		
有する資格	一土施 一管施 実経(通)		
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清解		
有・無	1 0 0 0 1 1 0 0 1 0 1 0 1 1 0 0 1 0 0 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0		

この場合は 1 級施工管理技士の
資格認定証明書の添付不要

この場合は電気通信工事の実務
経験証明書・指導監督の実務経験
証明書等の添付不要

※ 申請書にはコピーを添付すること（原本提示）。

※ 監理技術者資格者証により資格証明する業種については、他の証明書類（資格認定証明書、修業（卒業）証明書、実務経験証明書、指導監督の実務経験証明書等）の添付は不要

※ 監理技術者資格者証により資格証明する場合、別紙四「専任技術者一覧表」、様式第八号「専任技術者証明書」、様式第十一号の二「国家資格者等・監理技術者一覧表」に記載するコード番号は、P58～59 を参照

※ 登録基幹技能者講習修了証の例は、P64 を参照

(例) 様式第八号に記載する場合

監理技術者認定要件		建設業の種類	有資格区分
国家資格者（1 級の資格）		「7」（一般） 又は「9」（特定）	P62～63・70 の資格表のうち○と◎のもの
指定学科＋実務経験＋指導監督の実務経験		「1」（一般） 又は「2」（特定）	「01」
実務経験＋指導監督の実務経験		「4」（一般） 又は「5」（特定）	「02」
国家資格又は大臣特認＋指導監督の実務経験		「7」（一般） 又は「8」（特定）	P62～63・70 の資格表のうち○と◎のもの
大臣特認（法第 15 条第 2 号ハ）	同号イと同等	「3」	「03」
	同号ロと同等	「6」	「04」

(3) 営業所の確認資料

- 1 新規申請（大臣から知事への許可換え新規申請を含む。般特新規申請は除く。）、所在地変更及び都内に営業所新設の際に提出するもの
 - (1) 営業所の電話番号確認資料（例：名刺、封筒の写し等）提示のみ
 - (2) 営業所の所在地付近の案内図（P52(7)参照）
 - (3) 営業所の写真（外観、営業所内）（P52(8)、53参照）
 - (4) 登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）
 - ・自社（自己）所有の場合（次のうちいずれか一つを提出してください。地番と住居表示が異なる場合は名刺、封筒の写し等の提示が必要です。）
 - ア 当該建物の登記簿謄本（発行後3か月以内）
 - イ 当該建物の固定資産物件証明書又は固定資産評価証明書（発行後3か月以内）
 - ・賃借している場合
当該建物の賃貸借契約書の写し（使用目的が事務所用又は店舗用であること。住居用の場合は貸主の承諾書を添付してください。）
【賃貸期間が自動継続になっており現在時点での賃貸借期間が契約書で確認できない場合は、直近3か月分の賃借料の支払を確認できるもの（領収書等）が必要です。】
- 2 更新申請、追加申請、般特新規申請の際に提出するもの
登記上の所在地以外の場所に営業所がある場合（法人）
住民票上の住所以外の場所に営業所がある場合（個人）
上記の場合のみ、1(4)の確認資料を付けてください。
※さらに、その他の確認資料が必要になる場合もあります。

(4) 指導監督的実務経験の確認資料

- 1 実務経験証明期間の常勤を確認できるもの（P48 4エ②参照）
- 2 実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し（原本提示）及び施工体系図

(5) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の確認資料

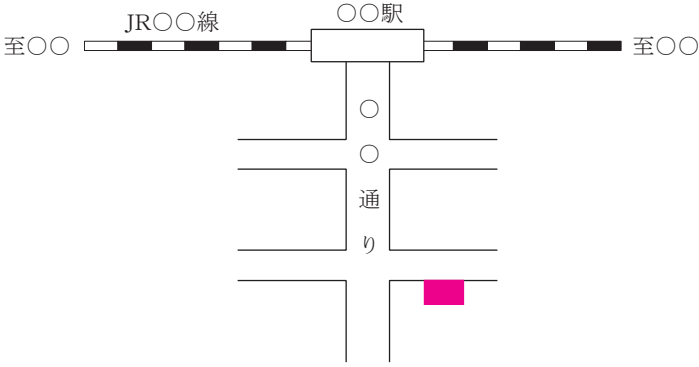
- 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの）
- 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）
（P47の2、3参照）
- 3 本人に代表権のない場合は、委任状の写し（代表印のあるもので、見積り・入札・契約締結等の権限を有していることを確認できるもの）、本人に代表権がある場合は、履歴事項全部証明書

(6) 国家資格者等・監理技術者の確認資料

- | | |
|----------|--|
| 新規・変更・追加 | 指導監督的実務経験証明書を添付したもの |
| | <ol style="list-style-type: none"> 1 「監理技術者資格者証」（注）の写し 2 上記1がない場合は、P48の専任技術者の確認資料4のア、ウ及びエと同様の確認資料の写しが必要です。 <p>（注）「監理技術者資格者証」についての問合せ先：一般財団法人建設業技術者センター
電話 03-3514-4711</p> |

(7) 営業所所在地案内図

(A 4 縦で作成)

商号又は名称	
所在地	
電話	
略 図 (分かりやすく記入すること。) 記載例：  ※地図の使用について 地図及び地図情報の中には著作権法等によって保護されているものがあります。複製等による使用について許諾が必要なものは、著作権者の許諾を証するものを提示(提出)してください。	

当該場所を朱印すること。

(8) 営業所写真

(A 4 縦で作成)

営業所名称	
建物の全景 (看板、表札等を含む。) _____ 年 _____ 月撮影	事務所の入口及び内部 _____ 年 _____ 月撮影

(注) 東京都内の主たる営業所、その他の営業所のそれぞれについて貼付してください。次ページの写真撮影要領を参照してください。

※ 写真撮影要領

①建物の全景

ビル等の場合は、1階から屋上まで全部写っているもの（1枚以上）

＊事務所がビル内等に所在する場合は、以下の項目の写真を添付すること。

建物の入口付近

建物の入口部分を正面から写したもの（1枚以上）

テナント表示（1枚以上）

テナント表示がない場合は集合郵便受けを写したもの

商号が判読できるもの

②事務所の入口

商号等を掲示した事務所の入口部分（1枚以上）

その他の営業所は営業所名等も掲示すること。

商号等が判読できるもの

③事務所の内部

事務所内の概要が確認できるように、様々な方向から写したもの

電話機等を含め事務スペースが確認できるもの（1枚以上）

接客をする応対場所が確認できるもの（1枚以上）

ブラインド、カーテン等は開けた状態で写すこと。

営業所が個人住宅内にある場合又は他法人や他の個人事業主と同一の階に同居している場合などは、間取り図及び入口から事務所までの動線に当たる部分の写真を添付すること。営業所スペースが住居スペースや他法人等と明確に区分されていることが分かる写真を添付すること。

(9) 健康保険等の加入状況の確認資料（提示のみ）

1 健康保険及び厚生年金保険の加入を証明する資料（写しでも可）

下記①、②のいずれか一つ

①健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る領収証書

②健康保険及び厚生年金保険の納入証明書

※社会保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、上記①、②の代わりに「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し又は「健康保険 厚生年金保険 新規適用届」の写しを提示してください。

2 雇用保険の加入を証明する資料（写しでも可）

労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る領収済通知書

※雇用保険に加入して間がなく、保険料納入の実績がない場合は、領収済通知書の提示は不要です。

※労働保険事務組合が保険料の納付を行っている場合は、労働保険番号が記載されている、事務組合が発行する労働保険料領収書等の写しを提示してください。

窓口納付の場合

[illegible]

口座振替の場合

保険料納入告知額・領収済額通知書

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日(納付期日)前日まで口座残高の確認をお願いします。

事業所管理記号	事業所番号	年	月	日
健康勘定	厚生年金勘定			
健康保険料	厚生年金保険料			
合 計				円

様

(裏面へつづく)

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

年	月	分	保 険 料	領 収 日	年	月	日
			健康勘定				厚生年金勘定
			健康保険料				厚生年金保険料
							児童手当及び子ども手当勘定
							児童手当勘出金
合 計							円

第 4 頁

平成 年 月 日 明 証

社会保険料納入証明(申請)書

事業所管理記号 事業所番号

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

() () () ()

申請事由

3. 証明事項

月 分	健康保険	厚生年金	雇用保険	国民年金	月 日
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	
平成 年 月 分				平成 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平 成 年 月 日

税務官印

国民年金・厚生年金基金事業管理課

印

[illegible][illegible]

(10) 登記されていないことの証明書・身分証明書

申請者等（経營業務の管理責任者、様式第十二号及び様式第十三号の調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人）が成年被後見人などの欠格要件に該当しない旨を証明する、以下の二つの書類の提出が必要です。

証明書は発行後3か月以内のものを提出してください。

1 登記されていないことの証明書 → 東京法務局が発行します（以下参照）。

経營業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

2 身分証明書 → 本籍地の各区市町村の戸籍事務担当課が発行します（以下参照）。

経營業務の管理責任者、調書に記載した法人の役員（顧問、相談役、株主等は除く。）、本人及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

※登記されていないことの証明書の見本

登記されていないことの証明書	
①氏名	〇〇 〇〇〇
②生年月日	昭和〇年〇月〇日
③住所	東京都〇区〇町〇丁目〇番〇号
④本籍	東京都〇区〇町〇丁目〇番地

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

令和〇年〇月〇日
東京法務局 登記官 〇〇

東京法務局の住所等

〒102-8225

千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

民事行政部後見登録課

電話 : 03-5213-1360

(HP)<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

※身分証明書の見本

身 分 証 明 書	
本 籍	東京都〇区〇町
本人氏名	〇〇 〇〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日

3つの事項を全て証明すること（3つの事項を分けて証明書を発行する区市町村があるが、その場合、不足なく複数枚の証明書を取得し提出すること。）。

- 1 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。
- 2 後見の登記の通知を受けていない。
- 3 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

令和〇年〇月〇日
区市町村長 〇〇

身分証明書については、本籍を所管する各区市町村の戸籍事務担当課にお尋ねください。

登記されていないことの証明書の取得に当たり外国籍の方が役員等にいる場合、証明書の申請の際に必ず国籍の入った証明書を取得願います（これにより身分証明書の添付が免除されます。）。

(11) 役 員 等 氏 名 一 覧 表

太枠内のみ記入してください。

(フリガナ) 申 請 者

建設業許可番号

(般・特) 号

都 受 付 日 / /
記 入 業 種

受 付 番 号

担 当 者 No.

役員等の氏名・性別	生 年 月 日	役員等の氏名・性別	生 年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日
フリガナ	M	フリガナ	M
男	T	男	T
女	S	女	S
	H		H
	年 月 日		年 月 日

- 注1 「役員等」とは、申請者が法人の場合には、取締役等（別紙一の役員等欄に記載の者）及び建設業法施行令第3条に規定する使用人を、個人の場合には、事業主・支配人をいいます。
- 注2 知事許可の新規・追加・更新申請の際に、役員等を全員記載してください。
- 注3 役員等の変更届の際は、新たに就任した者のみを記載してください。

※ 提出に際しては、この用紙をコピーして使用できます。用紙の大きさはA4版でお願いします。

※ 更新申請の際にも必ず作成してください。

6 コード番号表

(1) 東京都区市町村コード番号表

大臣許可コード

大臣コード 00

都知事コード 13

大臣許可の場合で、他の道府県の市町村コード番号を調べたい場合は、地方公共団体情報システム機構のホームページ（<https://www.j-lis.go.jp/index.html>）を御覧ください（上5桁を記入してください。）。

13101	千代田区
13102	中央区
13103	港区
13104	新宿区
13105	文京区
13106	台東区
13107	墨田区
13108	江東区
13109	品川区
13110	目黒区
13111	大田区
13112	世田谷区
13113	渋谷区
13114	中野区
13115	杉並区
13116	豊島区
13117	北区
13118	荒川区
13119	板橋区
13120	練馬区
13121	足立区
13122	葛飾区
13123	江戸川区

13201	八王子市
13202	立川市
13203	武蔵野市
13204	三鷹市
13205	青梅市
13206	府中市
13207	昭島市
13208	調布市
13209	町田市
13210	小金井市
13211	小平市
13212	日野市
13213	東村山市
13214	国分寺市
13215	国立市
13218	福生市
13219	狛江市
13220	東大和市
13221	清瀬市
13222	東久留米市
13223	武蔵村山市
13224	多摩市
13225	稲城市
13227	羽村市
13228	あきる野市
13229	西東京市

西多摩郡	
13303	瑞穂町
13305	日の出町
13307	檜原村
13308	奥多摩町
大島支庁	
13361	大島町
13362	利島村
13363	新島村
13364	神津島村
三宅支庁	
13381	三宅村
13382	御蔵島村
八丈支庁	
13401	八丈町
13402	青ヶ島村
小笠原支庁	
13421	小笠原村

大臣許可の場合で、他の道府県の市町村コード番号を調べたい場合は、地方公共団体情報システム機構のホームページ

(<https://www.j-lis.go.jp/index.html>) を御覧ください(上5桁を記入してください。)

(2) 専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

【一般建設業】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第7条第2号	イ(指定学科卒業と実務経験)	1	0 1 0 A (※解体工事業のみなし登録)
	ロ(実務経験10年以上)	4	0 2 0 B (※解体工事業のみなし登録)
	ハ(国家資格者又は大臣特認)	7	P62～63・70の資格表のうち○と◎のもの

【特定建設業】			建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ(国家資格者)			9	P62～63・70の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ(指導監督の実務経験)	法第7条第2号	イ(指定学科卒業と実務経験)	2	0 1 0 A (※解体工事業のみなし登録)
		ロ(実務経験10年以上)	5	0 2 0 B (※解体工事業のみなし登録)
		ハ(国家資格者又は大臣特認)	8	P62～63・70の資格表のうち○のもの

法第15条第2号ハ (大臣特認)	同号イと同等	3	0 3
	同号ロと同等	6	0 4

(3) 国家資格者等・監理技術者一覧表におけるコード番号表

			建設業の種類 (項番74)	有資格区分 (項番75)
法第7条第2号ハ（国家資格者、大臣特認）			記入不要	P62～63・70の資格表のうち○と◎のもの
法第15条第2号イ（国家資格者）			記入不要	P62～63・70の資格表のうち◎のもの
法第15条第2号ロ（指導監督的実務経験）	法第7条第2号	イ（所定学科卒業と実務経験）	2	0 1
		ロ（実務経験10年以上）	5	0 2
		ハ（国家資格者又は大臣特認）	8	P62～63・70の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ（大臣特認）		同号イと同等	3	0 3
		同号ロと同等	6	0 4

7 技術者の資格（指定学科）表

法第7条第2号イ該当者

法施行規則第1条

※下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、御相談ください。
(P61参照)

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
※機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

※電気工事又は消防施設工事における無資格者の実務経験は、電気工事士法及び消防法の規定により原則として認められません。

(補足) 具体的な類似学科

※類似学科については、学科名の末尾にある「科」「学科」「工学科」は他のいずれにも置き換えることができます。

ただし、「森林工学科」「農林工学科」「農業工学科」「林業工学科」については、置き換えることはできません。

※「具体的な指定学科」の並びは、学科ごと50音順になっています。

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学	開発科	土木工学に関する学	緑地土木科	機械工学に関する学	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産		機械工学第二科
	環境科		環境工学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業		機械工作科
	環境建設科		土木学コース・講座・専修・専攻		機械システム科
	環境整備科		学科名に関係なく農業		機械情報科
	環境設計科		工学コース・講座・専修・専攻		機械情報システム科
	環境土木科				機械精密システム科
	環境緑化科				機械設計科
	環境緑地科				機械電気科
	建設科	都市工学に関する学	環境都市科		建設機械科
	建設環境科		都市科		航空宇宙科
	建設技術科		都市システム科		航空宇宙システム科
	建設基礎科	衛生工学に関する学	衛生科		航空科
	建設工業科		環境科		交通機械科
	建設システム科		空調設備科		産業機械科
	建築土木科		設備科		自動車科
	鉱山土木科		設備工業科		自動車工業科
	構造科		設備システム科		生産機械科
	砂防科	電気工学に関する学	応用電子科		精密科
	資源開発科		システム科	建築に関する学	精密機械科
	社会開発科		情報科		船舶科
	社会建設科		情報電子科		船舶海洋科
	森林工学科		制御科		船舶海洋システム科
	森林土木科		通信科		造船科
	水工土木科		電気科		電子機械科
	生活環境科学科		電気技術科		電子制御機械科
	生産環境科		電気工学第二科		動力機械科
	造園科		電気情報科		農業機械科
	造園デザイン科		電気設備科		学科名に関係なく機械(工学)コース
	造園土木科		電気通信科	鉱山に関する学	環境計画科
	造園緑地科		電気電子科		建築科
	造園林科		電気・電子科		建築システム科
	地域開発科学科		電気電子システム科		建築設備科
	治山学科		電気電子情報科		建築第二科
	地質科		電子応用科		住居科
	土木科		電子科		住居デザイン科
	土木海洋科		電子技術科		造形科
	土木環境科		電子工業科		鉱山科
	土木建設科		電子システム科		
	土木建築科		電子情報科		
	土木地質科		電子情報システム科		
	農業開発科		電子通信科		
	農業技術科		電子電気科		
	農業土木科		電波通信科		
	農林工学科		電力科		
	農業工学科 (ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く。)	電気通信工学に関する学科	電気通信科		
	農林土木科				
	緑地園芸科				
	緑地科				

実務経験は、土工工事に関するものに限る。

○ 特定（法第15条2号イ）の資格及び一般（法第7条2号ハ）の資格の両方を兼ねる。
○ 一般（法第7条2号ハ）の資格のみ
指定建設業：特定建設業の専任技術者は○の者と大臣特認のいずれかに限られる。

	旧電気工事士法による従来の電気工事士免状は第二種電気工事士免状とみなされる。
--	--

このほか、旧規則（改正前の技術士法施行規則）による部門「選択科目」

[illegible]

(注) 平成15年以前の科目名は「廃棄物処理」

9 登録基幹技能者について

建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（平成29年国土交通省令第67号）により、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、平成30年4月1日以降主任技術者の要件を満たすこととされました。

登録基幹技能者が主任技術者要件を満たしているか否かについては、講習修了証において、「実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められる」ことが記載されていることで確認を行います。

(新様式)

(登録基幹技能者講習の種目) 講習修了証



修了証番号 第 号

氏 名

(生年月日 年 月 日)

実務経験を有する建設業の種類: 工事業

この者は、建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者であることを証します。

この者は、(建設業の種類) について、建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。

修了年月日 年 月 日

有効期限 年 月 日

(登録基幹技能者講習実施機関の名称)

(登録番号 第 番)

印

この記載が必要になります。

ただし、平成30年4月1日前に交付された講習修了証（旧様式）でも、主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習もあるため、以下の表を参考にしてください。

＜従前の講習修了証でも主任技術者の要件を満たしていることを確認できる講習＞

以下の講習について、従前の講習修了証を有しているものは、当該講習修了証に記載された実務経験を有する建設業の種類について10年以上の実務経験を確実に有していることから、従前の講習修了証であっても主任技術者の要件を満たしていることを確認できる。

登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類	登録番号	登録基幹技能者講習名	実務経験を有する建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	電気、電気通信	11	登録PC基幹技能者	土木(※)、とび・土工、鉄筋	18	登録内装仕上工事基幹技能者	内装仕上	26	登録冷凍空調基幹技能者	管
3	登録造園基幹技能者	造園	12	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	建具	27	登録運動施設基幹技能者	土木(※)、とび・土工、舗装、造園
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	とび・土工	13	登録圧搾基幹技能者	鉄筋	20	登録エクステリア基幹技能者	タイル・れんが・ブロック、とび・土工、石	28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工
5	登録防水基幹技能者	防水	14	登録型枠基幹技能者	大工	21	登録建築板金基幹技能者	板金、屋根	29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック
7	登録建設塗装基幹技能者	塗装	15	登録配管基幹技能者	管	23	登録ダクト基幹技能者	管	31	登録消防設備基幹技能者	消防施設
8	登録左官基幹技能者	左官	16	登録高・土工基幹技能者	とび・土工	24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁	32	登録建築大工基幹技能者	大工
9	登録機械土工基幹技能者	土木(※)、とび・土工	17	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	25	登録グラウト基幹技能者	とび・土工	33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事

※登録機械土工基幹技能者講習、登録PC基幹技能者講習及び登録運動施設基幹技能者講習においては、「土木工事業」についても実務経験を有する建設業の種類として定められているが、土木工事業については主任技術者の要件として認められていないことに留意する必要がある。

- 64 -

基幹技能者講習と主任技術者として認められる建設業の種類については、以下のとおりです。

○ 一般(法第7条2号ハ)の資格のみ

10 国家資格等についての問合せ先

資 格 等	試 験 の 実 施 機 関 等	所 管 庁 等
建 設 機 械 施 工 技 士	(一社) 日本建設機械施工協会 〒105-0011 港区芝公園3-5-8 機械振興会館 TEL 03-3433-1501 http://www.jcmanet.or.jp/	国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-914
土 木 施 工 管 理 技 士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
建 築 施 工 管 理 技 士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
登 録 基 礎 ぐ い 工 事	(一財) 日本基礎建設協会 〒104-0032 中央区八丁堀4-14-7 ファイビル八丁堀705 TEL 03-3551-7018 http://www.kisokyo.or.jp/ (一財) コンクリートパイル建設技術協会 〒105-0013 港区浜松町2-7-15 日本工業2号館3階 TEL 03-5733-5881 http://www.c-pile.or.jp/copita/index.html	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
電 気 工 事 施 工 管 理 技 士	(一財) 建設業振興基金 試験研修本部 〒105-0001 港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 http://www.kensetsu-kikin.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
管 工 事 施 工 管 理 技 士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
電 気 通 信 工 事 施 工 管 理 技 士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
造 園 施 工 管 理 技 士	(一財) 全国建設研修センター 〒187-8540 小平市喜平町2-1-2 TEL 042-300-6850 http://www.jctc.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744
登 録 基 幹 技 能 者	国土交通省ホームページ(登録基幹技能者講習を実施している機関) 参照 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000159.html	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-855
建 築 土 木 造 建 築 士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaiec.or.jp/	(一社) 東京建築士会 (注) TEL 03-3536-7711 (直通)
技 術 士	(公社) 日本技術士会 技術士試験センター 〒150-0043 渋谷区道玄坂2-10-7 新大宗ビル9階 TEL 03-3461-8827 http://www.engineer.or.jp/	文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 技術士係 TEL 03-5253-4111(代) 内3888
電 気 工 事 士	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 火災電気担当 TEL 03-5388-3553 (直通)
電 気 主 任 技 術 者	(一財) 電気技術者試験センター 〒104-8584 中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8階 TEL 03-3552-7651 http://www.shiken.or.jp/	経済産業省 商務流通保安グループ 電力安全課 TEL 03-3501-1742 (直通)
電 気 通 信 主 任 技 術 者	(一財) 日本データ通信協会 電気通信国家試験センター事務所 〒170-8585 豊島区巣鴨2-11-1 巣鴨室町ビル6階 TEL 03-5907-6556 http://www.shiken.dekyo.or.jp/	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課 TEL 03-5253-5858
地 す べ り 防 止 工 事 士	(一社) 斜面防災対策技術協会 〒105-0004 港区新橋6-12-7 新橋SDビル6階 TEL 03-3438-0493 http://www.jasdim.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 24-744
建 築 設 備 士	(公財) 建築技術教育普及センター本部 〒102-0094 千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル TEL 03-6261-3310 http://www.jaiec.or.jp/	国土交通省 住宅局 建築指導課 TEL 03-5253-8111(代) 内39-539
計 装 士	(一社) 日本計装工業会 〒105-0001 港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル5階 TEL 03-3580-8921 http://www.keiso.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-824
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者	(公財) 給水工事技術振興財団 〒163-0712 新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル12階 TEL 03-6911-2711 http://www.kyuukou.or.jp/	厚生労働省 健康局 水道課 TEL 03-5253-1111(代) 内4029
消 防 設 備 士	(一財) 消防試験研究センター 中央試験センター 〒151-0072 渋谷区幡ヶ谷1-13-20 TEL 03-3460-7798 http://www.shoubo-shiken.or.jp/	総務省 消防庁 予防課 TEL 03-5253-7523
技 能 士	東京都職業能力開発協会 〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階 TEL 03-5211-2353 http://www.tokyo-vada.or.jp/	東京都 産業労働局 雇用就業部 能力開発課 技能評価担当 TEL 03-5320-4717 (直通)
監 理 技 術 者 資 格 者 証	(一財) 建設業技術者センター 〒102-0084 千代田区二番町3番地 麹町スクエア4階 TEL 03-3514-4711 http://www.cezaidan.or.jp/	国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 TEL 03-5253-8111(代) 内24-744

(注) 他道府県在住の一級建築士については、各住所地の建築士会へお問い合わせください。また、他道府県登録の二級建築士・木造建築士については、各道府県又は各道府県指定登録機関へお問い合わせください。

11 解体工事業について

(1) 業種区分の新設の経緯

高度成長期以降に集中整備したインフラが一斉に老朽化し、その維持更新が重要な時代に突入しています。重大な公衆災害発生・環境等の視点や建築物等の老朽化等に対応した適正な施工体制を確保するため、平成26年6月に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）において、建設業許可の業種区分が約40年ぶりに見直され、解体工事業が新設されました（平成28年6月1日施行）。この改正建設業法において、解体工事での事故を予防するとともに、解体工事の質を確保するため、法定の実務経験や資格を有する技術者を配置する必要があります。

(2) 解体工事の内容、例示、区分の考え方

解体工事の種類 (建設業法別表 第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示	建設工事の区分の考え方
とび・土工・コンクリート工事	足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体等を行う工事 以下略	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の楊重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事 以下略	● 平成28年5月31日以前のとび・土工・コンクリート工事の区分の考え方のうち、下記解体分を除いたものが該当する。
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

	解体を伴う新設		解体のみ	
	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して同じものを作る。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して新築住宅を作る。	各専門工事で作ったもの 例：信号機を解体して更地にする。	土木一式工事・建築一式工事で作ったもの 例：一戸建て住宅を壊して更地にする。
H28 5/31以前	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	とび・土工工事で施工	とび・土工工事で施工
H28 6/1以降	各専門工事で施工 例：電気工事業	土木一式工事・建築一式工事で施工 例：建築一式工事業	各専門工事で施工 例：電気工事業	解体工事で施工

(3) 解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置

平成28年6月1日の改正法施行日において、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者が、解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工できる経過措置期間は終了しました（令和元年（2019年）5月末まで）。

今後、解体工事業を営む場合には、追加申請（p18-19）等により解体工事業の許可を受ける必要があります。また、「みなし（後述）」の専任技術者によって許可を受けた場合には、令和3年（2021年）3月31日までに、要件に合致した専任技術者への変更が必要となります。

(4) 解体工事業の経營業務の管理責任者の要件

- ① 解体工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ② 施行日以前（平成28年5月31日以前）のとび・土工工事業について5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- ③ 上記以外の建設業で6年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者

(5) 解体工事業の技術者要件

要件に合致した専任技術者となることができる者は、下記のいずれかの資格等を有する者です。

No	技術者要件に関する資格等	許可の種類	注意事項及び必要な実務経験の証明期間
1	1級土木施工管理技士	特定	※1
2	1級建築施工管理技士	特定	※1
3	技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））	特定	※2
4	指導監督的な実務経験を有する者	特定	p37参照
5	監理技術者の資格のいずれか（上記1～4）	一般	※上記いずれかによる
6	2級土木施工管理技士（土木）	一般	※1
7	2級建築施工管理技士（建築）	一般	※1
	（躯体）	一般	※1
8	とび技能士	一般	無し
	2級	一般	3年以上（平成15年度以前の合格者は1年以上） ※（解）の経験に限る（（と）の経験を証明する場合は「みなし」と扱う）
9	解体工事施工技士	一般	無し
	通常証明	一般	10年以上
10	実務経験	一般	p10下表参照
	解体工事業に関する指定学科（p60-61参照）	一般	
	振替による証明	一般	（土）（建）（と）のいずれか1業種につき4年以上、 （解）につき8年以上の計12年以上

※1 平成27年度までの合格者に対しては、解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要です。登録解体工事講習の実施機関は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会及び一般財団法人全国建設研修センターとなります（平成31年3月31日現在）。講習の実施日時、会場及び受講申込方法等は登録解体工事講習実施機関にお問い合わせください。

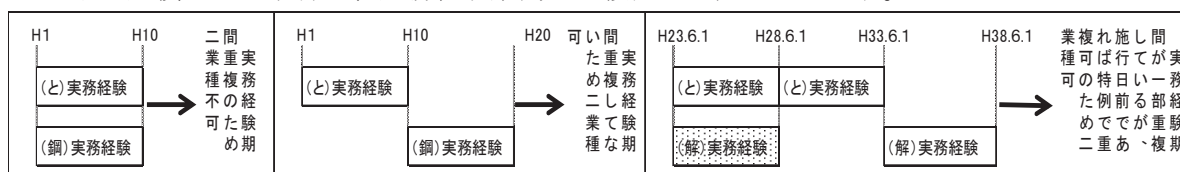
※2 解体工事の実務経験1年以上証明または登録解体工事講習の受講が必要です。

① 実務経験年数の証明に必要な確認資料

解体工事の実務経験として認められる工事は、平成28年6月1日改正法施行前のとび・土工工事（以降、旧とび・土工工事）の実務経験期間のものであっても、「工作物の解体を行う工事（p67 赤線箇所参照）」のみとなります。実務経験年数については、P48 記載の確認資料の取扱いと同様に請負契約書等で工期を確認して算出します（一つの契約書で解体工事以外の工事も併せて請け負っているものについては、当該契約の工期を実務経験年数とする）。

ただし、旧とび・土工工事業の許可業者で、既に提出済みの変更届出書（決算報告）の中の工事経歴書から解体工事の実績が確認できる場合は、その期間分につき、請負契約書等に替えることができます（※受付印の押印された変更届出書（決算報告書）の副本表紙及び当該工事経歴書の写し、また必要に応じて工事内容のわかる資料等が必要となります（原本提示））。

なお、平成28年5月31日までの旧とび・土工工事業での実務経験に限り、同期間中に解体工事の実績がある場合は、実務経験期間の重複計上を認めています。



※建設リサイクル法施行後の解体工事に係る経験は、とび・土工工事業許可又は建設リサイクル法に基づく解体工事業登録期間に請け負ったものに限り経験期間に算入できます。

② 技術者要件に関する経過措置について（みなしの専任技術者について）

平成 28 年 6 月 1 日時点でとび・土工工事業の技術者要件を満たす者は解体工事業の技術者とみなします。すなわち、解体工事業の専任技術者として、前頁に示した正式な者でなくとも、みなしの専任技術者として業種追加申請・専任技術者変更届等が可能です。

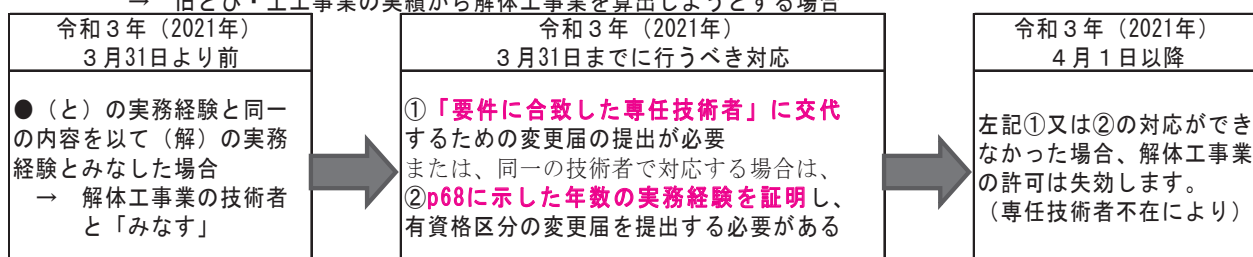
みなしの専任技術者としての有効期限は令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までであり、それまでに要件に合致した専任技術者へと変更しない場合、解体工事業の許可は失効します。

なお、解体工事業におけるみなしの技術者と認められる資格等は p70 表中に赤字で示したものととなります。

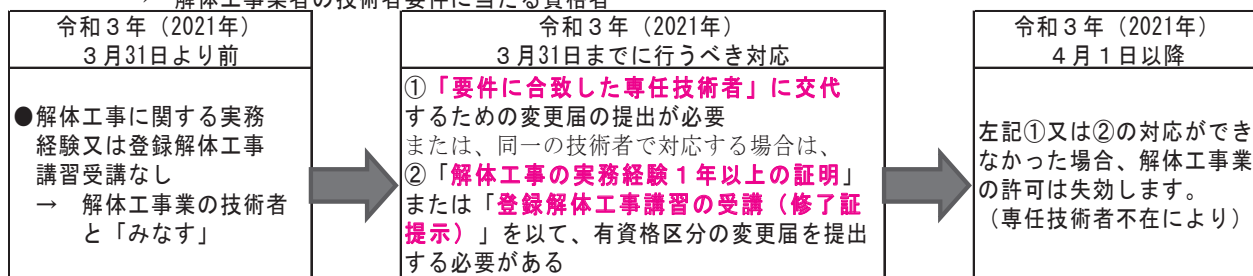
③ みなしの専任技術者の場合の対応

解体工事業の専任技術者がみなしの者である場合、令和 3 年(2021 年) 3 月 31 日までに要件に合致した専任技術者に変更する必要があります（p68 参照）。

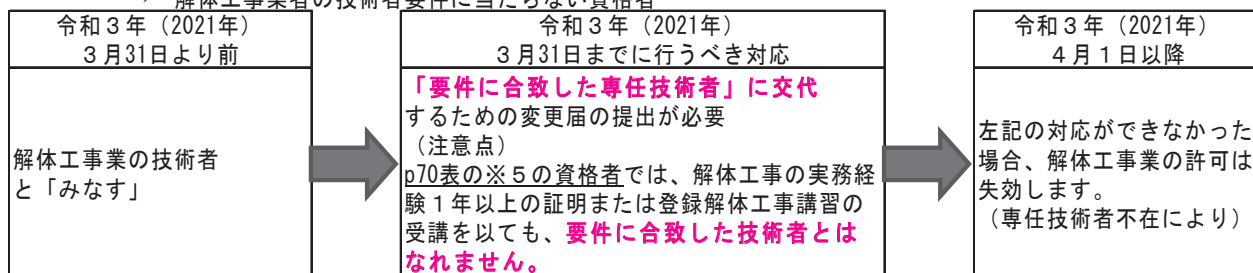
【例 1】 平成28年5月31日以前の実務経験をもって旧とび・土工工事業の技術者要件を満たす場合
→ 旧とび・土工事業の実績から解体工事業を算出しようとする場合



【例 2】 平成27年度以前に合格した 2 級土木施工管理技士（土木）等の資格の場合
→ 解体工事業者の技術者要件に当たる資格者



【例 3】 平成27年度以前に合格した 2 級土木施工管理技士（薬液注入）等の資格の場合
→ 解体工事業者の技術者要件に当たらない資格者



技術者の資格等(資格・免許等及びコード番号)表 (※解体工事関係のみ)

資格区分及びコード番号	職業能力開発促進法 「技能検定」 (旧職業訓練法)		民間資格		技術士法 「技術士試験」		建設業法 「技術検定」		実務経験による登録		指定学科による登録		資格区分及びコード番号																			
	合格証書		認定証明書	登録証又は資格証	登録証	合格証明書		合格証明書		実務経験証明書	卒業証明書 および 実務経験証明書																					
	検定職種 [等級区分が2級のものは、合格後一年以上(平成16年4月1日以降の合格者は三年以上)の実務経験]		地すべり防止工事 (登録後各工事に関し実務経験一年以上(附則第四条該当))	解体工事施工技士	部門、「選択科目」 (選択科目がある場合は、登録証の他に、選択科目が記載されている「合格証明書」を添付すること。)		二級建築施工管理技士		二級土木施工管理技士		指定学科卒業および実務経験を以て解体工事の専任技術者の要件を満たす者 ※特定建設業においては指導監督的実務経験の証明も必要																					
	コンクリート圧送施工(附則第四条該当)	とび・とび工(附則第四条該当)	型枠施工(附則第四条該当)	ウェルポイント施工(附則第四条該当)	農業「農業土木」 (附則第四条該当)	建設「建設」 (附則第四条該当)	建設「鋼構造及びコンクリート」 (附則第四条該当)	建設「鋼構造及びコンクリート」 (附則第四条該当)	種別	種別	要件を満たす者 平成28年5月31日時点で、実務経験をもつて旧とび・土工事業の専任技術者の	要件を満たす者 平成28年5月31日時点で、実務経験を以て解体工事の専任技術者の要件を満たす者 ※特定建設業においては指導監督的実務経験の証明も必要	指定学科卒業および実務経験を以て解体工事の専任技術者の要件を満たす者 ※特定建設業においては指導監督的実務経験の証明も必要																			
建設業の種類	7A	5B	57	6B	6C	6A	60	5A	4D	4C	4B	4A	41	2B	22	21	2A	20	1E	1D	14	1C	13	1B	1A	0B	02	0A	01	建設業の種類		
土								○	○	○	○	○	○							○	○	○	○	○	○					土		
建				○																										建		
大																															大	
左																															左	
と	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				○	○	○	○	○	○	○						と	
石																															石	
屋																															屋	
電																															電	
管																															管	
タ																															タ	
鋼																				○	○	○	○								鋼	
筋																				○	○	○	○								筋	
舗																				○	○	○	○								舗	
しゅ																				○	○	○	○								しゅ	
板																				○	○	○	○								板	
ガ																				○	○	○	○								ガ	
塗																				○	○	○	○								塗	
防																				○	○	○	○								防	
内																				○	○	○	○								内	
機																				○	○	○	○								機	
絶																				○	○	○	○								絶	
通																				○	○	○	○								通	
園																															園	
井						○																									井	
具																															具	
水																					○	○	○	○							水	
消																															消	
清																															清	
解	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	解
	※5	※5	※3	※5	※5	※5		※5	※5	※5	※5	※4	※2	※4	※1	※1	※4	※1	※5	※4	※1	※4	※1	※5	※5	※5	※6	※5	※6			

○ 特定(法第15条2号イ)の資格及び一般(法第7条2号ハ)の資格の両方を兼ねる。
 ○ 一般(法第7条2号ハ)の資格のみ
 ■ 指定建設業: 特定建設業の専任技術者は○の者と大臣特認のいずれかに限られる。

(6) 工事経歴書（以下様式第二号）及び直前3年の各事業年度における工事施工金額（以下様式第三号）の記載方法

① 業種追加申請の場合

「とび・土工工事業」の許可を取得して解体工事を施工していた建設業者が、「解体工事業」の業種追加申請を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は直近の決算期の工事実績を作成し、様式第三号は「解体工事」の欄を作成して直前3年分の決算期の売上を計上してください。ただし、施行日以前（平成28年5月31日以前）に契約した工事に関しましては、「とび・土工工事」の売上に計上したままで申請することが可能です。

② 経過措置の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、「とび・土工工事業」の許可で「解体工事業」を営んでいる建設業者の変更届（決算報告）を行う場合の解体工事の実績は、様式第二号は作成せず、様式第三号の施行日以前の実績は、「とび・土工工事」の欄に決算期の売上を計上し、施行日以後（平成28年6月1日以後）の実績は、「その他の建設工事の施工金額」に決算期の売上を計上してください。

③ 経営事項審査の場合

施行日以後（平成28年6月1日以後）に経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営んでいる建設業者が経営事項審査を受ける場合、過去に遡ってとび・土工工事と解体工事に振り分けて記載していただく必要があります。

その建設業者の解体工事の実績の様式第二号は「その他（工事）」という名称とし、経営事項審査を受ける際に「計算基準の区分」を「2年平均」とした場合は、直近及び前年審査対象事業年度分の様式第二号、「3年平均」とした場合は、直近及び前年並びに前々年審査対象事業年度分の様式第二号をそれぞれ作成・持参の上、審査を受けてください。

過去に遡って変更届（決算報告）及び変更届（決算報告）の訂正を提出する必要はありません。

※1 平成27年度までの合格者は、解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要

※2 解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講が必要

（注）登録解体工事講習は、公益社団法人全国解体工事業団体連合会及び一般財団法人全国建設研修センターで実施されています（平成31年3月31日現在）

※3 解体工事の実務経験3年（平成15年度以前の合格者は1年）以上の証明が必要

※4 令和3（2021年）3月31日までに、解体工事の実務経験1年以上の証明または登録解体工事講習の受講をするか、要件に合致した専任技術者への変更が必要

※5 令和3（2021年）3月31日までに、要件に合致した専任技術者への変更が必要

※6 旧とび・土工工事業について、特定建設業許可の専任技術者としての要件に合致する者でなければ、解体工事業における特定建設業許可の専任技術者とみなすことはできません

Ⅲ 許可後に必要な手続 (変更届・廃業届等)

許可について

許可の有効期間は5年間です。引き続き、建設業を営もうとする場合は、許可の満了する日の30日前までに更新の申請をしなければなりません。

変更届について

申請事項に変更があった場合には、その都度、変更届を提出しなければなりません(P74～77「(1) 変更届」を参照してください)。

なお、変更事項ごとに、届け出るべき期間が定められています。各種変更届の提出が遅れた場合は、法に基づく罰則がありますので御注意ください。

廃業届について

法第12条に記載された事項に該当するときは、法で定められた期限内に廃業届を提出しなければなりません(P77「(2) 廃業届」・P93～96「3 廃業等の届出」を参照してください)。

標識の掲示について

建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません(P97「4 標識の掲示」を参照してください)。

変更届、廃業届の提出部数

●東京都知事許可

正本・副本・電算入力用紙 各1部

※電算入力用紙とは、次のものをいいます。

—入力事項の記入該当事項（口カラムに書き込む事項）があった場合のみ提出—

- ・変更届出書（様式二十二号の二第一面・第二面）の写し
- ・経營業務の管理責任者証明書（様式第七号）の写し
- ・専任技術者証明書（様式第八号）の写し
- ・国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）の写し
- ・届出書（様式第二十二号の三）の写し
- ・廃業届（様式第二十二号の四）の写し
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の加入を証明する資料（様式二十号の三）の写し

●国土交通大臣許可

正本・写し（本社控え分） 各1部

●提出書類のとじ方について

P21「3 提出書類のとじ方」を参照してください。

1 変更届、廃業届の提出 ――法第11条、第12条――

許可を受けた後、下表のNo.1～15に該当する変更事項があった場合は、変更届出書、廃業届出書を速やかに提出してください。提出がない場合、罰則規定（建設業法第50条等）があります。

また、必要な届出のない状態では般・特新規申請、追加申請、更新申請はできません。

提出に当たっては、必要な書類（添付書類・確認資料等）がそろっているか、下表を確認願います。

※申請者が法人の場合には当該法人番号を記入しますが、確認資料として法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト（<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）で検索された画面コピーを提示してください（平成30年度から、No.15決算報告の際は不要です。）。

《留意事項》

- 添付書類及び確認資料で発行日のあるものは、発行日から3か月以内のものを提出してください（納税証明書は除く。）。
- 届出者印を変更した場合は、印鑑証明書を併せて提出してください。
- 大臣許可の変更届の場合、届出に関する確認資料は関東地方整備局へ直接郵送してください（大臣許可の場合の確認資料は「建設業大臣許可申請（変更届）などの確認資料について」（国土交通省関東地方整備局ホームページに掲載）を参照願います。）。
- 下表に掲げた確認資料は、一般的なケースで最低限必要とされるものです。提出された資料で確認ができない場合は、更に他の確認資料が必要となります。

(1) 変更届

※様式名に「入力」と記載のあるものは電算入力用に正本・副本以外にコピーを1部添付

※「別とじ」欄の様式類は「別とじ用表紙」（P22参照）を付けて本冊とは別にとじること。

No.	変更事項	様式番号・添付書類	確認資料・備考	届出期間
1	商号	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面）「入力」 別とじ ②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※資本金、役員等が変わっている場合は、変更時期の確認のため、旧法人の閉鎖登記簿謄（抄）本等も必要	●印鑑証明書（印を変えない場合も提出のこと。）	変更後30日以内
2	営業所の名称（P76 注2）	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		
3	営業所の所在地・電話番号・郵便番号（P76 注3）	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」 ※主たる営業所に係る変更のみの場合、第二面は不要 別とじ ②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※従たる営業所の所在地が変更になる場合で支店が登記されていない場合、②は不要	●営業所の確認資料（P51～53を参照） ●住民票（個人の場合）	
4	営業所の新設	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」 別とじ ②商業登記に関する証明書（P76 注1） ※支店が登記されていない場合、②は不要	●上記No.3と同様 ●No.11、No.13に係る届出も併せて提出	
5	営業所の廃止	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」 ②十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（P76 注4）	●No.13に係る届出も同時に提出	
6	営業所の業種追加（P76 注5）	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」	●No.13に係る届出も同時に提出	
7	営業所の業種廃止（P76 注6・注7）	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面・第二面）「入力」	●No.13に係る届出も同時に提出	
8	資本金額	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面）「入力」 別とじ ②十四号 株主調書 ③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
9	役員等 (1) 就任（P76 注8）	本冊 ①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照） ③六号 誓約書 別とじ ④十二号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（就任した者について。ただし、就任した者が未成年の場合はその法定代理人についても提出すること。） ⑤商業登記に関する証明書（P76 注1）	●役員等氏名一覧表（P57参照）就任した者及び法定代理人を記入 ●登記されていないことの証明書、身分証明書（P56参照・P76注9）について、新たに就任した役員、法定代理人全員分（顧問、相談役、株主等は除く。）	

No.	変更事項		様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
9	役員等	(2)辞(退)任 (P76 注10)	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●辞（退）任する役員が経営業務の管理責任者（又は専任技術者）の場合は、No.12、No.13の届出も同時に提出	
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(3)代表者（申請人）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） 入力 ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●届出者印を変更した場合、印鑑証明書	
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(4)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）		
			別とじ	③商業登記に関する証明書（P76 注1）		
10	支配人（個人の許可のみ）	(1)新任	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者について登記されていないことの証明書（P56参照・P76 注9） 身分証明書（P56参照・P76 注9） ●新任・前任の者について経営業務の管理責任者である場合、P83参照 ●役員等氏名一覧表（P57参照。就任した者のみ記入）	変更後30日以内
			別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ⑤商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(2)退任	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面）		
			別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1）		
		(3)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面）		
			別とじ	②商業登記に関する証明書（P76 注1）		
11	建設業法施行令第3条に規定する使用人	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②六号 誓約書 ③十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	●新任の者についてP51参照 登記されていないことの証明書（P56参照・P76 注9） 身分証明書（P56参照・P76 注9） ●前任（退任）の者についてP83「変更前の者」参照 ●役員等氏名一覧表（P57就任した者のみ記入）	変更後2週間以内	
		別とじ	④十三号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書			
12	経営業務の管理責任者	(1)変更・追加	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●新任の者について ●前任の者についていずれもP83参照	
			別とじ	③七号 経営業務の管理責任者証明書 入力 ④七号別紙 経営業務の管理責任者の略歴書		
		(2)削除（一部廃業に伴う届出）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）		
			別とじ	③二十二号の三 届出書 入力		
		(3)氏名（改姓・改名）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙一 役員等の一覧表（P26参照）	●商業登記に関する証明書（P76 注1）	
			別とじ	③七号 経営業務の管理責任者証明書 入力		
13	専任技術者	(1)区分 様式第八号の区分（項番61）2、3、4、5に当たる変更（P76 注11）	本冊	①二十二号の二変更届出書（第一面） ②別紙四 専任技術者一覧表（P27参照）	●新任の者について ●前任の者についていずれもP86参照	

No.	変更事項		様式番号・添付書類		確認資料・備考	届出期間
13	専任技術者	(1) 区分 様式第八号の区分 (項番 61) 2、3、4、5 に 当たる変更 (P76 注 11)	別とじ	③八号 専任技術者証明書 ④技術者の要件を証する書面 (下記ア～オのうち、該当するものを添付) 詳細についてはP18～19 (摘要や注についてもよく確認すること。) 及びP36～37、58～63を参照 ア 修業 (卒業) 証明書 イ 資格認定証明書の写し (原本提示) ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し		
			本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P27参照)	●一部廃業 (P77 (2) No.2、3)、営業所の廃止 (No.5)、又は営業所の業種廃止 (No.7) のいずれかに係る届出も同時に行う。	
		別とじ	③二十二号の三 届出書			
		(3) 氏名 (改姓・改名) (P77 注12)	本冊	①二十二号の二変更届出書 (第一面) ②別紙四 専任技術者一覧表 (P27参照)	●戸籍抄本、住民票等 (氏名の変更を確認できるもの)	
			別とじ	③八号 専任技術者証明書 (項番61の区分3、4が必要)		
14	国家資格者等・監理技術者	様式第十一号の二の区分 (項番 71) の3、4、5 に当たる各変更 (P77 注13)	別とじ	①十一号の二国家資格者等・監理技術者一覧表 ②技術者の要件を証する書面 (P77 注14) (下記ア～オのうち、該当するものを確認資料へ添付) 詳細についてはP51 (6) 及びP36～37、58～63を参照 ア 修業 (卒業) 証明書 イ 資格認定証明書の写し ウ 九号 実務経験証明書 エ 十号 指導監督の実務経験証明書 オ 監理技術者資格者証の写し	P51 (6) 参照	P77 注15
15	決算報告 (P77 注16)	本冊		①別紙8 変更届出書 ②二号 工事経歴書 ③三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額 ④法人: 十五号、十六号、十七号、十七号の二財務諸表 十七号の三附属明細表 (株式会社で、資本金が1億円を超える、又は貸借対照表上の負債合計が200億円以上の場合のみ。) 個人: 十八号、十九号 財務諸表 (P77 注17) ⑤事業報告書 (特例有限会社を除く株式会社のみ。) ⑥四号 使用人数 (変更のあったときのみ。) ⑦十一号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 (変更のあったときのみ。) ⑧定款 (変更のあったときのみ。) ⑨健康保険等の加入状況 (変更のあったときのみ。)		事業年度終了後4か月以内
			別とじ	⑩納税証明書 (P77表参照)		

(注1) 商業登記に関する証明書については、登記事項全部証明書、履歴事項全部(一部)証明書、閉鎖登記簿謄(抄)本・閉鎖事項全部(一部)証明書又は登記事務がコンピュータ化されていない登記所においては商業登記簿謄(抄)本など数種類あります。それらを併せて提出することが必要な場合もありますので、自身の届け出る変更事項に係る記載がされていることを確認してから提出してください(例:役員(持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。)辞任・退任の場合、当該役員の氏名及び辞任・退任の日付が記載されているかを確認)。

※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。

※登記対象外の者(顧問・相談役等)の変更については、商業登記に関する証明書は不要です。

(注2) 営業所の名称変更の場合は、「旧営業所の廃止」及び「新営業所の追加」としての取扱いとなりますので、変更届出書(第二面)は、廃止で1枚・新設で1枚の計2枚必要です。

(注3) 事実上の所在地の変更を伴わず、登記上の所在地の変更にとどまる場合でも変更届の提出が必要です。

(注4) 営業所の廃止に伴い、主たる営業所のみになる場合には、不要となります。

(注5) 法人(個人)として新たな業種を追加する場合は、P18～20を参照してください。

(注6) 法人(個人)として現在許可を有している業種を廃止する場合は、全部廃業又は一部廃業となるので、P77、93～96を参照してください。

(注7) 一部廃業に伴い、建設業を営む従たる営業所の業種の一部が廃止となる場合には、様式第二十二号の二(第一面・第二面)による届出が必要です。

(注8) 執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長の変更、代表取締役の住所変更については、届出の必要は

2 変更届記載例

(1) 変更届出書（第一面）

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
00006

変更届出書 (第一面)

下記のとおり、
(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名
(6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
について変更があったので届出をします。

必要に応じて「令和」に修正
(他の「平成」と記載されている箇所についても同様)

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印

右詰で記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司

変更する事項によって添付書類が異なるので、注意すること
(P74～77参照)。

大臣コード
知事
許可番号
3513
法人番号
36000000000000000000

国土交通大臣
許可(特)

第09999999号
平成26年04月30日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで検索された画面コピーを提示

商号変更の場合は、必ず印鑑証明書を提出（大臣許可の場合は更新時等に提出）

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	(株)東京建設工業	東京建工(株)	30.4.1	【A】
営業所の所在地	千代田区丸の内3-8	新宿区西新宿2-8-17	30.4.1	【B】
資本金	10,000千円	15,000千円	30.4.1	【C】
役員等の氏名	山根 良実	—	30.4.1	顧問退任
	—	山本 浩	〃	相談役就任
	春日 武男	—	〃	取締役退任(経)
代表者(申請人)	春日 武男	大森 建司	30.4.1	【D】
経営業務の管理責任者	春日 武男	山田 努	30.4.1	P82参照
専任技術者	原田 二郎	城 真二	30.4.1	本社

知事許可の場合は、P51～53の確認資料を提出

就任・退任等の別、経営業務の管理責任者(経)、専任技術者(技)を記入

P84【ア】【イ】参照

同時に「別紙四 専任技術者一覧表(P27)」、「専任技術者証明書(P84～85)」を提出

変更の内容が、次の◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ
37 トウキョウケンコウ

商号又は名称
38 東京建工(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ
39 オオモリケンジ

代表者又は個人の氏名
40 大森 建司

主たる営業所の所在地市区町村コード
41 13104 都道府県名 東京都 市区町村名 新宿区

主たる営業所の所在地
42 西新宿2-8-17

郵便番号
43 163-8001

電話番号
10 03-3212-5111

資本金額又は出資総額
44 15000 (千円)

①【A】
【商号の変更】

②【D】
【代表者の変更】

③【B】
【営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更】

【C】
【資本金の変更】

会社側の担当者の名前、電話番号を必ず記入

連絡先
所属等 総務部 氏名 石原 太郎 電話番号
ファックス番号

で囲ってあるところは必ずセットにして記入(①、②、③の3種類のセットがあります。)

従たる営業所に係る変更届出書（第一面）の記載例

記				
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の所在地	立川市泉町1078	立川市泉町92	30.4.1	立川営業所 ← P80【A】
営業所の新設	—	日野営業所	30.4.1	P81【B】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	—	東京 花子	30.4.1	日野営業所
専任技術者	—	東京 花子	30.4.1	日野営業所
営業所の廃止	東大和営業所	—	30.4.1	P81【C】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	宮城 誠	—	30.4.1	東大和営業所
専任技術者	宮城 誠	—	30.4.1	東大和営業所
営業所の名称	多摩営業所	多摩支店	30.4.1	P81【D】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	松尾 博	中野 忍	30.4.1	東村山支店
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	30.4.1	杉並営業所 ← P80【E】
	—	造園工事業		杉並営業所
専任技術者	東京 太郎	東京 太郎	30.4.1	杉並営業所 ← P85【ウ】
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	30.4.1	足立営業所 ← P80【F】
	造園工事業	—		足立営業所
専任技術者	田中 三郎	—	30.4.1	足立営業所
専任技術者	佐藤 二郎	建設 花子	30.4.1	足立営業所 ← P85【エ】
専任技術者	建設 花子	佐藤 二郎	30.4.1	中野営業所

備考欄【A】～【F】、【ウ】、【エ】は、P80～81の変更届出書(第二面)の記載例【A】～【F】及びP85の専任技術者証明書の記載例【ウ】、【エ】にそれぞれ対応しています。

【注意事項】

名称と所在地が同時に変更となる場合、変更届出書(第二面)は、P81【B】と【D】の記載例で処理

(2) 變更届出書 (第二面)

(用紙A4)

(第二面)

(第二欄)
 区 分

	項番	3
	81	2

 { 2. 営業しようとする建設業
又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 }
 大臣知事コード
 許可番号

	項番	3
	82	13

 国土交通大臣(般特-26)第⁵09999号 平成¹¹26年¹³04月¹⁵30日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

【営業所の所在地の変更】

[illegible]

営業所の確認資料
(案内図・写真等)
が必要

(P51~53参照)

[illegible]

(従たる営業所)

【営業所の業種の追加】

【E】

フリガナ スギナミエイギョウシヨ

従たる営業所の称

8 4 杉並営業所

23 25 30 35 40

専任技術者についても同時に届出が必要

(P84~88・90参照)

[illegible]

(従たる営業所)

【営業所の業種の廃止】

【F】 従たる営業所 名 8 4

フリガナ アダチエイギョウシヨ

3 5 10 15 20

足 立 営 業 所

23 25 30 35 40

専任技術者についても同時に届出が必要

(P84~88・90参照)

[illegible]

(第二面)

(用紙A4)

区 分 項番 3 { 2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 }

大臣コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可(特) 2 6 第 0 9 9 9 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所) 【営業所の新設】

【B】

従たる営業所の名称 8 4 日野営業所

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 1 2 都道府県名 東京都 市区町村名 日野市

従たる営業所の所在地 8 6 高幡1-1-1

郵便番号 8 7 1 9 1-0031 電話番号 0 4 2-399-9876

営業しようとする建設業 8 8 1 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

営業所の確認資料
(案内図・写真等)
が必要

(P51～53参照)

専任技術者、建設
業法施行令第3条
に規定する使用人
についても同時に
提出が必要

(P75参照)

(従たる営業所) 【営業所の名称の変更】

【D】

従たる営業所の名称 8 4 多摩支店

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 4 都道府県名 東京都 市区町村名 多摩市

従たる営業所の所在地 8 6 唐木田1234

郵便番号 8 7 2 0 6-0035 電話番号 0 4 2-376-5432

営業しようとする建設業 8 8 1 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

P76(注2)参照

(第二面)

(用紙A4)

区 分 項番 4 { 2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 }

大臣コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可(特) 2 6 第 0 9 9 9 9 号 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

許可年月日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(従たる営業所) 【営業所の廃止】

【C】

従たる営業所の名称 8 4 東大和営業所

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 0 都道府県名 東京都 市区町村名 日野市

従たる営業所の所在地 8 6 藏敷1-2-3

郵便番号 8 7 2 0 7-0032 電話番号 0 4 2-563-3210

営業しようとする建設業 8 8 1 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

専任技術者、建設
業法施行令第3条
に規定する使用人
についても同時に
届出が必要

(P75参照)

(従たる営業所) 【営業所の名称の変更】

【D】

従たる営業所の名称 8 4 多摩営業所

内 容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 3 2 4 都道府県名 東京都 市区町村名 多摩市

従たる営業所の所在地 8 6 唐木田1234

郵便番号 8 7 2 0 6-0035 電話番号 0 4 2-376-5432

営業しようとする建設業 8 8 1 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 (1. 一般) (2. 特定)

変更前 3 5 10 15 20 25 30

P76(注2)参照

知事許可の場合
は、全ての項目に
ついて記入。
大臣許可の場合
は、営業所の名称
のみでよい。

(3) 経營業務の管理責任者証明書（変更）※同時に「別紙一 役員等の一覧表」（P26参照）、「経營業務の管理責任者の略歴書」（P33参照）、「変更届出書」（P78参照）を提出してください。

様式第七号（第三条関係）

P32の「経營業務の管理責任者証明書の記載例を参照のこと。」

(用紙A4)
00002

経營業務の管理責任者証明書

証明者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印（注2）

(1) 下記の者は、(土)、(建)、(園) 工事業に関し、次のとおり経營業務の管理責任者としての経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成8年4月から平成30年3月まで 満21年11月

証明者と被証明者との関係 役員

備考
他社証明の場合で、他社が建設業許可を有している場合には、備考欄に許可の内容（許可権者・許可番号・許可年月日・許可業種）を記入

経験年数は、変更のあった時点までの記入とする。

証明者は、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主とする。（注1）

平成 〇年 〇月 〇日

東京都新宿区西新宿2-8-17
東京建工株式会社

証明者 代表取締役 大森 建司 印

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 } で建設業法第7条第1号 { イ } に該当する者であることに相違ありません。

==地方整備局長
北海道開発局長
東京都知事 殿

申請者を消す。

申請者 届出者
東京都新宿区西新宿2-18-17
東京建工株式会社
代表取締役 大森 建司 印

申請又は届出の区分 項番 1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 経營業務の管理責任者の追加 4. 経營業務の管理責任者の更新等)

変更又は追加の年月日 平成 30 年 4 月 1 日

変更又は追加した日付を記入

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

大臣コード
知事

許可番号 1 8 1 3 国土交通大臣 東京都知事 許可（一般特 26）第 0 9 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 26 年 0 4 月 30 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち、最も古いものを記入

◎【新規・変更後・経營業務の管理責任者の追加・経營業務の管理責任者の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 ヤ マ 2 0 山 田 努 住所 東京都大田区〇〇3-5-5

姓の最初から2文字を記入

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 1 年 0 4 月 1 0 日

◎【変更前】

氏名 2 1 春日 武男 生年月日 S 1 4 年 1 0 月 1 0 日

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 1 4 年 1 0 月 1 0 日

備考

経營業務の管理責任者の略歴については、別紙による。

法人の場合は商業登記簿謄本、個人の場合は住民票の字で記入。ただし、専任技術者（又は国家資格者等・監理技術者）を兼ねていて国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定証明書、卒業証明書の字で記入

(注1) 法人における経験を証明するに当たり、正当な理由によりこの方法によることができない場合、「備考」の欄に理由を記載して、当該事実を証明できる他の者（当時の取締役、本人が証明。その場合には証明のため実印を押印し、取締役の場合は当時の閉鎖謄本と印鑑証明書、本人の場合は印鑑証明書が必要）の証明を得ること（印鑑証明書は発行後3か月以内のもの）。個人事業主の経験を自己証明する場合は、法人での経験を本人が証明する場合に準ずる（本人の印鑑証明書が必要）。

(注2) 原則として法令様式のため押印が必要。ただし追加・一般特新規・更新・変更において既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、申請者及び経營業務の管理責任者と証明者が異なる場合のみ証明者の欄の押印を省略することができる（H20.10.8 建設業法施行規則の一部を改正する省令から。提出済みの証明書のコピー添付は不可）。なお、申請者の欄は新たに記載・押印する。

※確認資料は、申請書類と別にとじて提出してください。

経營業務の管理責任者の確認資料 (下記の資料で確認できない場合は、他の確認資料が必要になります。)	
変 更 後 の 者	☐ 〔現在の常勤を確認するもの〕 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u> イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u> ウ 確定申告書 { 法人においては、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u> ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 〔過去の経営経験を証明するもの〕 4 役員名及び経験年数を証明するもの ア 法人の役員（P8参照）にあつては、登記事項証明書、履歴事項全部証明書、閉鎖登記簿謄本等（期間分） ※インターネット「登記情報サービス」から提供する登記情報を印刷したものは、認証文、公印等が付加されていないので不可とします。 イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人にあつては、期間分の建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注1） ウ 個人にあつては、期間分の確定申告書の写し <u>（原本提示）</u>（受付印押印のもの） 5 法第7条第1号イ又はロの期間を証明するものとして次のいずれか ア 建設業許可通知書の写し イ 業務内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には、入金を確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です。 ウ 大臣特認の場合はその認定証の写し <u>（原本提示）</u>
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） ☐ 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

(4) 専任技術者証明書（変更）

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」（P27参照）、「変更届出書」（P78～79参照）を提出してください。

P87の作成具体例及びP88の「作成上の留意事項」を併せて御覧ください。

「第2種電気工事士」は免状交付後〔3年〕、「電気主任技術者」は免状交付後〔5年〕、「電気通信主任技術者」は資格者証交付後〔5年〕、「地すべり防止工事士」は登録後〔1年〕、「建築設備士」は資格取得後〔1年〕、「1級計装士」は合格後〔1年〕、「給水装置工事主任技術者」は免状交付後〔1年〕、「技能検定2級合格者」は合格後〔1年〕（平成16年4月1日以降は〔3年〕）の実務経験証明書を添付。なお、特定建設業で指定建設業〔（土）（建）（電）（管）（鋼）（舗）（園）〕の専任技術者を証明する場合は、〔国家資格1級〕並びに〔大臣特認〕のいずれか取得している者とする。

様式第八号（第三条関係）

「一般建設業」の場合は下段を、「特定建設業」の場合は上段を消す。
「一般・特定」両方に該当する場合は消さない。

(用紙A4)

000003

(1)に○を付ける。

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

【専任技術者の追加】

【ア】

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請者 東京都千代田区丸の内3-8
東京建工株式会社
届出者 代表取締役 大森 建司

平成 年 月 日

区 分 項番 3
大臣コード 613

許可番号 6213

1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

許可年月日 平成 26 年 04 月 30 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

1カラム空ける。

氏名 63 ジョウ シンジ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 5 3 3 年 0 9 月 0 1 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 64 3 7

現在担当している建設工事の種類 4

有資格区分 65 3 7

変更、追加又は削除の年月日 平成 30 年 4 月 1 日

専任技術者の住所 埼玉県浦和市〇〇3-15

営業所の名称（旧所属）

営業所の名称（新所属） 本社

「新所属」のみ記入

「今後担当する建設工事の種類」のみ記入

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

氏名について、国家資格等、卒業資格がある場合は資格認定書、卒業証明書の字で記入。
実務経験の場合は住民票（ただし、経営業務の管理責任者を兼ねている場合で、登記されている場合はその登記簿謄本）の字で記入

様式第八号（第三条関係）

【専任技術者の交替に伴う削除】

【イ】

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

(2)に○を付ける。

地方整備局長
北海道開発局長
東京都 知事 殿

申請者 東京都千代田区丸の内3-8
東京建工株式会社
届出者 代表取締役 大森 建司

平成 年 月 日

区 分 項番 3
大臣コード 614

許可番号 6213

1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所の変更

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

許可年月日 平成 26 年 04 月 30 日

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

氏名 63 ハラ 原田 二郎 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕 5 2 4 年 0 5 月 2 0 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゃ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 64 3 7

現在担当している建設工事の種類 4

有資格区分 65 0 2

変更、追加又は削除の年月日 平成 30 年 4 月 1 日

専任技術者の住所 東京都港区〇〇2-4-4

営業所の名称（旧所属）

営業所の名称（新所属） 本社

「旧所属」のみ記入

P58～59(2)の「専任技術者証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表」を参考に、該当する番号を記入

実際に専任技術者の変更等を行った日を記入

専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。

【担当業種又は有資格区分の変更】

【ウ】

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」（P27参照）、「変更届出書」（P78～79参照）を提出してください。

様式第八号（第三条関係）

（用紙A4）

000003

（1）に○を付ける。

「一般建設業」の場合は下段を、「特定建設業」の場合は上段を消す。
「一般・特定」両方に該当する場合は消さない。

専任技術者証明書（新規・変更）

- （1） 下記のとおり、建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
（2） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

平成 年 月 日

申請者を消す。申請者 東京都千代田区丸の内3-8 東京建工株式会社
届出者 代表取締役 大森 建司

区 分 項 番 3
6 1 2 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

大臣コード 大森 知事

許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣許可（一般）第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

1カラム空ける。

氏 名 6 3 トウ 東京 太郎 生年月日 5 3 9 年 1 0 月 1 0 日

フリガナ トウキョウ タロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

今後担当する建設工事の種類 6 4 7 現在担当している建設工事の種類 7

変更後の有資格区分を記入 有資格区分 6 5 1 3 3 4

変更、追加又は削除の年月日 平成 3 0 年 4 月 1 日

専任技術者の住所 埼玉県浦和市〇〇3-15

営業所の名称（旧所属） 杉並営業所 営業所の名称（新所属） 杉並営業所

「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の両方記入

「国家資格等」の場合はP62～63・70の「技術者の資格表」を参考にして、該当する番号を記入

同一営業所内での変更の場合、旧所属と新所属は同じになる。

【専任技術者が置かれる営業所のみの変更】

【エ】

様式第八号（第三条関係）

（用紙A4）

000003

（1）に○を付ける。

専任技術者証明書（新規・変更）

- （1） 下記のとおり、建設業法第7条第2号建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
（2） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

平成 年 月 日

申請者を消す。申請者 東京都千代田区丸の内3-8 東京建工株式会社
届出者 代表取締役 大森 建司

区 分 項 番 3
6 1 5 1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

大臣コード 大森 知事

許可番号 6 2 1 3 国土交通大臣許可（一般）第 0 9 9 9 9 9 号 許可年月日 平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古い許可日を記入

1カラム空ける。

氏 名 6 3 ケン 建設 花子 生年月日 5 2 4 年 0 5 月 2 0 日

フリガナ ケンセツ ハナコ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

今後担当する建設工事の種類 6 4 4 現在担当している建設工事の種類 4

変更後の有資格区分を記入 有資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 平成 3 0 年 4 月 1 日

専任技術者の住所 東京都港区〇〇2-4-4

営業所の名称（旧所属） 中野営業所 営業所の名称（新所属） 足立営業所

専任となっている業種の資格コードのみを記入し、他に資格があっても記入しない。

担当する営業所が変更した日を記入

区分5の届出の場合は、この部分のみが変更となる。

※確認資料は、申請書類と別にとじて提出してください。

専任技術者の確認資料	
変 更 後 の 者	チェック欄 ☐ ☐ ☐ 〔現在の常勤を確認するもの〕 1 住民票（抄本で可。マイナンバーの記載のない発行後3か月以内のもの。本籍地の記載不要） 遠隔地（通勤時間がおおむね片道2時間以上）の場合は、更に確認資料が必要です。 現住所が住民票と異なる場合は、現住所が確認できる資料も必要です。 2 健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証） 3 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、2に加えて以下の順でいずれかの資料が必要です。なお、必要に応じ補充資料を求める場合があります。 ア 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し又は健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <u>（原本提示）</u> イ 住民税特別徴収税額通知書（徴収義務者用）の写し <u>（原本提示）</u> ウ 確定申告書 { 法人（役員に限る）では、表紙と役員報酬明細の写し <u>（原本提示）</u> （受付印押印のもの） { 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（原本提示）</u> ※さらに、その他の書類も併せて提出していただくことがあります。 エ その他、常勤が確認できるもの（例：工事台帳や日報等毎日業務していることが分かるもの） なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。 〔技術者としての要件を確認するもの〕 ☐ 4 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの ア 技術者の要件が国家資格者等の場合は、その合格証、免許証の写し <u>（原本提示）</u> イ 技術者の要件が監理技術者資格者証を有する場合は、監理技術者資格者証の写し <u>（原本提示）</u> ウ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証の写し <u>（原本提示）</u> エ 技術者の要件が実務経験の場合は（様式第九号の記入方法はP36を参照） ① 実務経験の内容を確認できるものとして、次のいずれか ・証明者が建設業許可を有している（いた）場合……建設業許可申請書及び変更届出書の写し <u>（原本提示）</u>（P49 注3） ・証明者が建設業許可を有していない場合……業種内容が明確に分かる工事請負契約書、工事請書、注文書、請求書等の写し <u>（期間通年分の原本提示）</u>（P49 注2） ※請求書、原本が電子データの注文書、FAXで送付された注文書等には入金が確認できる資料 <u>（原本提示）</u> が必要です。 ②実務経験証明期間の常勤（又は営業）を確認できるものとして次のいずれか ・健康保険被保険者証の写し（事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。） ・厚生年金被保険者記録照会回答票（事業所名が記載されていること。） ・住民税特別徴収税額通知書の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> ・確定申告書 { 法人（役員に限る。）では、表紙と役員報酬明細の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> （受付印押印のもの） { 個人においては、第一表と第二表の写し <u>（期間分ー原本提示）</u> ・その他（出向等の場合は個別に相談してください。） オ 指導監督的実務経験の場合は、P51の確認資料参照 （様式第十号の記入方法はP37を参照）
変 更 前 の 者	変更後の者と変更前の者との間で、その在職が継続されていなければなりません。変更時点での常勤性を証明するものとして以下のものが必要です。 ☐ ☐ 1 変更前の者が在職していれば、健康保険被保険者証の写し（社会健康保険証・国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証）。変更前の者が退職等していれば、健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届の写し（国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証の場合はその写し） 2 国民健康保険など、事業所名が印字されていない場合は、常勤を確認するため、1に加えて上記の3のア～エの順でいずれかの資料が必要となります。 なお、出向の場合は別途確認資料が必要です。個別に相談してください。

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P27参照)、「変更届出書」(P78～79参照)を提出してください。

(5) 専任技術者証明書(変更)等の作成具体例

ア 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者に代えて、新たな者を専任技術者として証明する場合

(具体例①) Aさん(建)(内) → Bさん(建)(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例②) Aさん(建)(内) → Bさん(建) Cさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加) Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例③) Bさん(建) → Aさん(建)(内) Cさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Cさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)

イ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の有資格区分に変更があった場合

(具体例) Aさん(建)(内) → Aさん(建)(内) 〔2級建築士〕 〔1級建築士〕	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(有資格区分の変更)
---	-------------------------------------

ウ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者の担当業種に変更があった場合

(具体例①) Aさん(建) → Aさん(建)(内) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)
(具体例②) Aさん(建)(内) → Aさん(建) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)

エ 婚姻等により、氏名に変更があった場合

(具体例) 東京 花子 → 新宿 花子 (変更前の氏名) (変更後の氏名)	(項番⑥①欄の該当区分) 東京 花子 ⇒ 「4」(交替に伴う削除) 新宿 花子 ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
---	---

オ 許可を受けている建設業について現在証明されている専任技術者が置かれる営業所のみに変更があった場合

【本社】 Aさん(建)(内) → Cさん(建)(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「5」(営業所のみの変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Cさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
【甲営業所】 Bさん(建)(内) → Aさん(建)(内)	

カ 営業所の業種廃止があった場合(一部廃業の場合も同様です。)

(具体例①)〔甲営業所〕 Aさん(土)(建) → Aさん(土)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更)
(具体例②)〔甲営業所〕 Aさん(土)(建) → Bさん(土)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除) Bさん ⇒ 「3」(専任技術者の追加)
(具体例③)〔甲営業所〕 Aさん(土) → Aさん(土) Bさん(内)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 処理不要 Bさん ⇒ 届出書(様式第22号の3)で削除(※)

(※) このケースでは「専任技術者証明書(変更)」(様式第8号)は使用できません。

(具体例④)〔甲営業所〕 Aさん(建) → Aさん(建)(と) Bさん(と)(タ)	(項番⑥①欄の該当区分) Aさん ⇒ 「2」(担当業種の変更) Bさん ⇒ 「4」(交替に伴う削除)
---	--

キ 作成上の留意事項

- (1) 専任技術者証明書（変更）は、項番⑥①欄の区別ごとに別葉で作成してください。項番⑥①欄の該当区分については、P87の作成具体例を御覧ください。
- (2) 項番⑥①欄「4」（交替に伴う削除）の該当となる者を届け出る場合は、新たに専任の技術者となる者を項番⑥①欄「2」（担当業種又は有資格区分の変更）又は項番⑥①欄「3」（専任技術者の追加）に該当する者として、同時に届け出ることが必要となります。
- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止等に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（様式第二十二号の三）を用いて届け出ることとなります。
- (4) 届出書（様式第二十二号の三）で削除した専任技術者が、同一許可業者に残る場合は、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第十一号の二）の提出が必要です。逆に、同一許可業者において、国家資格者等・監理技術者一覧表で登録されていた者が専任技術者となる場合、国家資格者等・監理技術者一覧表の届出は必要ありません（自動的に削除となるため）。

(6) 国家資格者等・監理技術者一覧表（変更・追加・削除）

〔確認資料はP51、コード番号はP59を参照〕

許可を受けようとする（受けている）建設業の種類に関わりなく、専任技術者以外で常勤の技術者のうち、
 ① P62～63・70の資格を有する者（法第7条第2号ハ、法第15条第2号イ）
 ② 特定建設業（指定建設業を除く。）で指導監督の実務経験を有する者（法第15条第2号ロ）
 ③ 特定建設業で大臣特認を受けた者（法第15条第2号ハ）について記入する。
 ただし、②及び③については、特定建設業を受けようとする者又は受けている者に限り記入する。
 旧様式で主任技術者として提出している者は、同じ内容について再度提出する必要はない。

様式第十一号の二（第四条、第十条関係）

国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）

- 国家資格者等及び監理技術者の一覧は下記のとおりです。
- 下記のとおり、国家資格者等・監理技術者一覧表の技術者に変更があつたので、届出をします。

平成 ○年 ○月

東京都新宿区西新宿2-8-17

東京建工株式会社

代表取締役 大森健司

(用紙A4)
000007

既に提出している一覧表（旧様式で主任技術者として提出していた者も含む。）の技術者の資格を変更、追加する場合

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

「区分2」の場合を除き既提出分の一覧表に記載した技術者に加えて新たに技術者を追加する場合

同一会社内で国家資格者等・監理技術者になる場合は、削除は不要

複数の許可を受けている者は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入

国家資格者等、大臣特認、卒業資格がある場合は資格認定証明書、卒業証明書の字で記入

実務経験と指導監督の実務経験の場合は住民票の字で記入

1カラム空ける。

申請者
届出者

「区分2」の場合を除き既提出分の一覧表に記載した技術者に加えて新たに技術者を追加する場合

【資格の追加】

氏名	フリガナ	ヨシダ	ヨシヒト	元号	〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	ヨシダ	ヨシヒト		生年月日	5 3 5 年 0 8 月 1 7 日
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）	7 4				
既提出の一覧表における建設工事の種類					
有資格区分	7 5	3 7	5 5	6 6	1 7

【2級から1級に変更】

氏名	フリガナ	マツモト	イチロウ	元号	〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	マツモト	イチロウ		生年月日	5 1 8 年 1 0 月 0 5 日
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）	7 4				
既提出の一覧表における建設工事の種類					
有資格区分	7 5	2 9			

【法第7条第2号ハ該当から法第15条第2号ロ該当に変更】

氏名	フリガナ	ジョウ	カズヨシ	元号	〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	ジョウ	カズヨシ		生年月日	5 2 0 年 0 2 月 2 7 日
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）	7 4				
既提出の一覧表における建設工事の種類					
有資格区分	7 5	2 3			

【法第15条第2号ロ該当の建設工事の種類追加】

氏名	フリガナ	ヤマザキ	ヒロシ	元号	〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	ヤマザキ	ヒロシ		生年月日	5 4 0 年 0 1 月 2 0 日
今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号ロ又はハ関係）	7 4				
既提出の一覧表における建設工事の種類					
有資格区分	7 5	0 1			

実務経験が必要な資格については、実務経験証明書も併せて添付する。

婚姻等により氏名の変更があつた場合は、「区分5」で変更前の氏名を削除し、「区分4」で変更後の氏名を追加する。

(7) 届出書

※専任技術者の後任者がいる場合は、様式第八号を使用します。

後任者が不在の場合に当様式を使用します。

※同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P27参照)、「変更届出書」(P78～79)を提出してください。

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

(用紙A 4)

0	0	0	0	8
---	---	---	---	---

書 出 届

該当する理由に○を付ける。

- 下記のとおり、
- | | | |
|--|---|-----------|
| (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった | } | ので届出をします。 |
| (2) 経営業務の管理責任者を削除した | | |
| (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった | | |
| (4) 専任の技術者を削除した | | |
| (5) 欠格要件に該当するに至った | | |

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
東京都 知事 殿

東京都新宿区西新宿2-8-17

東京建工株式會社

届出者 代表取締役 大森 健司 印

項番 大臣事コード

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

許可番号 5 1 1 3

国土交通大臣許可 (般特-26) 第 0 1 3 5 6 9 号
東京都 知事

許可年月日
平成 2 6 年 0 4 月 3 0 日

該当するものに○を付ける。

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合
- (2) 経營業務の管理責任者を削除した場合

右詰めで記入し、左余白は必ず「0」で埋める。

[illegible]

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

- (3) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなった場合
(4) 専任の技術者を削除した場合

氏	名	5	3	金	子	秋	次						
---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日

13	14		16		18
S	4	6	年	0	8

月

1	4

日

営業所の名称 東京建工株式会社

建設工事の種類 _____ (土) (園)

氏 名

	5	3										
			3		5						10	

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

営業所の名称 _____ 建設工事の

建設工事の種類

氏 名

	5	3																	
			3			5									10				

元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 年 月 日

営業所の名称 _____ 建設工事の

建設工事の種類

- (5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

許可を受けている一部の業種を廃業した場合又は営業所の廃止に伴い専任技術者を削除した場合は、(4)を囲んで届け出る。

(8) 変更届出書（別紙 8）

提出が遅れた決算変更届について、複数年度分をまとめて 1 冊にとじ込んで提出することはしないでください。

別紙 8

変 更 届 出 書

必要に応じて「令和」に修正
(他の「平成」と記載され
ている箇所についても同様)

(用紙 A 4)

複数の許可を受けている場合は、現在有効な許可日のうち最も古いものを記入する。

平成 年 月 日

許可年月日

平成 年 月 日

許可番号 国土交通大臣 東京都 知事 許可 (般 一) 第 号

法人番号

関東地方整備局長

東京都 知事

殿

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。

所 在 地
届 出 者 商号又は名称
代表者氏名

印

事業年度（第 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）が終了したので、

別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1) (2) (3) (4) は必ず
(5) (6) (7) (8) (9) は該当するものを提出
(10) (11) (12) (13) (14) は事業年度内に変更があった場合のみ
期末の状況を提出

大臣許可・
法人の場合

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書 (4) 株主資本等変動計算書及び注記表
(5) 事業報告書 (6) 附属明細表 (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額
証明書 (10) 使用人数 (11) 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 (12) 国家資格者等・監理技術者
一覧表 (13) 定款 (14) 健康保険等の加入状況

大臣許可・
個人の場合

知事許可の
場合

特例有限会社を除く株式
会社の場合のみ提出する。

資本金が 1 億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が
200 億円以上の株式会社のみ添付する。

記載要領

- 1 「関東地方整備局長 東京都 知事」 「国土交通大臣 東京都 知事」 については、不要のものを消すこと。
- 2 (1) から (14) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。

決算変更届の提出後、内容に訂正が生じた場合は、P92 の様式により訂正届を提出してください。
(1) 既に提出した変更届を書き換えないでください。
(2) 工事経歴書及び直前 3 年の各事業年度における工事施工金額を訂正する場合は、様式を用い新たに作成してください。
(3) 財務諸表を訂正する場合は、既に提出した財務諸表の訂正しようとするページをコピーし、その上で、訂正する数値を見え消しで記載してください。

* 工事経歴書（様式第二号）の記入方法は P28～29 を、直前 3 年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）の記入方法は P30 を参照してください。

(9) 変更届出書（別紙8）の訂正について

コピーして使用できます。提出する用紙はA4版です。

届出者の印は、法人の場合は法務局に登録している代表者印を、個人の場合は実印を正本に押印する。
代理申請の場合は、訂正の届出であっても必ず委任状を添付すること。

(用紙A4)

変更届出書(別紙8)の訂正について

(平成 年 月 日)

関東地方整備局長
東京都知事 殿

(許可年月日) 平成 年 月 日

(許可番号) 国土交通大臣 許可 (-) 第 号
東京都知事

所在地

(建設業者) 商号又は名称

代表者氏名 印

事業年度(第 期平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)の
変更届出書の下記の書類について訂正します。

記

*該当する項目に○を付ける。

- (1) 工事経歴書
- (2) 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 財務諸表

	訂正箇所(ページ)	枚 数
貸借対照表		枚
損益計算書		枚
株主資本等変動 計算書及び注記表 (法人のみ)		枚
		計 枚

3 廃業等の届出 —法第12条—

(1) 廃業等の届出要件

下記の事項に該当するときは、30日以内に廃業届を提出してください。

※確認資料の印鑑証明書、履歴事項全部証明書は発行後3か月以内のもの

廃業の届出事項	届 出 す べ き 者	確 認 資 料
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人 (例：配偶者、直系尊属、子)	届出者の印鑑証明書及び戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることを確認できるもの)
2 法人が合併により消滅したとき	消滅時に役員であった者	役員個人の印鑑証明書及び当該法人の役員であったことを確認できる解散登記後の閉鎖事項全部証明書
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人 (破産手続を終了している場合は上記2の要領による。)	① 裁判所発行の「破産管財人及び印鑑証明書」 又は ② 裁判所発行の「破産管財人資格証明書」及び破産管財人本人の印鑑証明書
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人 (清算を結了している場合は上記2の要領による。)	当該法人の清算人であることを確認できる履歴事項全部証明書及び法務局に登録済みの清算人の印鑑証明書
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	〈法人〉 代表者（申請人）	原則不要。ただし、商号、所在地、代表者氏名及び代表者印に変更があるときは事前に変更届を提出してください(代表者印変更のときは、印鑑証明書を提出)。
	代表者（申請人）以外の役員 (上記代表者で届出できないとき)	その役員個人の印鑑証明書及び当該法人の役員であることを確認できる履歴事項全部証明書
	〈個人〉 本人	原則不要。ただし、住所、氏名に変更があるときは事前に変更届を提出してください。

※ 役員とは、持分会社の業務執行社員、株式会社の取締役、委員会設置会社の執行役又は法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

- ・ケースによって作成の様式が異なるため、P87(5)のオ、P90を参照のこと。
- ・同時に「別紙四 専任技術者一覧表」(P27参照)も提出

- 94 -

【一部廃業に伴う留意事項及び記載例】

一部廃業の届出時には、一部廃業後の各営業所における許可業種の状況を把握するため、様式第二十二号の二（第一面・第二面）による変更届を同時に提出することが必要です。下記の例を参考に作成し、一部廃業と同時に提出してください。なお、営業所が主たる営業所のみの場合は、変更届出書（第一面）への業種廃止に係る記載は不要です（専任技術者に係る記載は必要です。）。

（例）許可取得業種→「建」「大」「屋」「内」
 主営業所→「建」「大」「屋」「内」
 従営業所①→「大」「屋」「内」
 従営業所②→「内」

→「内」を一部廃業（廃業日：平成30年4月1日）

上記の事例の場合の届出事項は以下のとおりです。

- (1) 許可業者として、「内」の一部廃業【様式第二十二号の四】
- (2) 主営業所
 - ア 営業所の業種廃止（4業種→3業種）：【様式第二十二号の二（第一面・第二面→項番81・区分2）】
 - イ 専任技術者 削除【様式第二十二号の三又は様式第八号】又は 担当業種変更【様式第八号】
【様式第二十二号の二（第一面）】
 - ウ 専任技術者一覧表【別紙四】
- (3) 従営業所①
 - ア 営業所の業種廃止（3業種→2業種）：【様式第二十二号の二（第一面・第二面→項番81・区分2）】
 - イ 専任技術者 削除【様式第二十二号の三又は様式第八号】又は 担当業種変更【様式第八号】
【様式第二十二号の二（第一面）】
 - ウ 専任技術者一覧表【別紙四】
- (4) 従営業所②
 - ア 営業所の廃止：【様式第二十二号の二（第一面・第二面→項番81・区分4）】
 - イ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の削除【様式第二十二号の二（第一面）】
 - ウ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表【様式第十一号】
 - エ 専任技術者 削除【様式第二十二号の三 又は 様式第八号】【様式第二十二号の二（第一面）】
 - オ 専任技術者一覧表【別紙四】

【様式第二十二号の二 第一面・第二面の記載例は下記のとおり】

様式第二十二号の二（第八条、第九条関係）

(用紙A4)
 000006

変 更 届 出 書
 (第一面)
 記

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
営業所の廃止	従営業所②	—	H30.4.1	P96 第二面【A】
建設業法施行令第3条に規定する使用人	従営業所②所長	—	H30.4.1	従営業所②
専任技術者	専任技術者A	—	H30.4.1	従営業所②
営業所の業種廃止	建築工事業	建築工事業	H30.4.1	主営業所
	大工工事業	大工工事業		主営業所
	屋根工事業	屋根工事業		主営業所
	内装工事業	—		主営業所
専任技術者	専任技術者B	専任技術者C	H30.4.1	主営業所
営業所の業種廃止	大工工事業	大工工事業	H30.4.1	従営業所①
	屋根工事業	屋根工事業		従営業所①
	内装工事業	—		従営業所①
専任技術者	専任技術者D	専任技術者D	H30.4.1	従営業所①
				P96 第二面【C】

(主たる営業所)

(従たる営業所)

内
容

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

内
容

– 96 –

4 標識の掲示 —法第40条—

建設業者は、その店舗及び現場ごとに公衆の見やすい所に次の標識を必ず掲示しなければなりません。材質の指定はありませんが、なるべく堅ろうなもので作成してください。

(1) 店舗に掲げる標識

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号		許可年月日
		国土交通大臣 知事	許可 () 第 号	
		国土交通大臣 知事	許可 () 第 号	
この店舗で営業 している建設業				

40 cm 以上

35 cm 以上

ここに入る数字及び年月日は更新するたびに変わります。

(2) 建設工事の現場に掲げる標識

建設業の許可票				
商号又は名称				
代表者の氏名				
主任技術者の氏名	専任の有無			
資格名	資格者証交付番号			
一般建設業又は特定建設業の別				
許可を受けた建設業				
許可番号	国土交通大臣 知事	許可 () 第 号		
許可年月日				

35 cm 以上

25 cm 以上

〈記載要領〉

- 「主任技術者の氏名」欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4号に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣・知事」については、不要なものを消すこと。

5 建設業許可証明書発行申込み ※大臣許可の場合は、主たる営業所が東京都にある場合に限りです。

下記の様式により、建設業課証明窓口へ直接申請してください。用紙は証明窓口にあります。

※ 大量に証明書を必要とする場合（50枚以上）及びFAXの場合は、事前に御連絡ください。

建設業課証明窓口 電話03-5321-1111 内線30-656 FAX 03-5388-1356

建設業許可証明書発行申込書

年 月 日

申請日を
記入する。

下記記載の建設業者についての建設業許可証明書の発行を申込みます。
(建設業法第3条第1項の規定に基づく許可の証明)

1 申 込 者

住 所

フリガナ

氏名又は法人名

連絡先

担当者

T E L

申請者の住所、
氏名等を記入する。

2 建 設 業 者

主たる営業所の所在地

東京都

商 号

代 表 者 名

許 可 の 種 類

☐ 大臣 許 可

☐ 知 事 許 可

許 可 番 号

第

号

許可の種類の下に
チェックをつける。

発行を希望する
建設業者の許可
番号等の情報を
記入する。

3 枚 数

枚

* 大量に証明書が必要な場合（50枚以上）は事前にご連絡いただき、
申込日から2日目（開庁日）以降1週間以内で受取日をご指定下さい。

受取希望日 年 月 日 ()

(申込者記入不要)

この欄は記入し
ない。

行政庁記入欄

発行番号 第

号 ～ 第

号

発行枚数

枚

(1) 証明手数料

1通につき、400円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

(2) 証明書交付時間

午前9:00～午後5:00

(注) 建設業法第3条第4項に該当する場合（更新手続中）は更新の申請書（写し）のコピーを添付することにより、許可有効期間満了後1年間に限り、証明書を発行します。

6 建設業許可関係提出書類の閲覧

現在有効な許可を受けている東京都知事許可業者の許可関係提出書類の閲覧ができます。

※建設業法施行令の改正により、平成27年4月1日から大臣許可業者の閲覧は国土交通省の各地方整備局窓口において行われています。（建設業者の主な情報は国土交通省のホームページ（<http://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuInit.do>）でも検索可能です。

(1) 閲覧場所

都庁第二庁舎3階

建設業課閲覧コーナー

電話 03-5321-1111 内線 30-698～699

(2) 閲覧時間

月曜日から金曜日午後0:30～午後5:00（退室時間）。入室は午後4:30までです。

(3) 閲覧手数料

建設業者1件の閲覧につき、300円を建設業課収納窓口で現金により納入してください。

(4) 閲覧は整理券の順番で行っています。整理券は午後0:30から閲覧コーナーで配布します。

なお、第一庁舎3階にある

[	生活文化局 広報広聴部 都民の声課 都民情報ルーム 閲覧コーナー	]
	(直通) 03-5388-2275	
	(内線) 29-334～335	

において建設業者名簿一覧の閲覧ができます。名簿一覧の閲覧手数料は無料です。

7 建設業許可（東京都知事許可）に関わる変更届等の郵送受付

(1) 郵送できる書類

ア 都知事許可の決算報告（提出済みの決算報告の訂正を含む。）

イ 都知事許可の許可要件に関わらない変更

（商号、営業所の名称・所在地・電話番号・郵便番号、資本金額、役員等（経營業務の管理責任者・専任技術者・建設業法施行令第3条に規定する使用人以外）、代表者（申請人）、役員等氏名（改姓・改名）、国家資格者等・監理技術者）

ウ 都知事許可の全部廃業

(2) 注意事項

ア 送料は、申請者の負担となります。

イ 郵送の際は、「建設業許可（都知事許可）に関わる変更届等送付票」が必要となります。

様式は東京都都市整備局のホームページ（<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>）からダウンロードしてください（別とじ用紙も必要となります。）。

ウ 郵送についての詳細は、上記ホームページに記載されていますので参照してください。

8 申請書類の入手先案内

都庁構内用紙販売所及び法令用紙取扱店等で購入してください。

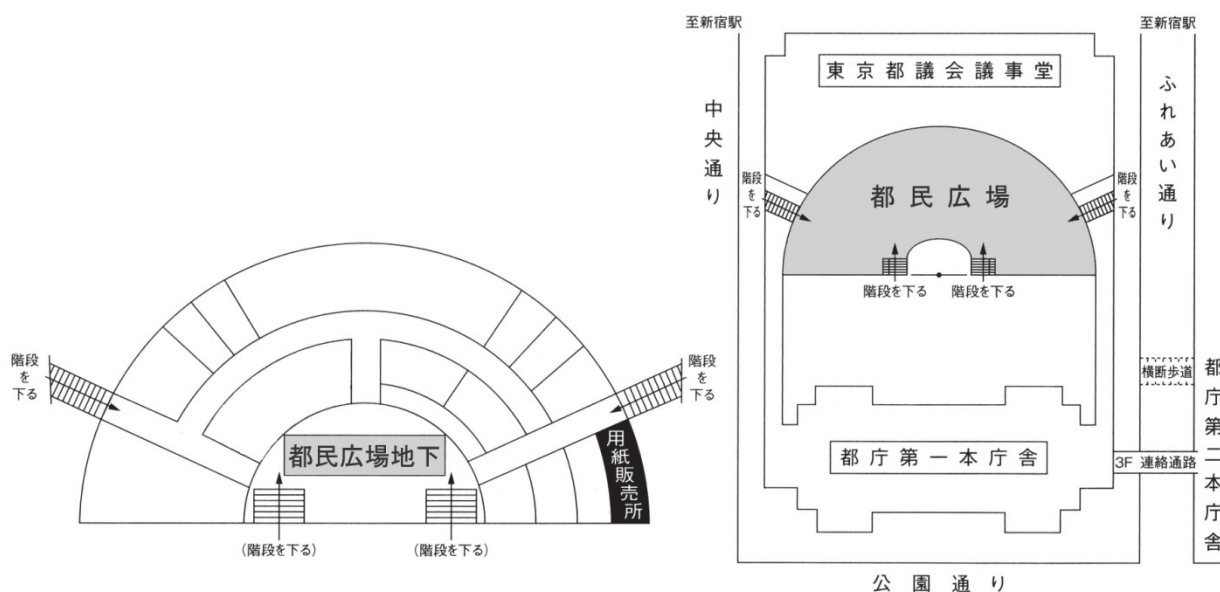
また、東京都都市整備局のホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます(下記参照)ので、A4の用紙に出力して御使用ください。

構内案内図 一般財団法人 東京都弘済会 弘済会アシスト (都民広場地下)

営業時間 午前9:00～午後5:00

電話 03-5381-6335 (直通)

御案内図



※申請書類のダウンロード方法

インターネット検索エンジン (Yahoo!、goo、Google、excite、Infoseekなど) で

「東京都都市整備局」と入力



東京都都市整備局ホームページ (<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>)



各種申請様式 (ページ上部・画面の右側)



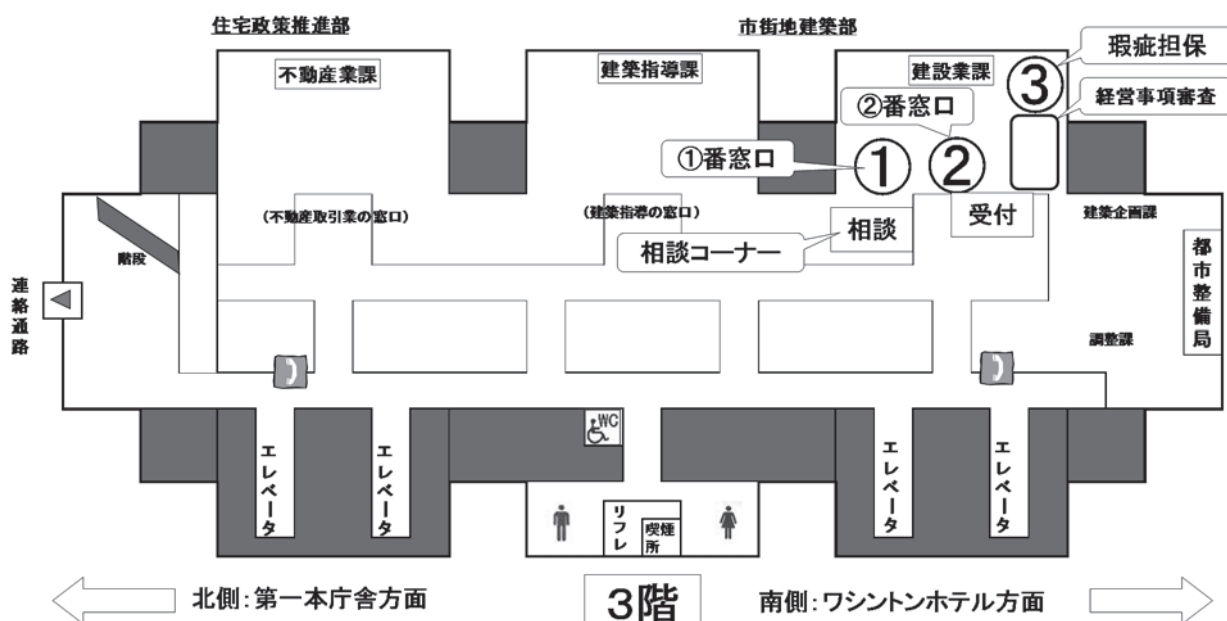
建設業許可関係、手引、申請書類



手引・申請様式のダウンロードはこちら

9 都庁第二本庁舎 3 階フロア案内

(1) フロア図



(2) 窓口案内

受付	提 出 内 容
①番 窓口	【知事許可】 ・ 新規申請 ・ 追加申請 ・ 一部廃業届 ・ 許可要件の変更を伴う変更届（経營業務の管理責任者、専任技術者、建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更） 【解体工事業者の登録及び届出】
②番 窓口	【知事許可】 ・ 許可要件の変更を伴わない変更届（P99 7(1)ア、イ参照） ・ 更新申請、更新＋変更（許可要件の変更を伴う場合は、先に①番窓口で該当する変更届のみ審査したのち、その他の変更届及び更新は②番窓口で審査） ・ 全部廃業届 【大臣許可全般申請及び届出】

相談コーナー…建設業許可審査、経営事項審査、解体工事業登録等及び住宅瑕疵担保履行法に基づく届出に係る相談・予備調査

※初めて申請する場合は、原則として建設業課内の相談コーナーで予備調査を受けてください（表紙参照）。

(3) 受付時間

午前9：00～午後5：00

※新規の申請は、午前9：00～11：30、午後1：00～4：00

※書類審査の終了が午後5：00以降になった場合は、手数料等の納入ができませんので、納入のために後日御来庁いただくことになります。そのため、窓口審査後手数料等の納入が必要な新規、追加、更新の申請をする場合は、早めに御来庁ください（表紙参照）。

【建設業関連窓口一覧】

(国) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 許可係 [国土交通省HP] <http://www.mlit.go.jp/>

【審査担当】	関東地方整備局 建設部 建設産業第一課 建設業係 [関東地方整備局HP] http://www.ktr.mlit.go.jp/	(直通) 048-600-1906 (代表) 048-601-3151 内線6145
【建設コンサルタントの登録】	関東地方整備局 建設部 建設産業第二課 測量業務	(代表) 048-601-3151 内線6661
【大臣特認】	国土交通省 土地・建設産業局 国際課	(代表) 03-5253-8111 内線30-733

(都) (代表) 03-5321-1111 [東京都HP] <http://www.metro.tokyo.jp/>

[都市整備局HP] <http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/>

平成31年4月1日現在

【経営事項審査】	都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導担当	第二本庁舎・3階・南側 内線30681
【解体工事業者の登録】	都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当	第二本庁舎・3階・南側 内線30661 内線30671
【解体工事の届出】	(床面積1万㎡超) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 (その他:特別区の地域) 各区役所の建築行政担当課 (その他:多摩地域) 多摩建築指導事務所 建築指導第一・第二・第三課 ただし、八王子・立川・武蔵野・三鷹・府中・調布・町田 ・日野・国分寺・西東京の10市は各市役所の建築行政担当課 (その他:島しょ地域) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当	第二本庁舎・3階・中央 内線30745 建築指導第一課 042-548-2056 建築指導第二課 042-464-0009 建築指導第三課 042-823-3423 第二本庁舎・3階・中央 内線30745
【アスベストの大気中への飛散(建築物解体時等)】	環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42355
【アスベストを含む産業廃棄物の処理】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42852
【産業廃棄物処理(収集・運搬業、処分業)、処理施設の許可・届出】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42861
【建設副産物対策等】	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当	第二本庁舎・12階・北側 内線30236
【宅地建物取引業者の免許】	都市整備局 住宅政策推進部 不動産業課 免許担当	第二本庁舎・3階・北側 内線30375
【建設工事等競争入札参加資格の審査】	財務局 経理部 契約第一課 資格審査担当	第一本庁舎・15階・南側 内線26155
【電気工事業者の登録・届出】	環境局 環境改善部 環境保安課 火災電気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42482
【建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査】	建設局 総務部 用度課 用度担当	第二本庁舎・5階・中央 内線40212
【協同組合設立等の届出】	産業労働局 商工部 調整課 協同組合担当	第一本庁舎・30階・北側 内線36541

登録番号 (31) 72

建設業許可申請 変更の手引

発行 令和元年 6 月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5321-1111 (代)
(内線) 30-661
ホームページアドレス
<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kensetsu/index.html>

印刷 株式会社モデザイン
東京都杉並区今川 3 - 20 - 10
03 - 5303 - 2790

本書は再生紙を使用しています。



許可後の手続

	届出事項	届出期間
変更に関するもの	決算報告	事業年度終了後4か月以内（※1）
	商号の変更	変更後30日以内
	営業所の名称の変更	
	営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更	
	営業所の新設、廃止（※2）	
	営業所の業種追加、業種廃止（※2）	
	資本金額の変更	
	役員等・代表者（申請人）の変更	
	支配人の変更	
	建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更	変更後2週間以内
	経營業務の管理責任者の変更	
	専任技術者の変更	
	国家資格者等・監理技術者の変更	（※3）
廃業に関するもの	全部廃業	廃業後30日以内
	一部廃業（※2）	

※1 毎年必ず、決算報告の届出が必要です。期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、更新申請、般特新規申請、業種追加申請はできません。

※2 営業所の新設、廃止、業種追加及び業種廃止並びに一部廃業に伴い、専任技術者の変更届を提出する場合は、変更後2週間以内の届出になります。

※3 国家資格者等・監理技術者の変更届は、変更が生じたときは速やかに変更届を提出してください。

※ 許可の有効期間は5年間です（建設業法第3条）。
5年間の有効期間が満了する30日前までに更新手続をしてください。

建設業許可（都知事許可）のよくあるご質問（FAQ）

Q 1 工事経歴書の書き方を教えてください。

A 1 許可（申請）業種ごとに作成します。実績が無くても省略はできませんので、工事名欄に「実績なし」と記入してください。あとは、経営事項審査を申請するかしないかで作成方法が異なります。詳しくは、手引に従って作成してください。

Q 2 建築一式工事業の許可を取得すれば、建築系工事であればどんな工事も請け負えるのですか。

A 2 建築一式工事業の許可を持っても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500 万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。土木一式工事も同様の扱いとなります。

例：「〇〇邸内装改修工事」：「内装仕上工事」に該当し、建築一式工事業の許可のみでは請け負えません。

（注）「建築一式工事」とは、建築確認を必要とする新築及び増改築工事を、元請で請負うことを指します。それ以外の工事は、原則として各業種の専門工事となります。

Q 3 自宅に営業所を置いているが、独立した営業所とみなされますか。

A 3 電話、机、各種事務台帳等を備え、居住部分とは明確に区分された事務室が設けられている必要があります。また、玄関等には商号を表示してください。

Q 4 都知事許可を取得している個人事業主ですが、このたび法人化することになりました。許可は引き継げますか。

A 4 許可は継承できません。新規許可を取得する必要があります。

Q 5 業種追加で複数業種を申請する場合、手数料は業種ごとに計算するのですか。

A 5 手数料の金額は、業種の数ではなく、一般建設業・特定建設業の別で変わります。すべての業種がどちらか一方なら 5 万円、一般と特定にまたがる場合は 10 万円となります。

Q 6 決算報告は、決算書を提出すればよいのですか。

A 6 法令で決められた様式（法令様式）に書き直す必要があります。

Q 7 決算報告等の法令様式はどこで入手できますか。

A 7 都庁構内用紙販売所及び法令用紙取扱い店等で購入できます。なお、東京都都市整備局のホームページからもダウンロードすることができます。

Q 8 決算報告で提出する事業報告書の様式は無いのですか。

A 8 会社法第 438 条の規定に基づき、取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後、届け出ることを求めているもので、様式については問いません。

Q 9 決算報告は、更新のときにまとめて提出してはいけませんか。

A 9 決算報告は、毎事業年度終了後 4 ヶ月以内にご提出いただくことが、建設業法において義務付けられています。ご提出がないと、業種追加申請や更新申請はできません。

提出を怠っていると、過去の決算期の納税証明書が取得できない場合があります、許可の継続が困難になるケースが見受けられます。また、ここ数年、建設業法施行規則の改正が複数回あり、決算期の時期によって使用する様式が異なります。まとめての作成は、かえって多大なる労力と時間がかかります。必ず事業年度ごとにご提出をお願いします。

Q 10 以前に在籍していた会社と疎遠になり、代表者から証明書の押印をもらうことができない場合、どうしたらよいのでしょうか。

A 10 経營業務の管理責任者の経験や専任技術者の実務経験について、証明者の押印がもらえない場合でも、被証明者が自分で証明することができます。その場合は、被証明者が署名し、個人の実印を押印します。実印は印鑑証明書を添付してください。なお、経験内容の確認資料が別途必要となりますので、手引をご参照ください。

Q 11 特定建設業の許可を持っています。従たる営業所で専任技術者が交替するのですが、後任者は一般建設業を担当できる資格しかありません。従たる営業所において特定を一般へ変更することはできますか。

A 11 事業者が持つ一般・特定の許可の枠を超えての変更はできません。もし、従たる営業所で専任技術者が交代して一般建設業しか担当できない場合は、営業所の当該業種を継続できませんので、業種を廃止してください。

Q 12 5 年前に一般建設業許可をはじめて取得した事業者です。更新する際に一般建設業の業種追加を同時申請する予定ですが、財産的要件「直前 5 年間許可を受けて継続して営業した実績のあること」に該当しますか。

A 12 業種追加をする場合は申請日時点では、許可取得後 5 年未満のため、自己資本 500 万円以上（直前の決算における純資産合計の額）か、500 万円以上の資金調達能力があること（発行 1 か月以内の残高証明書のご提出）を満たす必要があります。

（注）都では、許可換え新規の場合、他許可権者における許可取得期間が 5 年以上あった場合でも、新規許可同様の取扱いとなります。

Q 1 3 東京都以外で工事を請け負うのですが、大臣許可が必要でしょうか。

A 1 3 建設業を営む営業所の所在地が、都内のみであれば都知事許可、都以外の道府県にも所在する場合は大臣許可となります。施工する現場の場所は関係ありませんので、都知事許可の事業者でも他道府県において施工することができます。

（注）配置技術者の適正な配置が必要です。

Q 1 4 許可通知書は再発行できますか。

A 1 4 許可通知書は、許可の申請に対する許可処分の通知であり、再発行できません。代表者の変更や商号変更に対応した文書が必要な場合は、許可証明書（1通400円）をご請求ください。

建設業許可(申請・変更)の手引～平成31年度版の主な変更点

ページ	箇所	30年度第2版(旧)	31年度版(新)
はじめに	注意	—	・解体工事業の新設に伴う経過措置期間(令和元年5月末まで)は終了しました。解体工事業を営む場合には、解体工事業の許可を受ける必要があります(P67～71を参照してください。) ・元号について、申請書類内で「平成」と記載されている箇所は、必要に応じて「令和」に修正してください。
15	(6) 更新申請の受付期間	知事許可………5年間の有効期間が満了する日の2か月前から30日前まで	知事許可………5年間の有効期間が満了する日の2か月前から30日前まで (例)許可日が6月5日の場合、満了する日は6月4日であるため、更新を受付開始可能となるのは4月4日(土日祝日である場合は翌開庁日)からとなります。
20	(注5)	定款に「現行の定款の写しに相違ない」旨を	定款に「現行の定款の写しに相違ない」旨を日付・社名(法人の場合)・代表者名(個人名)とともに
51	(4) 指導監督的実務経験の確認資料	実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し(原本提示)	実務経験の内容欄に記入した工事についての契約書の写し(原本提示)及び施工体系図
58	特定建設業の有資格区分(項番65)	—	実務経験による解体みなし登録の「OA」「OB」を追加
67-71	11 解体工事業について	—	解体工事業の許可・経過措置等について、表記を全体的に分かりやすいものに修正
98	建設業許可証明書発行申込み	—	申込書を新様式に差し替え